

三 大正期の国稅徵收

88 大正元年 8 月 国稅徵收法改正案

一 国稅徵收法改正理由

大正元年八月調

国稅徵收法改正理由

第一 市街地ニ於ケル国稅徵收制度ノ改正（第五條）

現行法ニ於テハ地租・第三種所得稅・營業稅・家用醬油稅及売藥營業稅ノ五種目ニ限り市町村ヲシテ之ヲ徵收セシムルモ、市制地・区制地及勅令ヲ以テ指定シタル町制地ニ於テハ、此ノ委任徵收制度ヲ廢シ總テ稅務署ノ直接徵收制度ニ改メ、之ト同時ニ金庫ヲシテ振替貯金口座ニ加入セシメントス、是レ本法改正ノ主眼點ナリトス、其ノ改正ノ理由左ノ如シ

一 直接徵收ハ国稅徵收制度ノ原則ナリ

明治維新以後、国稅ヲ徵收スルニ当リ郡区戸長又ハ市町村ニ委任シテ徵收セシムルモノト、国ノ機關ニ依リテ直接徵收スルモノトノ二種アリト雖モ、明治二十二年市町村制ノ実施、国稅徵收法ノ制定ニ伴ヒ市町村ノ固有事務ト委任事務トノ區別ヲ明カニスルノ傾向ヲ生シ、国稅ノ徵收事務ハ可成国ノ機關ヲシテ直接之ヲ掌ラシ

メ、唯納税者ノ多数アル租税ニ限リテ納税者ノ便宜ヲ顧ミ、市町村ヲシテ之ヲ徴収セシメタリ、此ノ主義ハ明治二十九年府県収税部カ府県ヨリ独立シテ稅務管理局ト改マルヤ一層明瞭トナリ、以テ今日ニ至レリ

二 直接徴収制度ノ利益ハ其ノ不利益ニ優レリ

直接徴収制度ハ固ヨリ利弊相伴フモノナリト雖、其ノ利ハ其ノ害ヲ償フテ余リアリ、左ニ之ヲ列举セシ

イ 先ツ政府ヨリ之ヲ觀ルニ、国税ノ徴収ヲ總テ稅務署ノ直轄ト為ストキハ、稅務署ノ事務ハ当然増加スル結果、其ノ經費ヲ増加スルコト勿論ナリト雖、之ニ代フルニ徴収事務ノ統一整頓ヲ期シ國庫金ノ收入ヲ速カナラシメ、且ツ市町村交付金ヲ不要ナラシムルノ大ナル利益アリ

ロ 次ニ市町村ヨリ之ヲ觀ルトキハ、市町村カ國庫ヨリ交付金ヲ受クルノ利益ヲ失フヘシト雖、之ト同時ニ市町村ハ委任事務減少ノ結果勞費ヲ節約スルコトヲ得、從テ其ノ余力ヲ以テ其ノ固有事務ノ伸張ヲ期スルヲ得ルノ利益アリ、若シ夫レ国税徴収ニ要スル実費以上ノ交付金ヲ現ニ受クル市町村ハ、之ニ因リテ多少ノ苦痛ヲ受クヘシト雖、是レ從來不当ノ利益ヲ獲得シタルモノナレハ、之ヲ削減セラルルモ敢テ苦痛ヲ訴フルノ理由ナカルヘシ

ハ 又納税者ヨリ之ヲ觀ルトキハ、直接徴収ハ同一納期ノ国税及地方税(主^三國稅附加稅)ヲ各別ニ納付スルノ煩累アリ

ト雖、税金納付ニ際シ郵便局ヲ利用スルノ途ヲ開クトキハ、此ノ欠点ヲ排除スルコトヲ得ヘシ

ニ 政府及市町村ヲ一団トシテ之ヲ觀ルトキハ、直接徴収ハ現行ノ委任徴収ト異リ、国税ト地方稅タル附加稅トヲ各別ノ機關ニ依リテ徴収スル結果、二重ノ手数ヲ要シ社會經濟上不利ナルカ如シト雖、是唯納稅告知書ヲ送達スル使丁ノ勞費カ重複スルノミニシテ、其ノ他ノ事務上ニハ敢テ大ナル差異ナシ

三 國稅金ノ收納ヲ郵便局ヲシテ取扱ハシムル地方ニ於テハ現行制度ハ無意義ナリ

現今主ナル市ニ在リテハ国税金ノ収納事務ヲ郵便局ニ委任スルヲ以テ、市ハ一旦政府ヨリ国税徴収ノ委任ヲ受ケ、更ニ之ヲ政府ノ一機関タル郵便局ニ委任スルノ奇観ヲ呈スルモ、若シ最初ヨリ政府自ら徴収スル主義ヲ採ラハ、市カ中間ニ介在スルノ無意義ヲ避クルコトヲ得ヘシ

四 直接徴収ハ之ヲ全国一様ニ施行スルハ不得策ナリ

直接徴収ハ国税徴収制度ノ原則ナリト雖、之ヲ全国一様ニ施行セン乎、稅務署所在地ニアラサル地方ニ於ケル納稅者ノ不便少カラス、此不便ヲ除去セントスレハ勢ヒ多額ノ徴收費ヲ要スルコトナリ、國家經濟上不得策ナルヲ以テ、直接徴収施行ノ範圍ハ之ヲ納稅者ニ不便ナラスシテ、然カモ多額ノ經費ヲ要セサル範圍ニ之ヲ限ラサルヘカラス、是レ市制地區制地及市制地ニ準スヘキ町制地ノ如キ、市街地ニ先ツ之ヲ施行セントスル所以ニシテ、斯ノ如キ地方ニ在リテハ概ネ其ノ地ニ稅務署ノ存スルアリ、且ツ銀行・郵便局等ノ金錢出納ノ機關具備スルアリテ、稅務署ノ直接徴収ニ因リテ何等納稅者ノ不便不利ヲ招クコトナケレハナリ

五 金庫ノ振替貯金口座加入ハ直接徴収制度ニ缺クヘカサル要件ナリ

国税徴収法ヲ改正スルト共ニ、別ニ單行勅令ヲ以テ金庫ヲシテ振替貯金口座ニ加入セシムルノ途ヲ開クノ必要アリ、何ントナレハ直接徴収制度ヲ施行スル地方ニ於テ、納稅者ハ必ス稅務署又ハ金庫ニ税金ヲ納付セサルヘカラサルコトトシ、他ニ税金払込ノ機關ヲ設ケサルトキハ、現在郵便局ヲシテ公金ヲ取扱ハシムル市ニ在リテハ、却テ現行制度ニ比シテ納稅人ノ不便ヲ生スルコトアルヘク、又郵便局ヲシテ公金ヲ取扱ハシメサル地方ニ在リテモ、多数ノ郵便局ヲ利用シテ税金払込ヲ為サシムルハ、納稅者ニ對シテ非常ニ便益ナル方法ナルヲ以テナリ、直接徴収ノ施行範圍ヲ市街地ニ限りタルハ、一ハ此ノ郵便局數ノ多少カ納稅者ノ便否ニ影響スル所大ナルニ顧ミタルモノナリ

六 市(区)ニ対スル現行交付金ハ徴収実費ニ対シテ著シク多キニ過キタリ

明治二十二年国税徴収法ノ制定ニ依リテ、市町村ハ地租ヲ除クノ外其ノ徴収シタル国税ニ対シテ百分ノ四ノ交付金ヲ国庫ヨリ受ケ、其ノ徴収実費ヲ補償セラルルコト、ナレリ

爾來税額ノ漸次増加スルニ從ヒ交付金額モ亦増加シ、殊ニ日露戦争ノトキ非常特別税ノ増徴セラレ、市町村ノ徴収税額倍加スルニ拘ラス、交付率ハ依然トシテ百分ノ四ナリシヲ以テ、此ノ際市町村ハ既ニ徴収実費ニ比シテ多額ノ交付金ヲ受ケ、実費補償ノ目的ヲ距タルノ実況ナリキ、然ルニ從來委任徴収ヲ為サシメタル地租ニ対シテハ、我国古來ノ沿革ニ鑑ミ地租ノ徴収ハ当然市町村固有ノ義務ナリト看做シ之ニ交付金ヲ交付セサリシモ、世運ノ進歩ニ伴ヒ此ノ固有義務ノ觀念ハ漸ク薄ラクト同時ニ、市区ニ於テ多ク徴収スル所得税・營業税ニ対シテ交付金アルニ拘ラス、町村ニ於テ多ク徴収スル地租ニ対シテ交付金ナキハ、市区ニ厚ク町村ニ薄ク不公平ナリトノ議論勢力ヲ得、遂ニ明治四十四年度ヨリ地租ニ対シテ千分ノ七ノ交付金ヲ交付スルコトナレリ

以上ノ沿革ヲ經タル結果市町村交付金ハ漸次増加シ、明治二十二年度ニ於テハ十三万六千八百八円ニシテ、當時ノ内国税徴収費(百八十五万四千三百一十円)ニ対シテ僅ニ七分一厘ニ過キサリシモ、明治四十五年度予算ニ於テハ二百三十七万八千余円ニシテ、内国税徴収費(七百五十四万七千円)ニ対シテ三割二分弱ニ達シ、遂ニ地租其ノ他一切ノ国税ノ徴収実費ヲ償ヒテ大ニ剩余アルニ至レリ、即チ左表ノ如シ

区別	明治四十三年度交付金	明治四十三年度徴収実費	徴収実費ニ対スル交付金ノ倍数
市(区)部	八四六、六一八、四八〇	一七一、七九〇、九七七	四、九二倍
町部	四八八、八八七、一五〇	二四一、四二九、六五九	二、〇二
村部	一、〇七一、七八三、三七〇	一、三三三、八一〇、三九二	〇、八〇
計	二、四〇七、二八九、〇〇〇	一、七四六、〇三二、〇二八	一、三七

(明治四十三年度交付金中ニハ、地租ニ対スル明治四十四年度分交付金ヲ加算ス)

殊ニ市(区)部ニ在リテハ交付金ハ徴収実費ノ約五倍ニ達シ、町部ニ在リテモ猶且ツ約二倍ニ登リ、市又ハ町ハ不当ニ国庫ヨリ交付金ヲ受クルモノナリト謂フモ過言ニアラサルノ現状ナリ、而シテ徴収実費ニ相当スル範圍ニ於テ交付金ヲ市町ニ交付スルノ方法ナキニアラスト雖、斯ノ如キハ寧ロ市街地ニ於ケル委任徴収ヲ廢シ、直接徴収ノ原則ニ還ルノ合理且ツ徑捷ナルニ如カス

七 市街地ニ対スル交付金ヲ全廢スルモ、地方団体ノ財政ニ大ナル影響ヲ与ヘス

市街地ニ対シテ直接徴収ヲ為シ交付金ヲ全廢スルトキハ、市(区)町ハ大ナル財源ヲ失ヒ、其ノ財政ヲ危カラシムルニ至ルヘシト憂ル者アリト雖、多額ノ交付金ヲ受クル市ニ在リテハ、其ノ歳出入亦多額ニ登ルヘキヲ以テ、交付金ハ其ノ財政上重大ナル地位ヲ有スルモノニアラス、即チ明治四十二年度決算額ニ対スル明治四十三年度ノ交付金ノ割合ハ、市(区)ニ在リテハ其ノ租税収入ニ対シテ四分四厘、歳入総額ニ対シテ七厘ニ過キサ

ルヲ以テ、市(区)ニシテ少シク財政ノ塩梅ニ注意スレハ、此ノ如キ少許ノ財源ハ之ヲ失フモ敢テ苦痛ニアラサルヘシ、況ンヤ委任徴収廃止ノ結果、市(区)ハ国税徴収ノ費用ヲ全然要セサルニ於テヲヤ

八 直接徴収ニ因ル国庫歳出ノ減少額ハ大ナリ

市街地ニ直接徴収ヲ施行スルトキハ稅務署ノ經費ノ増加ヲ要シ、税金払込ニ郵便局ヲ利用セシムルトキハ又郵便局ノ經費ヲ要スト雖、交付金ノ支出ヲ要セサルヲ以テ、結局国庫歳出額ヲ減少スルコト少カラス、即チ左表ノ如シ(各市区ノ外、浦和・千葉・山口・宮崎ノ四ヶ町ニ直接徴収ヲ施行スルモノトス)

所要經費額表

年度	稅務署	郵便局	計
大正二年	一五六、一三七 内 三三二、三七四 円	一四三、七三六 円	二九九、八七三 円
大正三年	一二三、七六三	一四三、七三六	二六七、四九九

(稅務署經費ノ内書ハ地租名寄帳調製費トス)

経費差引歳出減額表

年度		現行税額ヲ基礎トスルモノ		改正税額ヲ基礎トスルモノ		明治四十五年度予算ニ依ルモノ	
市 区 町 ノ 不 要	交 付 金 額	経 費 差 引	歳 出 減 額	市 区 町 ノ 不 要	交 付 金 額	経 費 差 引	市 区 町 ノ 不 要
大正二年	九六〇、三六三 円	六六〇、四九〇 円	七七九、八八二	五二二、三八三	八四四、四五六 円	五四五、五八三 円	五七六、九五七
大正三年	九六〇、三六三	六九二、八六四	七七九、八八二	五二二、三八三	八四四、四五六	五四五、五八三	五七六、九五七

第二 町村ニ対スル交付金ノ改正(第五条)

委任徴収ヲ存続スル町村ニ於テハ其ノ徴収税目ハ現行ヲ維持シ、之ニ対スル交付金ハ地租ト地租以外ノ国税トヲ区別スル現行ヲ改メテ、総テ納税告知書一通ニ付金一銭及徴収税額ノ百分ノ一ト為ス、其ノ理由左ノ如シ

一 地租ト地租以外ノ国税トノ間ニ交付率ノ差等ヲ設クルハ公平ナラス

地租ノ徴収ヲ以テ市町村ノ固有ノ義務ナリトスルノ觀念ハ漸次薄ラキ、明治四十四年度ヨリ地租ニ対シテモ千分ノ七ノ交付金ヲ交付スルコトト為リタルハ前記ノ如シ、而シテ一旦地租ノ徴収ニ対シテ交付金ヲ交付スルノ端ヲ開キタル以上、地租ト地租以外ノ国税トノ間ニ交付率ノ区別ヲ設クルコトハ、過去ノ沿革ハ暫ク措キ現時ノ問題トシテハ当ヲ得タルモノニアラス、何ントナレハ地租ノ徴収ニ付テハ他ノ国税ノ徴収ニ比シテ市町村ノ手数ヲ要スルコト多キコトアルモ、決シテ少カラサルニ拘ハラズ、地租以外ノ国税ニ対シテハ百分ノ四ヲ交付

シ、地租ニ対シテハ千分ノ七ニ止マルハ決シテ公平ナル措置ニアラスシテ、常ニ物議ノ因ヲ為スモノナレハナリ、故ニ交付率ハ早晚之ヲ一律ニ定メサルヘカラス

二 交付金ノ標準ハ徴収税額ノ外納税告知書数ヲ参酌スルヲ要ス

国税徴収ニ要スル労費ハ唯徴収税額ノミニ依リテ左右セラルルモノニアラスシテ、納税告知書ノ多寡ハ亦与テ大ニ力アルモノナルヲ以テ、徴収税額ノミニ準拠スル現行ヲ改メテ、納税告知書数及徴収税額ノ二箇ノ標準ヲ採リ、以テ税金徴収ニ要スル労費及危険ニ対応セシムルト共ニ、各町村間ニ於ケル交付金ノ割合ヲ公平ナラシメントス

三 改正率ニ依ル交付金額ハ徴収実費ニ相当ス

納税告知書数一通ニ付金一銭及徴収税額百分ノ一ノ割合ニ依ル交付金額ハ左表ノ如クニシテ

年度	現行税額ヲ基礎トスルモノ		改正税額ヲ基礎トスルモノ		明治四十五年度予算
	現行交付金	改正交付金	現行交付金	改正交付金	
大正二年	一、六八五、〇四五 円	一、四九四、一〇四 円	一、五二二、三七四 円	一、四一七、五八三 円	一、五三四、二九六 円
大正三年	一、六八五、〇四五	一、四九四、一〇四	一、四四八、七二〇	一、三九五、六三八	

即チ基礎トナルヘキ税額ノ多寡ニ依リテ現行交付金ト改正交付金トノ差額ニ異動アリト雖、税法改正案ニ依ル

改正税額ヲ基礎トスルモノニ就テ之ヲ觀レハ、現行交付金ト改正交付金トノ差額ハ、大正二年度ニ於テ拾万四千七百九拾壹円ニシテ、是全ク国庫歳出ノ節約トナルモノナリ、而シテ改正交付金百四拾壹万七千五百八拾參円ハ町村ノ徴収実費百五拾七万四千貳百四拾円ノ内、税金送納費九万六千貳百參拾八円（金庫力振替貯金ニ加入ノ費用）（スルトキハ、町村ハ此ヲ要セズ）ヲ控除シタル残額百四拾七万八千貳円ニ対シテ、僅ニ六万四百拾九円ノ不足トナルニ過キス、此ノ不足ノ生スルハ算数上ノ結果ニ外ナラサルモ、期年ナラスシテ徴収税額ノ増加ニ随ヒ、其ノ不足ヲ償フテ尚余アルニ至ルヘキヲ以テ、改正率ニ依ル交付金額ハ徴収実費ニ相当スルモノト謂フコトヲ得ヘシ

町村ニ対スル交付率ノ改正ニ因ル歳出節約額ト市街地ノ直接徴収ニ因ル交付金ノ不要額トヲ合算スレハ、左表ノ如シ

年度	現行税額ヲ基礎トスルモノ			改正税額ヲ基礎トスルモノ		
	直接徴収ニ因ル歳出	町村交付金ノ節約額	合計	直接徴収ニ因ル歳出	町村交付金ノ節約額	合計
大正二年	六六〇、四九〇 円	一九〇、九四一 円	八五一、四三一 円	五二六、二六三 円	一〇四、七九一 円	六四一、〇五四 円
大正三年	六九二、八六四	一九〇、九四一	八八三、八〇五	五二二、三八三	五三、〇七二	五六五、四五五

（国立公文書館所蔵「勝田家文書」第12号7）

89 大正元年11月 納税者廃業・転居の事務連絡方

第六八二号 大正元年十一月十六日 厩橋税務署

事務連絡ニ関スル通信

營業稅、所得稅納稅者カ廢業又ハ転居等ノ場合ニ際シ、之カ申告方ヲ緩慢ニスルカ為メ、自然法定納期ニ至リ種々行違ヒヲ生シ、延テハ滯納者ヲ増加スルノ原因トモ可相成ヲ以テ、常ニ各課及区役所トノ事務連絡ヲ保継シ、之等異動ヲ納稅者ノ届出以前ニ速知シ、以テ処理ノ敏捷ヲ期スルハ徵稅上喫緊要務タル義ニ有之、依テ当署ハ曩ニ四十二年直第二〇四号達直稅課ト庶務課ト事務連絡ニ関スル件ノ趣旨ヲ勵行シ、滯納処分シテ出張官吏ニ於テ各種ノ異動ヲ認メ調査箋ニ依リ主務課ニ移牒シ、以テ之カ処分整理ヲ促進セシメ、若クハ賦課上参照ニ供シタル、最近^{自六月}至^{十月}件数ヲ^至挙クレハ左ノ如シ

無届転居ノモノ 一二二件

廢業ト認メタルモノ 四五件

廢業跡同一營業開始ト認メタルモノ 一五件

營業継続ト認メタルモノ 二二件

減額更訂ノ必要ヲ認メタルモノ 三〇件

滯納処分上ヨリ見タル生活状態ヲ通知シタルモノ 三三三件

尚ホ、目下營業稅後期所得稅第二期徵收期ニ際シ、当該区役所ヨリ發シタル告知書送達不能ノ調書ヲ徵シタルニ、淺

草区二〇〇通、下谷区一〇六通、合計三〇六通ニ達シ、之等ハ叙上無届異動等種々ノ事由ヲ包含セルモノナルヲ以テ、現ニ滞納処分出張ノ傍ラ本月二十日マテニ調査ヲ遂ケ、送達不能ノ事由若クハ減額整理遅延ノ為メ、滞納ナカラシメンコトヲ注意報告スヘキ旨ヲ命シ置タリ

以上ハ、各課事務連絡ヨリ生スル効果ニシテ、其成績著シキモノアルヲ以テ、今後益々該趣旨ヲ続行シ進テ納税者ノ状態ト台帳トヲ常ニ一致整理セシムル見込ニ有之候
右通信ス

(平 11 東京 30)

90 大正2年2月 地租以外の徴収交付金撤廃意見

地租を除く以外の徴収金に対する国庫交付金を撤廃すべし

四万十川生(協町)

吾輩ハ嘗て地租の徴収金に対し国庫交付金の必要ある所以を主張したり、然り然して偶々国論の一致に会ひ、明治四十四年度以降地租の徴収金に対し其の千分の七の交付金を交付することゝはなれり、然るに地租以外の徴収金に対する交付金の歩合は百分の四なるに比し、地租に対し千分の七とせるは頗る権衡を無視したる制度なるの憾なき能はず、吾輩は嘗て地租に対する交付金の必要を主張したる主旨に於て、更に其の他の徴収金に対する交付金を撤廃せんことを主張せざるを得ざるなり、抑も市町村に於ける地租事務の複雑なる、概ね他の最も丁重を払ひつゝある戸籍兵事事務の下に立たず、固より市若くは町と其の他の村落とに依り大に其の状況を異にするものありと雖も、所謂概ね

市町村に於ける事務中最も複雑なる事務に属す、何ぞや、所得税や營業稅や賣棄營業稅や家用醬油稅の如き、政府に於て個人毎の納額を定め市町村は單に徵收の手續のみを運ぶべきものと、其の難易輕重唯だに雲壤のみの差ならんや、況んや市若くは町の如き商工業地に在てハ、比較的勤勞の薄き而も著しく交付金歩合の厚き所得稅營業稅に対する交付金額は頗る多額に上り、獨り徵收上の費用を支弁するに止まるのみならず、甚しきは其の機関に於ける大部分の經費を所弁するに足るものあるの奇觀あるに於てをや、更に況んや、農業本位の町村に於ける地租事務の如き、年中數人の吏員にして尚ほ且つ整理の遺憾なきを期せられざるものに対し僅々千分の七の交付金を以てす、以て其の輕重難易の理に合ふものと為し得可けんや、人或は曰はん、市町村に於ける土地事務は市町村固有の事務に属し、国家委任に基く地租の徵收を為さざるにもせよ、自ら整理の要ありて必ずしも其の他の國稅に於けるが如き單純なる国家委任のみに基ける事務にあらず、兩者の間自ら性質上差異あり、交付金の差等を設けある固より当然ならんと、之れ然り、豈之れ然らんや、市町村に於ける土地事務は地租の徵收を前提として初めて市町村固有の事務も自から其の裡に備れるに止まり、決して地租徵收を後にして市町村固有の事務を弁するものならんや、思へ現下市町村に於ける土地事務にして地租徵收を外にし幾許程の価値を有するものありや、土地台帳の如き市町村は其の設備の廢止を主張せるもの頗る多きの現況なるにあらずや、且つ夫れ返りに一步を譲り土地事務が市町村と共益の事務なりとするも、其の分量に於て到底其の他の國稅に於ける單純に徵收のみの事務と比肩すべき業ならんや、而も此に薄く彼に厚き如何か合理的の制なりと為し得可けんや、然り然らば如何せば可ならんか、地租に対する交付金をしてその他のもの同一率ならしめんか、之れ國費多端の際云ふべくして行ふべからすとなさん、而も一率の交付金は尚ほ且つ事務の輕重難易の差を償ふに足らず、是を以て吾輩は地租以外の國稅の徵收の如き、頗る單純にして輕易なるものに対しては全然交付金を廢し、挙げて之れを地租の徵收にのみ交付するの頗る適切なるを感す、而して交付金交付の條件として必ず

地租事務の整理に支出し、尚且つ該交付金の費途に就ては所轄稅務署長の指揮監督を受くるを要すること、せば、更に一層妙策ならん、此の如くならは現下不整理極まれる市町村地租事務も其の面目を新にするの頗る易々ならんのみ、賢君大官以て如何となす、敢て蕪言を吐く、嗚呼誰か現下比較的交付金の多き商工業地の国税徴収の治績に一顧を惜むものぞ

(平 26 東京 121)

91 大正2年10月 納稅督励及滯納処分執行方心得

納稅督励及滯納処分執行方心得

内訓第一号

稅務署

納稅督励及滯納処分^{てんてい}執行方心得、別冊ノ通相定ム

大正二年十月十一日

東京稅務監督局長 齋藤高重

(別冊)

納稅督励及滯納処分執行方心得

第一条 市制施行地ヲ管轄スル稅務署及別ニ指定スル稅務署ニ在リテハ、徴收事務規程其ノ他従前ノ令達ニ依ルノ外、仍本心得ニ依リ納稅ヲ督励シ及滯納処分ヲ執行スヘシ、但シ特ニ必要ナシト認メタル市制施行地ヲ管轄スル稅務署ニ対シテハ、其ノ管内ノ全部又ハ一部ニ対シテ本規程ノ適用ヲ除外スルコトアルヘシ

第二条 納期ノ一定セル同一税目ノ国税ヲ最近一年以内ニ於テ滞納シタ者、若ハ滞納ノ虞アル納税者ニ対シテハ、毎納期納税ヲ督促シ納期内ノ完納ヲ期スヘシ

納税督促ハ極メテ懇切丁寧ノ態度ヲ失ハス、出張、書面又ハ電話ニ依リ之ヲ為スヘシ

第三条 納税督促ハ納期限前七日以内ニ於テ三日間以上之ヲ為シ、内部事務処理ニ必要アル者ノ外、庶務課員全部之ニ従事スヘシ、但シ所得税及營業税最初ノ納期ニ在リテ必要アリト認ムルトキハ、直税課員ヲシテ助勢セシムヘシ、此ノ場合ニ於テハ主トシテ住居所ヲ転シタル者、若ハ課税ニ不服ヲ唱フル納税者ノ督促ヲ為サシムヘシ

第四条 人員若ハ事務ノ都合ニ依リ第二条ニ定ムル納税者ノ全部ニ亘リ督促スルコト能ハサル場合ニ於テハ、此等ノ納税者ニ就キ左記ノ順序ニ依リテ督促スヘシ

一 東京市内各税務署及横浜税務署ニ在リテハ、納税告知書一通ノ金額概ネ地租ハ二十五円、所得税ハ十円、營業税ハ二十円以上ノ者、其ノ他ノ税務署ニ在リテハ前段金額二分ノ一以上ノ者、但シ既往一年以内ニ於テ滞納セシコトナキ納税者ヲ除ク

二 前納期ノ滞納者ニシテ督促状発付前納付、及督促状指定期限内納付ノ者

三 前納期ノ滞納者ニシテ督促状指定期限後滞納処分ノ着手前税務署ニ出頭納付ノ者

四 前各号ニ該当セサル者

地租納税者ニ対シ督促ヲ為ス場合ニ於テハ、納期限内完納セサルトキハ居宅ニ臨ムコトナク直ニ土地ノ差押ヲ為スコトアルヘキ旨ヲ予告シ置クヘシ

第五条 納税督促ヲ加ヘタル納税者ノ人員及納否ノ別ヲ督促従事者毎ニ調査シ、督促状発付ヲ終リタル後十日以内ニ申報スヘシ(第一号様式)

第六條 第四條第一項第一号及第二号ニ該当スル者ハ毎納期必ス督励シ、其ノ以外ニ属スル者ニ対シ特別ノ事由アリテ納稅督励ヲ為スコト能ハサル場合ハ事由ヲ詳具シ予メ申報スヘシ

第七條 第二條乃至第四條ノ規定ハ隨時納期ノ国税ニ之ヲ準用ス

第八條 納稅者滞納シタルトキハ督促状ノ發付ヲ速ニシ、指定期限ハ成ルヘク之ヲ短縮スヘシ

第九條 納稅者督促状ノ指定期限内ニ完納セサルトキハ、左記ノ順序ニ依リ指定期限ノ翌日ヨリ滞納処分ニ着手スヘシ

一 金額ノ大ナル者

二 滞納常習者

三 前二号及以下各号ニ該当セサル者

四 督促状送達不能ノ者

五 前納期財産差押ヲ為シタル者

六 前納期売却決行シタル者

前項第一号及第二号ノ該當者ニシテ、同時ニ第四号以下ニ当ルトキハ、後ノ順位ニ依ルヘシ

第十條 処分未了ノ滞納処分票ハ署長又ハ課長之ヲ保管シ、一日ノ予定數ヲ限り出張ノ都度之ヲ処分官吏ニ交付スヘシ、但シ繼續シテ出張セシムル場合ニ於テハ三日分以内ヲ限り交付スルモ妨ナシ

第十一條 滞納処分ノ為出張シタルトキハ、全戸不在、所在不明若ハ受持区外転居ノ場合ノ外、必ス現金領収又ハ財産差押ヲ為スヘシ、但シ納稅者若ハ其ノ家族、雇人、同居者中ニ出産、結婚、葬祭、重病患者アルトキ、又ハ盜難天変等ノ災害ニ罹リタル者アルトキハ、出張官吏ニ於テ相当期間猶予ヲ為スコトヲ得

前項但書以外ノ場合ニ於テ、特ニ猶予ヲ為スノ必要ヲ認メタルトキハ署長ノ承認ヲ受クヘシ

特別ノ事情ニ因リ前二項ニ依リ難キトキハ、署長ハ当分ノ内特ニ一回ヲ限度トシ予メ出張官吏ニ対シ処分ノ猶予ヲ承認スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ出張官吏ハ納付期日ヲ定メ当日稅務署ニ出頭納付ヲ誓ハシムヘシ

第十二條 滞納処分ニ臨ミタル場合ニ於テ、其ノ納稅者ニ従前納期ノ未納稅金アルトキハ必ス同時ニ之ヲ処分スヘシ
第十三條 差押財産ヲ納稅者若ハ其ノ家族、雇人ニ保管セシムル場合ニ於テハ、予定公売期日ノ凡七日以前ニ於テ適當ノ日ヲ指定シ、其ノ期日迄ニ督促手數料、延滞金及稅金ヲ完納スルコト能ハサルトキハ、必ス物件ヲ稅務署ニ送致スヘキ旨ヲ誓ハシムヘシ、但シ第十四條第一項但書ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ場合ニ於テハ、若シ其ノ期日ヲ経過シタルトキハ別段ノ通知ヲ為スコトナク、稅務署ハ納稅者ノ費用ヲ以テ物件ヲ公売予定ノ場所ニ運搬スヘキ旨ヲ予告シ置クヘシ

前二項ノ予告ヲ為シタル場合ニ在リテモ、必要アリト認ムルトキハ、仍公売確定期日又ハ物件送致ノ期日ヲ通知スヘシ

第十四條 差押ヘタル有体動産ハ特別ノ事由アルモノノ外、必ス公売期日以前ニ於テ公売予定場所ニ送致スヘシ、但シ第九條第二号、第五号及第六号該當者ニ係ルトキハ、差押当日若ハ差押後三日以内ニ公売予定場所ニ送致スヘシ
最近一年以内ニ於テ滞納セシコトナキ納稅者ノ差押財産ハ、場合ニ依リ公売ノ場所ニ送致セサルモ妨ナシ

第十五條 納稅督勵ヲ加ヘタル地租ノ納稅者、其ノ納期ニ於テ滞納シ財産差押ヲ要スルトキハ、特別ノ事情アル場合ノ外、納稅者ノ居宅ニ臨マスシテ土地ノ差押ヲ為スヘシ、地租滞納常習者亦同シ

所得稅又ハ營業稅納稅者ノ所有不動産ニ付テモ、其ノ滞納常習者ニ限り前項ニ準シテ差押ヲ為スコトヲ得

第十六條 差押物件ハ其ノ登記又ハ登録ヲ要スルモノノ外、差押後七日以内ニ公売公告ヲ為シ、其ノ期間ハ成ルヘク

之ヲ短縮スヘシ

第十七条 滞納処分従事者ノ実蹟ヲ調査シ毎翌月五日限申報スヘシ、但シ本心得ヲ適用スル稅務署ニ在リテハ、本局徵收事務規程第九十七条ノ二ノ報告ハ自今提出ヲ当セス（第二号様式）

第十八条 本心得ノ定ムル所ニ從ヒ滞納処分ヲ執行スルコト能ハサル特別ノ事情アルトキハ、事由ヲ詳具シ処分執行順序ヲ定メテ指揮ヲ受クヘシ

第十九条 本心得指定以外ノ稅務署ニ於ケル納稅督勵及滞納処分ハ、本心得ニ準シテ取扱フコトヲ得、但シ督勵事蹟及滞納処分実蹟報告ヲ要セス

納稅督勵及滞納処分執行方心得第一条ノ指定稅務署

内訓第二号

品川、淀橋、龜戸、板橋、八王子

神奈川、千葉、浦和、足利稅務署

納稅督勵及滞納処分執行方心得第一条ノ稅務署ニ指定ス

大正二年十月十一日

東京稅務監督局長 齋藤 高重

納稅督勵及滞納処分執行方心得ニ關シ當務者ヘ訓示方ノ件

訓示秘第一号

稅務署

納税ノ督励及滞納処分執行方ハ本月十一日内訓第一号ニ依リ夫々措弁スヘキ筈ナルモ、尙当務ノ各員ニ対シテハ左記各項ヲ訓示シ執行上遺憾ナキヲ期スヘシ

一 納税ノ督励ニ当リテハ、納税者ニ接スルニ常ニ相当ノ礼節ヲ守リ努メテ懇切丁寧ノ態度ヲ持シ、納税者ヲシテ不快ノ念ヲ懷カサラシムルハ勿論、稅務官庁ノ好意ト親切トヲ了解セシムルコトヲ努ムヘシ

二 滞納処分ニ際シテハ円滑ニ処分ヲ執行スルヲ旨トシ、克ク条理ヲ竭シテ納税者ヲ訓諭シ、常ニ同情ノ心ト丁寧ノ態度トヲ失ハス、妄リニ納税者ヲシテ憤激セシムルカ如キコトナキハ勿論、納税者ノ暴言ニ挑発セラレ粗暴ノ態度ニ出ツルカ如キコトナキヲ要ス

三 差押物件ノ送致ニ先チ、成ルヘク第十三条第三項ノ予告ヲ為シ本人ニ任意納付ノ機会ヲ与ヘ、其ノ運搬ニ際シテハ法令ノ依拠スル所ヲ説示シ、其ノ已ムヲ得サルコトヲ了得セシムルコトニ努ムヘシ

四 土地ノ差押ハ一ニ官民相互ノ手数ヲ省略スルニアルヲ以テ、之カ決行ニ先チ懇切ニ納税者ニ戒告スヘキハ勿論、其ノ売却決行ニ当リテハ僅微ノ税金ニ対シテ高価ノ土地ヲ公売スルカ如キコトナキ様深ク留意スヘシ

大正二年十月二十八日

東京稅務監督局長 斎藤重高

(昭53 東京 102)

92 大正2年11月 納稅改善に関する件

納稅改善二関スル件 大正二年十一月二十八日 函館稅務署通信

納稅改善二関スル狀況左ノ通りニ有之候

一 函館支庁ニ於テハ、毎納期共当署ヨリ通報スル各税収入歩合表ノ成績ニ徴シ、成績ノ低下セル各町村役場ニ対シテハ低下ノ原因ヲ問合セ、若シ督励充分ナラスト認メタル時ハ始末書ヲ徴シツツアルヲ以テ、目下各町村役場ニ於テモ大ニ納税勸誘ニ精励スルカ如シ

二 函館区役所ニ於テハ指定納期経過ノ翌日ヨリ、吏員五人・使丁拾式人ヲシテ各三ヶ町ノ分担受持区ヲ定メ、税務署員ト協力シテ督励ニ従事セシム故ニ、互ニ良成績ヲ得ントシテ勸誘ニ熱心スルヲ以テ、近來益々成績ノ昂上ヲ示シツツアリ

三 函館女子高等小学校ニテハ、生徒ニ納税上ノ講話ヲナスヘキニ付、其材料ヲ送致セラルヘク請求アリタレハ、直チニ仙台局発刊ノ納税教科資料ヲ送付シ、伊佐敷課長ヲ出張セシメテ種々納税ニ関スル講話上ノ相談ヲナサシメタリ

四 木古内村釜谷尋常小学校ニテモ納税上ノ書籍送付方申越シタルニ依リ、納税葉ヲ送付シテ納税講話ノ材料ニ供シタリ

五 税務署ニ於テハ所得税第一期第二期滞納者職業別人員表ヲ作成シ、之レニ意見ヲ書加ヘテ各官公衙及学校其他重ナル人々ニ回示ノ方法ヲ採リ、一方之ヲ新聞紙上ニ登載セシメタルニ、其反応直チニ表ハレ官庁、学校等ヨリ滞納者人名問合セノ向アリタレハ、第三期ヨリ或ハ幾分ノ好成绩ヲ得ヘキ予想ナリ

所得稅職業別滯納者員數表

職業別	區別	
	區部	郡部
官公署及學校	第一期	
	區部	郡部
	第二期	
	區部	郡部

鐵道院	二二八	二	二〇
專賣支局	二	二	二
裁判所	二	二	二
支庁	二	二	二
區役所	二	二	二
土木派出所	二	二	二
郵便局	二	二	二
築港事務所	二	二	二

重砲兵大隊	一	一	一
中學校	二	二	二
商船學校	一	一	一
高等女學校	一	一	一
若松小學校	三	三	三
住吉小學校	一	一	一
宝小學校	一	一	一
計	二七	四	四二
			四

以上、官公衙並ニ各學校滯納者ハ素ヨリ納稅義務ノ何タルヲ熟知セラルル人物ナルニ不拘、鐵道院郵便局ノ如キ毎納期多數ノ滯納者ヲ出シ、其他ノ官公衙學校モ一期ヨリ二期ニ於テ其數ヲ劇増セシハ、國家ニ對スル義務ノ觀念ヲ欠キ奉公ノ誠意足ラサルノ致ス処ト遺憾ニ堪ヘス、殊ニ身訓育ノ職ニ在リテ他ノ師表タルヘキ學校教員ニシテ、諸稅ヲ滯納スルカ如キニ至リテハ、誠ニ悲ムヘキ惡弊ヲ釀成スル次第ナレハ、公職ヲ奉スル各員ハ深ク思ヒヲ茲ニ致シ、憲法上ニ定メラレタル納稅義務ノ履行ヲ誠実ニ果タサレン事ヲ希望シテ止マス

抑モ稅務署ニ於テ專心納稅勸誘ニ努メ滯納処分ヲ勵行スル所以ハ、職トシテ國庫ノ收入ヲ敏活ナラシメ、而シテ國家ノ活動ニ資スル諷ナルヲ以テ、今後尚滯納ノ惡習ヲ改メラレサルモノニ對シテハ、不得止他ノ模範タルヘキ官公衙學校等ヲ先ニシ漸次他ニ及フヘキ積リナレハ、願クハ爾今大ニ注意アリタキモノナリ

会社銀行議員弁護士醫師其他

衆議院議員	一
村會議員	八
弁護士	二
領事館員	三
醫師	三
郵船会社	二
計	七

船渠会社	二
銀行	二
會社	一
商業會議所	一
海員	一
計	六
計	二
計	四
計	三
計	九

以上、会社銀行及各議員弁護士醫師船員等ハ教育アル人物ノミナレハ、謂フ迄モナク国家生存ニ必要ナル費用ヲ分担スルハ国民力国家ニ対スル美德ニシテ、其分担シタル費用即チ納税ノ本分ヲ尽スハ、進ンテ納税ノ義務ヲ果タス所以ナルヲ了解セラルル管ニ付、今日迄ハ怠慢等ノ原因ニ依リ滞納セラレシト雖モ、今後ハ翻然トシテ其習慣ヲ改メ、君国ニ尽スノ誠意ヲ以テ納税セラレンコトヲ望ム

料理店、旅人宿、芸者其他

芸者	四七
料理屋	二七
ソバ屋	五
計	四〇
計	二七
計	六

貸座敷	二〇
旅人宿	一〇
計	一
計	三
計	三
計	二六
計	一〇
計	九
計	一

以上、料理店ソバ屋貸座敷旅人宿芸者、同業者中滞納者最モ多く、税務署ニ於テモ常ニ滞納矯正ニ苦心シツアル所ナリシモ、于今改善ニ至ラサルハ職業状態ノ然ラシムル所ニアラスヤト目下其原因考究中ニ属ス、然レトモ苟シクモ国民トシテ国法上納税資格者タル以上ハ、滞納ノ原因ニ於テ財政困難等ノ事情伏在スト雖トモ、公課納付ノ等閑ニ付スヘカラサルモノナルヲ知ラハ、予テ公課貯金方法ヲ講シ以テ納期ノ到来ニ備フルノ覚悟ナカルヘカラス、然ルヲ只徒ラニ景氣ノ消沈ヲ云々シ、処分ノ一日モ遅カラサランコトヲ欲スルカ如キ口吻ヲ漏スカ如キハ、納税ノ意義未タ脳裡ニ徹底セサルニ因ルモノト信セラルルニ依リ、納税ノ義務ハ憲法ニ定メラレタル国民ノ一天義務（一ハ兵役ノ義務）ナルヲ深く考慮シ、以後滞納セサランコトヲ望ムコト切ナリ

貸金貸地其他

質店	三	三	一
貸金	一一	五	二二
貸家貸地	三		七

物品貸付	八	一
計	二五	三三
	八	一

以上、貸金貸家貸地物品貸付業者ハ金融ノ融通円満ナルモノニシテ、好シ財政上困難ヲ感スル場合アリト雖トモ、納税觀念アルニ於テハ税金ヲ滞納スルカ如キコト無キ筈ナルニ、意外ニモ滞納者ノ数多キハ全ク金利ノ関係上滞納スルヲ利益トスルカ如キ、公徳心ヲ度外ニ置キテ利慾ノ打算ヲ為スニ基クモノト思考ス、如斯ハ実ニ誤リタル思想ニシテ、国民タル恥辱ニ付爾今改メラレンコトヲ希望ス

各種營業

潛	澱	建	餡	錫	菓	車	網	湯	鍛	回	靴	鑄	彫	運	周	船	仲	人	建	士	
	粉	具	製	製	子	製	製			漕						舶	夫	築	木		
水	造	造	造	造	造	造	造	屋	冶	店	屋	物	刻	送	旋	水	立	負	負	負	
一	二	一	二	二	一	五	五	一	一	一	一	一	三	二		一	〇	二	二	〇	
	一												三								
			一	一	三	二	一	六	八	一	一	二	一	六	三	一	一	三	一	二	八

農	漁	賃	人	表	肥	刻	鉞	火	大	印	和	写	造	劇	染	印	武	理	店	
計			力	具	料	昆	葬			服		仕				力				
業	業	挽	車	師	屋	布	山	場	工	刷	立	真	船	場	物	版	工	髮	員	
九	七	二	八	一	二	一	一	二		一	一	二	二	四	八	一	三	一	一	五
一	二	一	三	二	一	一	二	一		二	三	一	二	六	一	四	一	一	七	二
三	六	八	八																	

リテハ、日本ノ国民トシテ恥ツヘキコトニ付、爾今自ラ進ンテ納税シ、以テ国家ノ活動ヲ敏捷ナラシムルニ留意セラレシコトヲ希望ニ堪ヘス

(平 8 札幌 16)

93 大正2年12月 町村役場税務主任実務講習会の開催

町村役場税務主任実務講習会開催ノ件

大正二年一月二日 直第二八二号前橋税務署通信

管内各市町村ニ於ケル国税諸帳簿ニ関スル事務、其ノ他異動地並ニ納税上ノ施設又ハ測板式測量法ノ普及等ニ付テハ、夫々施設計画ノ下ニ著々理想ノ一部ヲ実行シ来リタリ、即チ一例ヲ挙クレハ平測板測量法ノ如キハ、元當署雇員タリシモノニシテ、此道ニ堪能ナル佐藤立造ヲ四十三年ヨリ講師トシテ、各町村全部ニ互リ斯法ノ普及ヲ計リタル結果ハ、大ニ其効果ヲ奏シ、現時ニ於テハ多キハ一村八九十名ノ講習者ヲ出シ、各町村共測量機器具ノ設備ヲ了シタルハ勿論、講習員少キ町村ニテモ十名ヲ下ラサル状況ニシテ、異動地整理等ニ於テ便益ヲ得ツツアリ、故ニ當署ハ測量法講習会ハ当分開催ノ必要ヲ感セサリシナリ、然ルニ去ル十月下旬頃ヨリ市町村国税諸帳簿監督ノ急ヲ要スト認ムルハ箇町村ニ対シ之ヲ為シタルニ、此内税務主任書記新任交迭等ノ為メ事務不熟練ニシテ違式誤調違算等多ク、此儘ニシテ放任センカ、事務ノ系統ヲ紊シ相互ノ不利益ヲ来シ、且ツ永ク如斯状態ニ在ラシメハ、遂ニ町村ヲシテ之カ整理ニ多大ノ費用ヲ要スルニ至ラシムルハ、今ヨリ想像シ得ルコトハ難カラサル状況ニ候ヘハ、此点ニ付テ彼是講究ノ結果人物養成ノ急ナルコトヲ認メ、市町村ニ於ケル国税諸般事務取扱上ニ関スル実務講習会ヲ開催スルコトトシ、管内中最

モ不良ニ属スル町村又ハ新任書記等ノモノ四箇村ヲ選定シ、之ヲ町村長ニ協定シ当該村主任書記ヲ当署ニ招集シ、去ル八月ヨリ十二日迄五日間左ノ講習科目ニ就キ講習セシメ候、尤モ其成果如何ハ今後ノ事蹟ニ徴セサレハ知ルコトヲ得ス、固ヨリ試験的ニ之ヲ決行シタルモノナルモ、今回ノ成績ニシテ幸ヒ予期ノ如キ效果ヲ得候ニ於テハ、前記村ノ次位ノ不良成績ニ在ル町村ヲ選定シ第二回ノ講習会ヲ開設シ、順次全管ニ普及セシムル計画ナリ、今茲ニ講習会ニ於ケル順序科目等ヲ述フレハ左ノ如シ

一 講習会場 前橋稅務署

二 講習期間 自十二月八日 五日間
至十二月十二日

三 講師 直稅課長 海老沢貞之介 補助 直稅課員

四 講習科目

イ 地租事務ニ就テ

(1) 地租改正沿革ノ概要 (改租事務ノ順序、字・地番・地目ノ意義、地位等級ノ見積及地価反金ノ算出方法)

(2) 地租条例、同施行規則、其ノ他之ニ関スル一般法規等ノ立法ノ精神並解釈、適用 (事實ニ照シ図解説明)

ロ 国税ニ関スル諸帳簿様式ノ精神、並實際取扱上ニ付テノ実例、及当署ニテ制定セル役場国税事務取扱ノ説明
ハ 帳簿書類ノ編纂整理ニ関スル心得

ニ 所得稅、營業稅、相続稅等ノ市町村役場又ハ納稅者ニ緊切ナル部分ニ就テノ精神の解説

ホ 計算ニ関スル心得ニ就テ

ヘ 納稅施設、其他徵收事務取扱ニ関スル心得ニ就テ

ト 日常ニ於ケル精神の執務法ニ就テ

五 講習者 勢多郡北橋村書記田子重作、同郡木瀬村書記下田郁司、佐波郡名和村書記五十嵐要二郎、

同郡芝根村書記高橋角市

附記

講習時間ハ毎日午前九時半ヨリ午後三時迄ニシテ、各員共当署予期以上ノ熱心ヲ以テ聴講シ、其要旨ヲ會得シタルモノノ如ク閉會、茶話会席上ニ於テ講習員ノ談ニ依レハ、講習ノ結果ハ關係法規ノ所在並精神等ヲ會得シタルカ為メ、従前ニ比シ大ニ責任ノ重キヲ感シ来レリト語レリ、蓋シ此言ヲ採テ今回講習會開設ノ将来ニ於ケル効果ヲ推想スルコトヲ得ム乎

(平 11 東京 53)

94 「大正2年頃」 国税徴収法改正法律案

「 国税徴収法中改正法律案

附 關係法規修正案

目 次

- 一 国税徴収法中改正法律案
- 一 同 施行規則中改正勅令案
- 一 同 施行細則中改正省令案
- 一 郵便官署ヲシテ歳入金等ノ出納事務ヲ取扱ハシムルコトニ関スル勅令案

一 同

省令案

一 為替貯金局官制中改正勅令案

一 租税外歳入金ノ証券納付ニ関スル勅令案

参考書類

一 証券代用納付ニ関スル現行規定

一 改正交付金調

国税徴収法中改正法律案

国税徴収法中左ノ通改正ス

第四条ノ五乃至第四条ノ八ヲ第四条ノ六乃至第四条ノ九ニ改ム

第四条ノ五 納税人ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ小切手其ノ他ノ証券ヲ以テ国税督促手数料、延滞金及滞納処分費ヲ納付スルコトヲ得

前項小切手其ノ他ノ証券ノ支払人其ノ支払ヲ為ササルトキハ、初ヨリ納付ナカリシモノト看做ス

第五条中第二項ヲ削リ左ノ二項ヲ加フ

前項徴収ノ費用トシテ、其ノ徴収金額ノ百分ノ一二相当スル金額及納税告知書一通ニ付金二銭ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ヲ、其ノ市町村ニ交付ス

第一項ノ税金ヲ国庫ニ送付スル場合ニ於テハ、第四条ノ五ノ規定ヲ準用ス

第三十三条中「沖繩県及」及第四項ヲ削ル

附則

本法ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

国稅徵收法施行規則中改正勅令案

国稅徵收法施行規則中左ノ通改正ス

第三条ノ二 納税人ハ左ニ掲クル小切手其ノ他ノ証券ヲ以テ税金督促手数料、延滞金及滞納処分費ヲ納付スルコトヲ得、但シ証券ニ依リ支払ヲ受クヘキ金額ヲ納付スヘキ金額ヲ超過スルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 日本銀行本支店・出張所・代理店又ハ手形交換所組合銀行ニ宛テタルモノニシテ、所持人ニ対スル一覽払ノ小切手又ハ為替手形

二 償還又ハ支払期ノ到達シタル無記名国債証券又ハ国債証券ノ利札

三 政府ノ發シタル支払命令券

四 郵便為替証券

五 郵便振替貯金払出証券

前項ノ証券ニシテ支払場所カ金庫所在在地下ナルモノ、支払満期日ノ切迫シタルモノ、又ハ支払ノ不確實ト認ムルモノハ、金庫、收税官吏、又ハ市町村ハ其ノ受領ヲ拒ムコトヲ得

第三十一条ノ二 郵便官署ニ於テ国稅督促手数料、延滞金及滞納処分費ノ領収ヲ為ス場合ニ於テハ、本令中金庫ニ關スル規定ハ之ヲ郵便官署ニ準用ス

附則

本令ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

国税徴収法施行細則中改正案

国税徴収法施行細則中左ノ通改正ス

第七条 納税人小切手其ノ他ノ証券ヲ以テ税金督促手数料、延滞金及滞納処分費ヲ納付セムトスルトキハ、該証券ニ納税人ノ住所氏名ヲ記入捺印シ、之ヲ納税告知書又ハ納付書ニ添ヘ指定ノ場所ニ納付スヘシ、但シ無記名国債証券、国債証券ノ利札又ハ納税人ノ署名アル証券ニ付テハ、住所氏名ヲ記入捺印スルコトヲ要セス

第八条 金庫、収入官吏又ハ市町村ニ於テ証券ヲ以テ納付ヲ受ケタルトキハ、直ニ其ノ証券ニ代用納付ノ印ヲ押捺スヘシ

第八条ノ二 収税官吏又ハ市町村ニ於テ受領シタル証券ハ、遅滞ナク適宜納付仕訳書ヲ作り金庫ニ払込又ハ送付スヘシ

証券ノ支払場所カ金庫所在地外ナルモノ、又ハ支払満期日ノ切迫シタルモノヲ受領シタルトキハ、収税官吏又ハ市町村ニ於テ之ヲ現金ト引換ヘタル上、払込又ハ送付ノ手續ヲ為シ、其ノ支払ヲ拒絶セラレタル場合ニ於テハ、納税人ニ之ヲ還付スヘシ

第八条ノ三 金庫ハ収税官吏、市町村又ハ納税人ヨリ証券ヲ受領シタルトキハ、直ニ支払場所ニ就キ支払ヲ受クルノ手續ヲ為シ、其ノ支払ヲ拒絶セラレタル場合ニ於テハ、之ヲ収税官吏、市町村ニ返還シ、又ハ納税人ニ還付スヘシ、収税官吏、市町村前項ニ依リ返還ヲ受ケタル証券ハ、之ヲ納税人ニ還付スヘシ

書式ヲ左記ノ如ク改ム

書式
省略

附則

本令ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

郵便官署ヲシテ歳入金等ノ出納事務ヲ取扱ハシムルコトニ関スル勅令案

租税、租税外歳入金及歳出金ノ出納ニ関スル事務ハ、命令ノ定ムル所ニ依リ郵便官署ヲシテ之ヲ取扱ハシムルコトヲ得

前項ニ依リ郵便官署ニ於テ取扱フヘキ事務ノ範圍、及其ノ取扱ニ関スル規程ハ逋信大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

同上ニ関スル省令案

大正三年勅令第 号ニ依リ郵便局署ヲシテ取扱ハシムル歳入金及歳出金ノ種目、左ノ如シ

- 一 税務署ノ直接徴収スル国税金
- 二 市町村ヨリ国庫ニ送付スル国税金
- 三 税務署・税務監督局、北海道庁及府県ノ取扱フ大藏省所管ノ税外諸収入金
- 四 金庫所在地外ニ在ル債主ニ支払フヘキ歳出金
- 五 登録税法第 条ニ依ル納金

為替貯金局官制中改正勅令案

第一条 為替貯金局ハ逋信大臣ノ管理ニ属シ、郵便為替、郵便貯金、年金恩給ノ給与ニ関スル事務、一並ニ租税、租

税外歳入金及歳出金ノ出納ニ関スル事務」ヲ掌ル

租税外歳入金ノ証券納付ニ関スル勅令案

租税外ノ歳入金ハ小切手其ノ他ノ証券ヲ以テ之ヲ納付セシムルコトヲ得

前項歳入金ノ種目ハ各省大臣之ヲ定メ、其ノ取扱手續ハ国税ニ関スル証券納付ノ例ニ依ル

本令ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十八年勅令第三十四号ハ之ヲ廃止ス

証券代用納付

勅令第三十四号 明治三十八年二月十七日

租税其ノ他ノ歳入金ノ代用トシテ証券ノ納付ヲ受ケタル場合ニ於テハ、収入官吏及金庫ヲシテ現金ニ準シテ其ノ取扱ヲ為サシムルコトヲ得

大蔵省令第七号 明治三十八年二月十八日

第一条 無記名国債証券ハ其ノ元金償還期ノ開始前日以後、無記名国債証券ノ利札ハ其ノ利子仕払期ノ開始前日以後

ニ於テ、租税其ノ他ノ歳入金ノ全部又ハ一部ニ代用納付スルコトヲ得

前項ノ租税其ノ他ノ歳入金ハ其ノ種目ヲ定メ別ニ之ヲ告示ス

第二条 前条若ハ他ノ特別ノ規定ニ依リ代用納付ヲ許サレタル証券ヲ以テ、租税其ノ他ノ歳入金ヲ納付セントスル者

ハ、国債証券及利札ニアリテハ其ノ証券又ハ利札ヲ、其ノ他ノ証券ニ在リテハ証券ノ種類番号金額仕払期日及仕払場所ヲ記載シタル納付書(書)(書略)ヲ作り、其ノ証券ト共ニ之ヲ納税告知書若ハ納入告知書ニ添へ指定ノ場所ニ納付スヘシ

第三条 国債証券及利札ノ代用価格ハ、其ノ証券及利札ニ依リ仕払ヲ受クルコトヲ得ヘキ金額ニ依ル

国債証券及利札ノ代用価格力其ノ納付スヘキ租税其ノ他ノ歳入ノ金額ヲ超過スルモノハ、之ヲ代用スルコトヲ得ス

第四条 金庫収入官吏又ハ市町村(市町村制ヲ施行セサル地方ニ在テハ戸長、以下同シ)ニ於テ国債証券及利札ノ代用納付ヲ受ケタルトキハ、直ニ

其ノ証券及利札ニ代用納付ノ印ヲ押捺スヘシ

第五条 収入官吏又ハ市町村ニ於テ代用証券ノ納付ヲ受ケタルトキハ、毎日之ヲ取纏メ納付仕訳書ヲ作り払込書ヲ添へテ翌日マテニ金庫ニ払込ムヘシ、此ノ場合ニ於テハ現金出納簿ニ其ノ受払額ヲ登記スルモノトス

国債証券及利札ヲ除ク外代用証券ノ仕払場所カ金庫所在地外ナルトキ、若ハ仕払期日ノ切迫シタルモノニ在リテハ、

収入官吏又ハ市町村ニ於テ之ヲ現金ト引換ヘタル上、前項ノ手續ヲ為スヘシ

第六条 金庫ニ於テ収入官吏市町村又ハ納入ヨリ代用証券ヲ領収シタルトキハ、現金ト同一ニ整理シ直ニ仕払場所ニ就キ仕払ヲ受クルノ手續ヲ為スヘシ

第七条 代用納付ノ押印アル国債証券及利札ニ対スル元利金ハ、日本銀行本支店又ハ代理店ニ於テ金庫ヨリ請求アリタル場合ニ限リ仕払ヲナスモノトス

第八条 特別ノ規定ニ依リ代用納付シタル証券ノ仕払ヲ拒絶セラレタル場合ニ於テハ、金庫ハ其ノ証券ヲ直ニ収入官吏、市町村又ハ納入ニ還付スヘシ

収入官吏又ハ市町村ニ於テ前項ノ還付ヲ受ケタルトキハ、直ニ其ノ旨ヲ納入ニ通告スルト同時ニ、更ニ相当ノ期日

ヲ定メテ現金納付ヲ命シ、之ト引換ニ該証券ヲ還付スヘシ、第五条第二項ノ場合ニ於テ收入官吏又ハ市町村カ代用証券ノ仕払ヲ拒絶セラレタル場合、及金庫ヨリ直接ニ納人ニ還付スル場合ニ在リテモ亦同シ

第九条 前条ノ場合ニ於テ納人カ指定ノ期限内ニ現金ヲ納付セサルトキハ、金庫又ハ收入官吏ハ其ノ收入済額ヲ取消シ、直ニ之ヲ歳入徴収官ニ報告スヘシ

第十条 (削除)

第十一条 国債証券及利札ノ代用納付ニ付テハ、其ノ納付ノ時ヲ以テ元利金仕払ノ請求ヲ為シタルモノト看做ス

改正交付金調

区別	徴収税額	税額百分ノ一	告知書数	告知書一通ニ銭	計	現行交付金	比較増減
市	二七、五九五、七九五 円	二七五、九五八	一、五〇六、一三七	五〇、二二三 円	三三六、〇八一 円	八七二、四三六 円	減 五四六、三五五 円
町村	九三、一五八、八三二	九三、五八八	五三、一八五、八〇一	一、〇六三、七二六	一、九九五、三〇四	一、四九六、〇八八	増 四九九、二二六
計	一二〇、七五四、六六六	一、二〇七、五四六	五五、六九一、九三八	一、一三三、八三九	一、三三二、三八五	一、三六八、五二四	減 四七、二二九

備考

一 徴収税額ハ大正三年度概算税額ヲ基礎トシ、之ニ大正元年度分租税徴収状況報告書ニ依リ調査シタル市町村ノ徴収歩合ヲ乗シ算出セシモノニシテ、市ト町村トノ徴収額区分ハ大正元年度ノ実績割合ニ依リタルモノナリ

二 告知書数ハ所得税ハ大正二年分、他ハ大正元年度分ニ依ル

三 大正三年度交付金概算要求額ハ本表現行交付金額二、三六八、五二四円ト一致ス

四 大正元年度ニ於テ市町村ノ国税徴収ニ要シタル実費左ノ如シ

市 二二二、八四二円

町村 一、八八〇、八九一円

計 二、〇九三、七三三円

(国立公文書館所蔵「勝田家文書」第12号8)

95 大正3年2月 管内凶歉ニ付地租徴収猶予の件

免租出願ナキ地租ニ対シ国税徴収法第七条適用ニ関スル件

仙台局照会 大正三年二月九日 発第一五八号

国税徴収法第七条ノ規定ハ、明治三十年七月官房秘第八四二号内訓第三条ノ御趣旨ニ依リ、非常ノ災害ヲ原因トスル租税減免等ノ申請アリタル為、是カ調査ヲ必要トスル場合ノ外、本条ニ依ル徴収猶予ヲ為スヘキモノニ無之義トハ存候得共、昨年当局管内ノ凶歉ハ実ニ未曾有ノ事ニ属シ、田租ノ納税者ニ在テモ日夕ノ糊口ニ逐ハレテ納税不能ノ者相踵クノ状況ニシテ、納税上及徴収上非常ノ困難ニ陥リツツアリ、罹災者ノ大部分ハ已ニ延納出願ノ上許可ヲ受ケタル者モ有之候得共、福島宮城両県下ノ如キハ延納ヲ以テ永ク累ヲ後日ニ貽スモノナリトシテ、之カ出願ヲ為ササル者多敷有之、是等ノ者ハ他日災害地免租法律発布ノ暁ニハ争フテ免租ノ出願ヲ為スヘキハ必然ナルニ、強テ之ヲ徴収スルハ紛擾ヲ来スノ虞アルノミナラス、後日之カ還付ヲ為スハ彼我ノ手数ヲ要スルノミニテ、何等利益ナキコトニ候得ハ、本年度田租第二期第三期及来年度第四期ニ対シテハ、免租ノ出願ナキモ稅務署ノ調査上事實收穫皆無ニシテ将来免租

セラルヘキ田租ニ限り、特ニ徴収猶予ノ取扱致度、右ハ青森県ヨリ照会ノ次第モ有之、旁々田租第二期ノ納税期モ切迫致居候折柄、至急御詮議ノ上電報ニテ何分ノ御指揮相仰度、此段及照会候也

(追書省略)

主税局電信回答 大正三年二月二日

国税徴収法第七条適用方御見込ノ通取計アレ

(平 19 仙台 259)

96 大正3年3月 国税徴収法の改正

朕、帝国議會ノ協賛ヲ経タル国税徴収法中改正法律ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

大正三年三月二十七日

内閣総理大臣 伯爵 山本権兵衛

大蔵大臣 男爵 高橋是清

法律第十二号(官報 三月二十八日)

国税徴収法中左ノ通改正ス

第五条第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項徴収ノ費用トシテ其ノ徴収金額ノ百分ノ三三相当スル金額、及納税告知書一通ニ付金二銭ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ヲ、其ノ市町村ニ交付ス

附則

本法ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

㊦法令全書㊧

97 大正3年5月 市町村交付金交付規程

大蔵省令第八号 大正三年五月六日

市町村交付金交付規程、左ノ通定ム

市町村交付金交付規程

第一条 国税徴収法第五条第二項ニ依ル市町村交付金ハ、左ノ二期ニ分チテ之ヲ交付ス

前期

其ノ年四月ヨリ

其ノ年九月迄

後期

其ノ年十月ヨリ

翌年三月迄

第一条 納税告知書ニ対スル交付金ハ毎期中ニ發付シタル納税告知書數、徴收金額ニ対スル交付金ハ毎期中ニ国庫ニ送付済ノ金額ニ依リ之ヲ計算ス

国税徴収法第八条ニ依リ送付ノ責任ヲ免除セラレタル金額ニ付テハ、其ノ免除セラレタル日ニ於テ国庫ニ送付シタルモノト看做ス

第三条 市町村ハ毎期中ニ發付シタル地租ノ納税告知書數ヲ、前期分ハ十月五日迄ニ、後期分ハ四月五日迄ニ所轄稅務署ニ通知スヘシ

（第四条） 稅務署長ハ毎期中各市町村ニ於テ發付シタル納稅告知書數及國庫ニ送付濟ノ金額ヲ稅目別ニ調査シ、前期分
ハ十月十五日迄ニ、後期分ハ四月十五日迄ニ稅務監督局長ニ報告スヘシ

附 則

本令ハ大正三年度租稅ニ對スル交付金ヨリ之ヲ適用ス

大正二年度以前ノ租稅ニ對スル交付金ニ付テハ、仍從前ノ例ニ依ル

（昭 60 高松 28）

98 大正3年7月 納稅者表彰の件

納稅者表彰ノ件

徳島稅務署長通信 大正三年七月十四日

名西郡斯民会ハ本月十二日三日ノ両日ニ亘リ、愛知県農林學校長山崎延吉、愛媛県農事試験所長佐々木林太郎ノ両氏
ヲ聘シ、定期講演ヲ藍畑村小学校内ニ開催セリ、而シテ十二日ハ同会第六回總會ヲ開キ、次テ郡内善行者表彰式ヲ挙
行シタリ、受賞者ハ公共事業ニ對スル^{（効カ）}効勞者、孝子、模範青年、優良納稅者等、總數十名ニシテ、内納稅優良者ハ左
記ノ通其半數ヲ占メタリ、來会者ハ知事代理、同郡町村長、其ノ他僧侶教員等四百名ノ多キニ上リ頗ル盛況ヲ呈セリ、
小官モ亦列席シ其美德ヲ賞揚シ、納稅奨励ニ関シ所感ヲ述ヘタリ

記

高川原村大字市樂村

福田甚吉

藍畑村大字西覚田村

具原利吉

浦庄村大字大万村

大西儀三郎

阿野村大字阿川村

河内八重太

神領村

太刀野峯之助

夙ニ業務ニ精励シ質素産ヲ治メ、最モ納税ノ義務ヲ尊重シ、終始一貫曾テ納期ヲ愆ラス、克ク国民ノ本分ヲ尽セルハ
実ニ郷閭ノ模範タリ、茲ニ本会ハ会則第五条ニ依リ硯箱壹個ヲ贈リ、以テ其ノ美行ヲ表彰ス

大正三年七月十二日

徳島県名西郡斯民会長正六位勲四等 井内恭太郎

(昭60 高松 28)

99 大正3年8月 国税徴収法改正に伴う交付金の使途

主税局長通牒 主秘第一四三号

今般国税徴収法ノ改正ニ依リ市町村ニ於ケル国税徴収ノ費用トシテ、大正三年度ヨリ各税ヲ通シ徴収税額ノ百分ノ三、及納税告知書一通ニ付金二銭ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ヲ市町村ニ交付スルコトニ相成、市町村交付金ノ総額従前ニ比シ約倍加スルニ至リ候ニ付テハ、各市町村ニ於テハ深く交付金設定ノ趣旨ニ鑑ミ、徴収上必要ナル各種ノ施設方法ヲ講シテ納税者ノ利便ヲ図リ、滞納ノ弊ナカラシムルコトニ尽力スヘキハ勿論、国税徴収ニ関スル諸帳簿ノ整理ヲ完フシ、税金ノ収納保管送付ニ欠缺ナキヲ期スル等、税務官庁ト熟議ノ上充分努力セシメラレ候様、此ノ際特ニ御配慮相成度、將又市町村経済ノ基礎ヲ鞏固ナラシムル為、市町村財政ノ狀況ヲ斟酌シ基本財産ヲ蓄積セシムルノ要有之、曩ニ其標準条例ヲ示シ課税以外ノ収入即チ国库交付金ノ如キハ可成基本財産蓄積ノ資ニ充テシムルコトニ及通牒置候ハ、市町村民ノ負担過重ナルカ又ハ市町村一般ニ対シ制限外課税ヲ為スカ、若ハ臨時多額ノ負担ヲ為スカ如キ場合ニハ、交付金ヲ以テ先ツ負担軽減ノ資ニ充テシメラル、様相当措置相成度、尤モ此ノ場合ニ於テモ国库交付金ハ徵稅上必要ナル各種施設方法ヲ講スルノ經費ニ先ツ以テ充當セシムルハ勿論ノ儀ニ有之候間、其ノ趣旨ニ依リ御監督相成度右依命及通牒候也

大正三年八月四日

大藏省主税局長 菅原通敬

各地方長官宛

内務省地方局長 渡辺勝二郎

(昭60 高松 28)

100 大正3年8月 市町村交付金算出の件

市町村交付金算出上納税告知書数計算方ノ件

主税局長通牒 往第六八三三号 大正三年八月廿九日

市町村交付金算出上納税告知書数計算方、左ノ通御承知相成度
右及通牒候也

一 地租ノ納税告知書数ハ市役所、区役所(東京市、京都市、大阪市ノ区及区制施行地ノ区)、町村役場ノ国税金収納簿ニ依リ計算スルコト、

但シ一市町村内ノ大字毎ニ名寄帳ヲ調製セルモノアル等ニ因リ、同一納税者ニ二通以上ノ告知書ヲ発スルコトアルモ、之ヲ一通トシテ計算スルコト

二 同一納期ノ畑租、雑地租ハ各別ニ之ヲ計算セサルコト

三 地租以外ノ納税告知書数ハ納額通知書ニ添付セル一人別納額調書ニ依リ計算スルコト、但シ一人別納額調書ヲ添付セサルモノニ在リテハ、税務署備付ノ関係簿冊ニ依リ計算スルコト

四 納額通知書発付後、納額ニ異動ヲ生シタルトキ

(イ) 引換ノ為更正シタル納税告知書ノ発付ヲ要スルモノ、又ハ増額ノ分ニ対スル納税告知書ノ発付ヲ要スルモノハ各別ニ之ヲ計算スルコト

(ロ) 納税義務ナキニ至ルモノアルモ之ヲ計算ニ加フルコト

五 納税者ノ定期分ノ納額ヲ取消シ、更ニ随時分ノ納税告知書ヲ発シタルトキハ、各別ニ之ヲ計算スルコト

六 納額通知書発付後税金ノ徴収猶予ヲ為シタル場合ニ於テ、既ニ納税告知書ヲ發シタルモノハ之ヲ計算ニ加フルコト

七 納税人ニ於テ納税告知書ヲ亡失又ハ毀損シ、再度調製ヲ為スコトアルモ之ヲ計算ニ加ヘサルコト

八 市区町村ニ於テ納税告知書ヲ發シタル後、誤謬訂正等ノ為更ニ告知書ヲ發スルモ之ヲ計算ニ加ヘサルコト

(昭60 高松 28)

101 大正3年9月 納税施設の件

納税施設ノ件

川島稅務署長通信 大正三年九月十七日

本月十三日、中島村役場ニ於テ麻植郡町村吏員職務考究ヲ目的トセル至誠会(第十八回)財務部会開催、同時ニ納税施設其他ニ関スル問題提出研究ノ予定ニ付臨席方通知有之列席候処、關係十二ヶ町村長始メ書記ニ至ル迄会スル者四十四名、郡ヨリ別紙問題ヲ提出シ、小官納税改善ニ関スル希望ヲ述ヘ、次ニ田中麻植郡書記例ヲ挙ケ具体的ニ詳細ナル説明ヲ加ヘタルニ、會員一同熱誠ニ聴取シタル後、一名ノ異議ヲ挟ムモノナク本問題ヲ通過シ、各町村ニ適応セラル施設ヲ為スコトニ決定致シ候

問題

郡役所提出

一 国稅徵収交付金ノ適當ナル処分方法

国税徴収交付金（県税ニ対スル分ヲ含ム）ハ国税徴収事務ノ整理改善ヲ第一義ト為シ、左記ノ如ク処分スルヲ可ナリト認ム、如何

- 1 国税徴収ニ関スル諸帳簿ノ整理
 - 2 納税改善ノ奨励費
 - 3 徴税吏員及使丁ノ賞与
 - 4 基本財産ノ蓄積
 - 5 町村費ノ補充（制限外課税ノ場合）
 - 二 納税改善上適當ナル施設方法
- 納税ノ改善ヲ図ルニハ平素納税ノ義務心ヲ涵養シ、法規ノ励行ヲ為スコト最肝要ナリ、其施設方法ノ適當ト認ムルモノ左ノ如シ、各位ノ意見如何
- 1 納税組合ノ設置
 - 2 納税奨励金ノ交付
 - 3 納税ノ表彰（表彰旗掲揚、物品賞与）
 - 4 納税貯金ノ奨励
 - 5 部落組合戸主会青年会等ノ利用
 - 6 吏員ノ出張徴収
 - 7 総代ノ取纏及輪番納付
 - 8 納税曆、納税袋及納税注意書ノ配付

- 9 学校ニ於ケル納税義務心ノ養成及児童利用
- 10 宗教ニ依ル納税義務心ノ涵養
- 11 使丁ノ賞与
- 12 納税旗ノ掲揚
- 13 納税講話
- 14 納税完納ノ標札揭示
- 15 吏員督励ノ受持区分

(昭 60 高松 28)

102 大正3年10月 東京稅務監督局納稅表彰規程

内訓第一〇号

經 理 部
稅 務 署

納稅表彰規程左ノ通相定ム

明治四十一年十二月訓甲第九十六号、市町村國稅徵收奨励内規ハ之ヲ廢止ス

大正三年十月十六日

東京稅務監督局長 齊藤重高

納稅表彰規程

第一条 国税徴収ノ成績優秀ニシテ他ノ模範トナルヘキ市区町村、若ハ納税ニ関シ功勞顕著ナルモノハ、本規程ニ依リ之ヲ表彰ス

第二条 左ニ掲クル期間継続シテ国税ヲ法定期限内ニ金庫ニ送付シタル市区町村ハ各期間毎ニ之ヲ表彰ス、但シ府県市町村税ノ納税成績不良ナルトキハ表彰セサルコトアルヘシ

三年、五年、十年、十五年、二十年、二十年以上八十年ヲ増ス毎ニ一期間トス

前項ノ各期間内ニ於テ完納ニ至ラサル年度アルモ、特殊ノ事情アリト認ムルトキハ一年度ニ限り特ニ完納ト看做スコトアルヘシ

第三条 左記各号ノ一ニ該当スルモノハ必要ニ応シ特ニ表彰スルコトアルヘシ

一 初テ一年度間完納ノ成績ヲ挙げタル市区町村

二 納税ノ改善ニ関シ適切ナル施設ヲ為シ、其ノ成績顕著ナル市区町村

三 納税ニ関シ功勞特ニ顕著ナル団体、公務員及個人

第四条 税務署ニ於テハ国税徴収成績調査簿ヲ設ケ、毎年度經過後三十日以内ニ各市区町村ノ納税成績ヲ記載スヘシ

(第一号様式)

税務署長ハ国税徴収ニ関シ功勞アル者ヲ調査シ、功勞者事蹟調査簿ヲ設ケテ其ノ要領ヲ記載スヘシ(第二号様式)

第五条 表彰ヲ要スルモノアルトキハ、税務署長ハ左ノ例ニ依リ翌年度五月十五日限り報告スヘシ

一 第一条及第三条第一号ニ該当スルモノニ付テハ、第一号様式ニ準シタル報告書ヲ提出スルコト

二 第三条第二号ニ該当スルモノニ付テハ、其ノ施設事項ノ起源、方法及成績ヲ詳記シタル報告書ヲ提出スルコト

三 第三条第三号ニ該当スルモノニ付テハ、第二号様式ニ準シタル報告書ヲ提出スルコト

本規程ハ大正二年度分ヨリ之ヲ適用ス

〔様式、備考は省略〕

(昭 53 東京 102)

103 大正3年12月 組長の納税表彰

組長取扱ニ係ル納税成績表彰ノ件

久万税務署長通信 大正三年十二月九日

根本的ニ納税心ノ涵養ヲ図リ其成績ノ完璧ヲ期セムニハ、町村長ニ対スル協商ノミニ甘スルノ非ナルヲ認め居候処、幸ニ管内各村(一ヶ村ノミ組長制ヲ採ラス)ハ組長制度ノ保持セラレアルヲ以テ、各組長ヲ鞭撻奨励スルノ捷徑ナルヲ信シ、客年来各村ニ出張ノ際ハ必ス組長ヲ召集セシメ置キ、納税上ノ施設準備並組長ノ責任等ニ就テ示談ヲ遂ケ、郡長ニ於テモ出張ノ際ハ同一歩調ヲ以テ組長ニ臨ム等、納税成績ノ内容刷新ヲ企図シツ、アルノ際、組長取扱ニ係ル納税成績佳良ナルモノヲ表彰スルノ有利ナルヲ認め、最近一ヶ年以上国税、地方税ヲ完納セシ組長ニ対シ、今般左ノ通表彰致候

一 表彰状

貴組ニ於テハ最近何年間国税其他各税ヲ通シテ一人ノ不納者ヲ見ス、之レ組合各納税者カ国家奉公ノ大義ヲ重スルニ因ルト雖、畢竟貴下カ其職務ニ忠実ニ恪勤励精専心努力ノ致ス美果ナリトス、洵ニ其ノ組ノ声誉ニシテ復タ

一 村ノ精華タルヲ失ハス、町村自治ノ基礎実ニ此ニ存シ他ノ範ト為スニ足ル、仍テ茲ニ之ヲ表彰ス
 一 表彰組長ノ村別人員

村名	表彰セシ組長數	村名	表彰セシ組長數
小田町	二	参川	九
石山	一六	浮穴	二
田渡	九	父二峯	一五
弘形	三	仕七川	三
中津	八	柚川	九
柳谷	七	管生	三

104 大正4年4月 延滞金徴収免除の件

内訓第二号

税務署長

明治四十四年十二月大蔵省内訓官房秘第五〇三号ニ依ルモノ、外、滞納者ノ情状ヲ酌量シテ延滞金ノ徴収ヲ免除スヘキモノ左ノ通相定ム

元仙台税務監督局明治四十五年一月訓令秘第二号及元秋田税務監督局明治四十五年一月内訓第一号ハ之ヲ廃止ス

(昭43 高松 13)

大正四年四月一日

仙台稅務監督局長 楠 正篤印

- 一 課稅ノ誤謬又ハ重複ノ為調査中ニ在ル者
 - 二 督促狀發付後賦課ノ減免ニ因リ納稅義務消滅シ、又ハ納稅額二十円未滿ニ下リタル者
 - 三 傳染病予防法ニ依リ交通遮斷又ハ隔離中ニアル者
 - 四 納期中相續開始ノ場合ニ於テ、相續財團又ハ相續人ヨリ徵收スルモノ
 - 五 滯納者ノ財産全部ヲ差押ヘ滯納処分中ニ在ル者ニシテ、爾後到達シタル納期ノ滯納額ニ係ルモノ
 - 六 繰上徵收ヲ為サ、ル者ニ對シ、國稅徵收法施行規則第二十九條ニ依リ交付ヲ求メタル場合ニ於テ、交付請求ノ日以後ニ係ルモノ
- 前各号ノ外、之ニ類スル重大ナル事情ニ因リ延滯金ノ徵收ヲ免除スルノ必要アリト認ムルトキハ、其ノ事由ヲ詳具シ認可ヲ受クヘシ

(平 18 仙台 87)

105 大正4年6月 稅務協議會準則

經第五二四号

大正四年六月一日

東京稅務監督局印

稅務署御中

稅務協議會開催ニ関シ經第三七一号ヲ以テ及通牒置候処、右ハ市町村トノ關係ヲ一層親善ナラシメ、稅務ノ執行ヲ円満ナラシムル趣旨ニ有之候間、相当規約ヲ設ケ之ヲ将来ニ永続セシムル方法ヲ講スルコト最モ必要ト認メ候ニ付、別紙稅務協議會準則ヲ參考トシ、地方ノ狀況ニ応シ相当會則ヲ定メラレ候様致度
右通牒ス

追テ、會則制定ノ上ハ申報相成度候

(別紙)

稅務協議會準則

- 第一条 本會ハ(何々)稅務協議會ト称ス
- 第二条 本會ハ(何)稅務署及(何)郡(市)役所、並(何)郡各町村役場ノ稅務ニ關係アル吏員ヲ以テ組織ス
- 第三条 本會ハ租稅法規並稅務ニ關スル諸般ノ事項ヲ研究シ、執務ノ改善進歩ト會員ノ親睦ヲ図ルヲ以テ目的トス
- 第四条 本會ハ之ヲ(何)稅務署内ニ設置ス
- 第五条 本會ニ顧問(何)名、會長一名、幹事(何)名ヲ置ク
- 第六条 顧問ハ(何)郡(市)長ニ、會長ハ(何)稅務署長ニ之ヲ囑託シ、幹事ハ會員中ヨリ會長之ヲ指名ス
- 第七条 顧問ハ本會輔導ノ任ニ当リ、會長ハ會務ヲ總理シ、幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ処理ス
- 第八条 本會ノ例会ハ毎年二回(又ハ一回)、會長ノ通知ニ依リ之ヲ開ク、但シ會長ニ於テ必要ヲ認メタルトキ、又ハ會員三分ノ一以上ノ同意ヲ得テ請求アルトキハ、臨時會ヲ開クコトアルヘシ
- 第九条 協議ヲ要スヘキ事項ハ予メ會長ニ提出スヘシ

第十條 本會ハ定期若クハ臨時ニ會報ヲ發行スルコトアルヘシ

會報發行ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十一條 會員ハ本會ノ經費ニ充ツル為、會費トシテ毎月金(何)錢ヲ抛出スルモノトス

第十二條 會費ハ毎月(又ハ一ヶ年何回)(何)日迄ニ會長ニ送付ス

第十三條 幹事ハ毎年經費ノ決算報告等ヲ調製シ、翌年定期協議會ニ報告スヘシ

第十四條 本會則ハ會員三分ノ二以上ノ同意アルニ非サレハ變更スルコトヲ得ス

(昭43 東京 83-3)

106 大正4年11月 局長會議の協議事項実行方

局長會議ニ於ケル協議事項実行方ニ關スル件

大正四年十一月二十九日 往第九二六〇号主税局長通牒(本体通牒ノ前文ハ「地租」ノ部ニ収ム)

徴収

一 繰上徴収ニ係ルモノニシテ、徴収法施行規則第二十九條ニ依リ交付ヲ求メタル外、財産差押ノ必要アル場合ニ於テハ督促状ノ交付ヲ必要トセサルコト

二 鈷業税ノ徴収ニ方リ告知書ヲ發スルトキ、滞納ノ常習者ニ限り必要ト認ムル場合ニ於テハ、納税人ノ住所ヲ管轄スル税務署ニ對シ予メ其ノ納期日、税目、納金額及氏名ヲ通知シ置キ(納入済ニ至リタルトキハ亦之ヲ通知ス)、其ノ通知ヲ受ケタル税務署ニ於テハ納期ニ際シ滞納セサル様注意スルコト

三 納税ノ督励及滞納処分ノ励行ニ関シテハ、左ノ如キコトナキヲ期スルコト

イ 納税者ノ既往ニ於ケル納税状況ヲ顧ミス、善悪一律ニ定規的ノ督励ヲ為スコト

ロ 納税者カ他ノ租税ニ付滞納処分ヲ受クルヲ奇貨トシ、漫ニ繰上徴収ノ手續ヲ取り、又ハ其ノ住所必スシモ不明ナラサルニ拘ラス、納期内告知書送達未了トシテ随時収入ニ組入レ、定期収入ヲ減額整理スルコト

ハ 市町村吏員等ニ代納方ヲ強テ勧誘シ、若ハ自ら立替納付ヲ為シテ人為的ニ徴収歩合ヲ向上セシムルコト

ニ 滞納処分ニ当リ一時ノ感情ニ驅ラレ苛酷ナル財産差押ヲ為シ、若ハ懲戒的意思ヲ以テ殊更ニ日常必要ナル財産ヲ差押フルコト

ホ 滞納処分ノ為出張スルノ労費ヲ厭ヒ漫ニ不動産ヲ差押フル等、机上処分ヲ為スコト

ヘ 処分ノ成績ヲ競フカ為、滞納者ニ対シ将来ヲ訓諭スルノ煩ヲ避ケ漫然現金収入ノ手續ヲ為シ、或ハ滞納者ノ性行、境遇等ニ基ク処分ノ難易ヲ區別シ、常ニ其ノ易キヲ先ニシ難キヲ後ニスルカ如キコト

四 郵便官署ノ国庫金取扱ニ関シテハ、成ルヘク納税者ノ利便ヲ図リ該制度ノ普及ニ注意スルコト

(平 19 仙台 259)

107 大正 4 年 12 月 納税施設参考品蒐集の件

納税施設参考品蒐集ニ関スル件

局経第七六八号

大正四年十二月三日

仙台稅務監督局

税務署

市町村、部落納税組合等ニ於テ納税ノ注意、奨励、表彰又ハ納税貯金集纏等ニ用フル器具、物品及印刷物等ニシテ、納税施設上参考ニ資スヘキモノアラハ、左記各項ニ依リ蒐集ノ上、大正五年三月末日迄ニ本局ニ回付相成度、尚其ノ後ニ於ケル是等参考品ハ隨時蒐集ノ上其ノ都度回付相成度
右及通牒候也

記

一 蒐集スヘキモノノ種目、概ネ左ノ如シ

(イ) 納期開始告知ニ用フル旗、太鼓、鐘、鉦、銅鑼、柝、竹螺ノ類、但シ実物ヲ得難キトキハ絵図ニテモ差支ナキコト

(ロ) 納税表彰ノ賞品タル手拭、風呂敷、杯、茶器、盆ノ類、及其ノ表彰状ノ特殊ナルモノ

(ハ) 納税優良者ニ交付スル標札ノ類

(三) 納税組合ニ於ケル組合員ノ名札(組合員等ノ宅前ニ掛ケ置ケモノ)、組合員ノ標札(組合員ノ宅前ニ掛ケ置ケモノ)、貯金函、貯金袋、貯金通帳ノ類

(ホ) 納期表、納税袋、納税函、納税注意書、納税又ハ財政説明等ニ関スル印刷物

(ヘ) 以上ノ外、参考トナルヘキモノ

二 蒐集シタルモノハ一個毎ニ木札又ハ紙札ヲ付シ、又ハ相当ノ方法ニ依リ市町村、部落又ハ納税組合等ノ名ヲ標記シ、尚印刷物ノ外ハ一個当ノ代価ヲ記シ本局ニ回付スルコト

108 大正4年12月 納税組合設置報告

丸亀稅務署通信 大正四年十二月二十七日

納税組合設置

管内仲多度郡与北村ハ、従来ノ納税成績ニ徴スルニ国税ハ毎納期完納ナルモ、県村税ニ於テ納期内ニ多少未納者ヲ出セシヲ以テ、之カ弊風矯正ヲ期シ納税組合設置計画ヲナシ、来ル五年度ヨリ実行ノ予定ニ付、規約ニ關スル書類別紙ノ通

別紙

仲多度郡与北村納税組合設置規程

第一条 国県税其ノ他諸公課金ノ納期内完納ヲ期セシ為、本村内ニ納税組合ヲ設置ス

第二条 本村内ニ居住シ納税義務ヲ有スルモノハ、戸主家族ヲ問ハス其ノ区域内ノ納税組合員トス

本村外居住者ニシテ本村ニ於テ納税義務ヲ有スルモノハ、其ノ納税管理人ヲ以テ其ノ区域内ノ納税組合員トス

第三条 納税組合区域ハ本村内ヲ左ノ十二区域ニ分チ、更ニ其組合区ニ於テ任意之ヲ数区ニ分ツモノトス

山下赤坂鴨居区 大手区 角上区 角下区 宮前区 田高田区 京田区 西村区 西原区 谷区 東西原西区
東西原東区

第四条 各区納税組合ハ組合規約ヲ設ケ、組合員名簿謄本ヲ具シ村長ノ認可ヲ受クヘシ
組合規約ニハ左ノ条項ヲ具備スルヲ要ス

- 一 組合ノ名称区域及事務所
- 二 組合規約改廢ニ關スル事項
- 三 役員ノ任務任期及報酬
- 四 納税取扱ニ關スル方法
- 五 規約違反者ノ処分方法
- 六 税金滞納者ノ処分方法

第五條 各区納税組合ニハ左ノ役員ヲ置キ、其ノ事務ヲ処理スヘシ

組合長一名 副組合長一名 世話係若干名

組合長ハ組合規約実行ノ責ニ任シ、組合ニ關スル一切ノ事務ヲ整理スルモノトス

副組合長ハ常ニ組合長ヲ補佐シ、若シ組合長事故アルトキハ之ヲ代理ス

世話係ハ組合長ノ指揮ヲ受ケ組合事務ヲ分掌ス

第六條 毎年四月其ノ前年度間ニ於ケル納税ノ成績ヲ調査シ、左ノ標準ニ依リ各組合ニ對シ奨励金ヲ交付ス

全年度間通シテ告知書或ハ伝令書指定ノ納期内、其ノ組合員拳テ完納シタル組合ヲ第一等トシ、其ノ組合員一人ニ付金拾錢以上參拾錢以内ヲ交付シ、以下一人ニテモ指定納期ヲ懈リタル者アル組合ニ對シテハ、其ノ年度間ニ於ケル回数ニ応シ差等ヲ附シ五等ニ至リテ止ム

但シ一回ニテモ法定納期ヲ懈リタル、即チ滞納者アル場合ニ對シテハ、無論奨励金ヲ交付セサルヲ以テ本則トスト雖モ、亦或ル場合ニハ特ニ村長ノ意見ニ依リ多少ノ奨励金ヲ交付スルコトアルヘシ

第七條 前條奨励金ヲ交付スヘキ組合員ノ數ハ、其ノ年度未現在ノ組合員數トス、故ニ前後期ニ分納スル税金ニシテ、

前期限納税義務ノ消滅シタル者ハ奨励金交付ノ数ニ与ラス

死亡者ニシテ名義変更ノ手續ヲ了セサル者ハ、其ノ税金代納者ヲ以テ納税管理人ト認メ奨励金交付ノ数ニ加ヘ、納税管理人ニシテ数人分ヲ兼納スル者ハ一人分ノミヲ奨励金交付ノ数ニ計上スルモノトス、故ニ自己カ納税義務者ニシテ他ノ納税管理人タル時ハ、奨励金交付ニツイテハ二人分ヲ受クルノ權ヲ有ス

第八条 各区納税組合ノ費用ハ総テ当該組合ノ負担トス

第九条 本規程ハ発付ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正四年度ノ奨励金交付額ニ依リ、本規程実施ノ月ヨリ月割計算ヲ以テ之ヲ定ムルモノトス

納税組合規約

第一条 本組合ハ本村納税組合設置規程ニ基キテ組織シ、納税義務ヲ指定納期内ニ完了スルヲ以テ目的トス

第二条 本組合ハ組合内納税義務者ヲ以テ組織ス

組合外居住ノ納税者ニシテ本組合内ニ納税管理人アルトキハ、該管理人ハ当然本組合員タルモノトス

第三条 本組合ノ区域ハ字何所一円トシ、何納税組合ト称ス

組合事務所ハ組合長ノ住宅ヲ以テ之ニ充ツ

第四条 本組合ニハ組合員互選ヲ以テ左ノ役員ヲ置キ、其ノ任期ハ三箇年トス

但、満期再選ヲ妨ケス、又補欠選挙セラレタルモノハ前任者ノ残任期間トス

組合長一名、副組合長一名、世話係若干名

第五条 役員ハ無報酬ヲ以テ本則トスト雖モ、組合会ノ決議ニ依リ多少ノ慰勞金ヲ贈ルコトアルヘシ

役員ノ選ニ当リタルモノハ正当ノ理由ナクシテ任期間其ノ職ヲ辞スルコトヲ得ス

第六條 組合長ハ組合ニ関スル一切ノ事務ヲ処理ス、副組合長ハ組合長ヲ補佐シ、組合長事故アルトキハ之ヲ代理ス
世話係ハ組合長ノ指揮ヲ受ケ組合内ノ分掌事務ニ従事ス

第七條 組合長ハ納税告知書或ハ徵税伝令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ、世話係ヲシテ直ニ組合員ニ配付セシム

第八條 組合員前條ノ告知書或ハ伝令書ノ配付ヲ受ケタルトキハ、決シテ遺失セサル様仕舞置キ、指定納期内村収入
役ニ納付シ、其ノ旨直ニ世話係ニ通報スヘシ

第九條 世話係前條ノ納付済通知ニ接セサルトキハ、指定納期満了前之ヲ催告スルモノトス

第十條 組合員若シ指定納期内ニ納付シ能ハサルモノアルトキハ、納税金額ニ相当スル物品ヲ組合長ニ提供シテ繰替
納ヲ依頼スルモノトス

前項ノ繰替金ハ十日以内ニ現金ヲ以テ組合長ニ返済スヘシ

第十一條 前條ノ返済ヲ怠リタルトキハ、組合長ハ直ニ提供物件ヲ処分シテ整理スルモノトス

第十二條 本組合ニ於テ奨励金ノ交付、其ノ他収入アリタルトキハ、其ノ三分ノ二ハ組合員ニ分割シ、残三分ノ一ヲ
組合ノ積立金トナスヲ本則トス

第十三條 組合ニ要スル費用ハ組合員ノ負担トス

第十四條 組合員ニシテ本規約ニ違背シタルトキハ互ニ忠告善導シ、応セサルトキハ一時社交的制裁ヲ加フルコトアル
ルヘシ

第十五條 本組合ハ毎年一回以上總會ヲ開キ、組合ノ状況ヲ報告スルモノトス

第十六條 本組合ニ加盟シテ規約ニ違背セサルコトヲ誓フタメ、組合名簿ニ署名捺印スルモノトス

第十七條 本規約ハ組合会ノ決議ヲ経ルニアラサレハ改廢スルコトヲ得ス

第十八条 本規約ハ村長ノ認可アリタル翌日ヨリ之ヲ実行ス

(平 8 高松 21)

109 大正5年2月 納税施設計画

納税施設計画ノ件

脇町税務署長申報 大正五年二月二十九日

町村名 郡里村 貞光町 端山村 穴吹村 江原村 口山村 一字村

施設事項 納税組合

勧誘奨励実行方法

- (イ) 郡役所ニ協商シ町村ノ納税組合設置ニ助力ヲ受クルコト
- (ロ) 毎月例会ノ町村長会ニ於テ郡長ヨリ組合設置ヲ奨励スルコトニ協商スルコト
- (ハ) 署員出張ノ際ハ町村長ニ就キ納税組合設置方ヲ協商スルコト
- (ニ) 組合ノ活動状況ヲ時々税務署ニ通報スル様町村長ニ協商スルコト
- (ホ) 組合長ノ下ニ伍長(十戸乃至十五戸宛)ヲ置キ、可成取纏メ易キコトニスルト共ニ其責任ヲ重セシメ、事故者アルトキハ納期日前組合長ニ、組合長ハ町村長ニ報告スル様協商スルコト
- (ヘ) 組合長ハ常ニ町村吏員ト協力シテ納税上ノ向上ヲ期スル様協商スルコト
- (ト) 町村長ニ協商シ毎納期ノ成績表ヲ作り組合ニ送付シ、組合長ハ成績ヲ組合員ニ周知セシメ奨励ニ努ムルコト

(チ) 組合ハ一町村全部ニ涉リ組織スルハ勿論ナルモ、事故アル町村ニ在テハ事故ナキ一区ツヽヨリ着手スルコト
ニ町村長ニ協商スルコト

(以上ハ署長又ハ署員出張ノ序ヲ以テ勧誘奨励ス)

町村名 三島村 脇町 端山村

施設事項 在郷軍人会

勧誘奨励実行方法

(イ) 在郷軍人団ニ於テ担任区域ヲ定メ、区内ノ納税上ニ付活動スルコトニ協商スルコト

(ロ) 町村長ニ協商シ軍人団活動ニ要スル費用ノ一部ヲ補助スルコト

(ハ) 署長又ハ署員ハ在郷軍人会ニ就キ意思ノ疎通ヲ図ルコト

(三) 在郷軍人分会長ニ協商シ、役員会其ノ他大会ノ場合ハ臨席シ納税上ニ関スルコトヲ打合スルコト

(ホ) 分会長ハ納税上ニ関スル事項ヲ常ニ町村吏員ト打合セ、又区内ノ活動状況ヲ町村長ニ報告スルコト

(ヘ) 町村長ハ在郷軍人分会長ヨリ活動状況ノ報告ヲ受ケタルトキハ、時々税務署ニ通報スルコト

(ト) 在郷軍人会各區納税担任者ニ対シ、相当ノ手当ヲ給スルコトニ協商スルコト

(チ) 町村長ニ協商シ、在郷軍人会優良区ニ対シ毎年一回表彰スルコト

(右出張ノ序ヲ以テ勧誘奨励ス)

町村名 江原村 郡里町 岩倉村

施設事項 青年会

勧誘奨励実行方法

(イ) 町村長ニ対シ青年会ニ於テ納税上ノ活動ヲ為ス様協商スルコト

(ロ) 町村長ニ協商シ青年会ニ相当ノ費用ヲ補助スルコト

(ハ) 署員出張ノ際ハ青年会長又ハ副長ニ就キ意思ノ疏通ヲ図ルコト

(ニ) 青年会長ニ協商シ、各区ニ幹事ヲ置キ担任区域ヲ定メ区内ノ税金ヲ取纏メ会長ニ送付セシメ、納期日迄ニ會長ヨリ役場収入役ニ送付スル様協商スルコト

(ホ) 青年会長ニ協議シ置キ、通常会又ハ総会アルトキハ予メ通知ヲ受ケ、署長又ハ署員臨席納税上ノ講話ヲナスコト

(ヘ) 町村長ニ優良青年会ヲ毎年一回表彰スル様協商スルコト

(右出張ノ序ヲ以テ勸誘奨励ス)

備考

一 既往施設ニ係ル左記町村ハ、其ノ活動ノ効果顯著ニシテ改善ヲ要スルノ必要ヲ認メス

重清村 納税組合

半平山村 同

半田奥山村 同

西祖谷山村 納税貯金組合

東祖谷山村 区長取纏

半田村 納税組合

二 納税義務心養成、其ノ他一般ノ施設事項

一 小学校教育

(イ) 郡長ヨリ小学校児童ニ納税上ニ関スル訓話ヲナスコトニ校長ニ対シ訓示方協商シ、尚ホ署員出張ノ際ニハ町村長ト協議ノ上、校長ニ就キ同窓会、青年会、通俗講話会、父兄会等ノ場合ニハ納税上ニ関スル講話ヲナスコトニ協商スルコト

(ロ) 町村長ニ協商シ租税納期別一覽表ヲ調製シ、各小学校ニ送付シ、其ノ月ノ税目及納付期限ヲ学校新聞ニ揭示シ、各受持教師ヨリ納期限ノ等閑ニ付スヘカラサルコトヲ訓話スルコトニ校長ニ協商スルコト

二 納税曆又ハ納税袋

(イ) 町村長ニ協商シ各納税者ニ配付スルコト

(ロ) 怠慢者ニシテ一時的申訳ノ方便トシテ納税告知書ノ送達ヲ受ケサル旨、又ハ紛失若クハ存置場所ヲ忘却セルモノ往々アルヲ以テ、之等ノ弊風ヲ矯正スルト共ニ納期限尊重ノ觀念ヲ喚起セシムルコト

三 信用組合

(イ) 郡長ニ協商シ郡役所ヨリ各町村ニ信用組合ヲ奨励スルコト

(ロ) 信用組合ニ平素貯金セシメ、納期ニ於テ組合理事ヨリ取纏メ納付スルコトニ、町村長ヨリ組合理事ニ奨励スル様町村長ニ協商スルコト

(ハ) 署員出張ノ際ハ組合ニ就キ意思ノ疏通ヲ図ルコト

四 各種集会ノ場合ニ於テ納税講話其他

(イ) 町村長又ハ吏員納税講話ノ為メ随時村内ヲ巡回スルコトニ協議スルコト

(ロ) 町村長ニ協商シ置キ、区長会衛生講話会農事講話会戸主会等開催ノ場合ハ、予メ通報ヲ受ケ署長又ハ署

員臨席納稅講話ヲナスコト

(ハ) 署員出張ノ際ハ青年会長ニ就キ納稅上ニ関スル講話ヲナスコトニ協議スルト共ニ、通常会又ハ總會其他集會ノ場合ハ、予メ通知ヲ受ケ可成署長又ハ署員臨席講話ヲナスコト

(ニ) 署員出張ノ序ヲ以テ、地方ノ神官ニ就キ正、五、九月(地方ニ依リ一定セサルモ、概シテ正月ハ十四日、五月ハ四日、九月ハ八日農民一般ノ休日、氏神參拜)、御日待ノ場合、納稅上ニ関スル講話ヲナスコトニ協議スルコト

(ホ) 納期日尊重心ヲ喚起セシムルノ一端トシテ、町村税ノ納期内完納者ニ対シ賞与金交付セル町村アリ、之カ国県税ニ及ホセル効果モ亦不尠、現ニ実行町村左ニ

町村名	賞与金交付率	施行年度
貞光町	納稅金額百分ノ五	大正元年度
三島村	同 百分ノ三	大正三年度
口山村	同 百分ノ四	大正元年度
半平山村	同 百分ノ五	大正四年度
岩倉村	同 百分ノ二	大正二年度
郡里村	同 百分ノ五	大正四年度
一字村	同 百分ノ十	大正二年度
端山村	同 百分ノ十	大正二年度

三 納稅施設ヲ要スル市町村別現在ノ狀況

脇町 納稅ノ狀況ハ今尚ホ旧慣ノ弊風ヲ脱スル能ハサルト共ニ、爾來党派上ノ關係等町ノ不円満ハ種々ナル事情伏

在シ、延テ納税上ニ波及セル影響モ亦尠ナラサルト、一面町民一般ノ氣風カ私利ノ外敢テ他ヲ省ミス、公共ノ利益等ハ更ニ意ニ止メサル者多クシテ、納期日ノ如キハ殆ント眼中ニセス、毎納期末ニ於テ町及當署ノ督励ヲ加フルモノ多数ニシテ、其督励ノ甚シキニ在テハ四、五回ヲ重ヌルモ尚ホ納付ニ至ラス、中ニハ金策ノ世話迄ナシ与フルモノ等アルノ状態ニシテ、種々ノ方面ヨリ督励ノ結果辛フシテ完納ヲ告クルノ状況ニ有之、之カ施設改善ヲ要スルノ必要町当局者ニ於テモ既ニ之ヲ認め、毎年度予算編成ニ當リ費用計上セルモ、如何セン町會ニ於テ否決セラレ決議ニ至ラス、施設上殆ント考究ニ苦シミ居レルノ現況ナルヲ以テ、早急ノ施設ハ絶対ニ不可能ナリト雖モ、當署ニ於テモ極力勸誘奨励ニ努メ漸次施設実行ヲ期セントス

江原村 年次良好ノ域ニ向ヒツ、アリト雖モ、地勢上納税者ノ過半ハ山間ニ散在シ之カ督励上ノ不便不尠、西北端ニ当ル(香川県トノ国境)字清水外三部落ハ、青年會ノ活動ニ依リ毎納期村督励ヲ要セス成績良好ナルモ、其他ハ何等ノ施設ナク、毎納期ニ於ケル当局者ハ勿論當署吏員ノ督励ヲ要スルコトモ亦大ナル狀況ニシテ、成績ノ不良ハ当局者ニ於テモ苦心シツ、アリ、之カ改善ニ付適當ナル施設方當署ニ於テモ常ニ勸誘督励ニ怠ラサル次第ナルモ、今尙出現セサルハ頗ル遺憾トスル所ナリ、此際一層奨励ヲ加ヘ納税組合及青年會活動ヲ勸誘シ、以テ本村ノ根本的改善ヲ期セントス

岩倉村 納税人ノ納税上最モ不便ナル箇所ハ出張徴収ヲ開始シ、村内各区ニ納税告知旗ヲ掲揚シ、且小學校児童ニ納税上ノ講話ヲナス等種々ナル方法ニ依リ、近時著シク良好ノ域ニ向ヒツ、アリト雖モ、今尙村役場ニ近キ集團地ニ怠慢者多クシテ、全村拳テ良好ナル成績ヲ見ルニ至ラス、依テ一層適當ナル施設ヲ講シ更ニ一段ノ改善ヲ期セントス

郡里村 納税改善ノ一端トシテ戸主會ヲ設ケ納税上ノ講話ヲナシ、義務心涵養ヲナシツ、アルモ、成績ニ於テ著シ

キ昂上ヲ見ルニ至ラス、今尚ホ怠慢者多ク、依テ戸主会ノ活動ハ勿論其他更ニ適當ナル納稅施設ヲ講シ、實質的成績ヲ期セントス

貞光村 農民ノ閑散時期ニ於テ納稅講話ヲ開催シ、納稅上ニ關スル講話ヲナシ納稅思想ノ涵養ニ努ムルト共ニ、納期ニ際シ怠慢者ニ對シテハ吏員實地督勵ヲ加フルノ結果、近時顯著ナル成績向上ヲ呈シツ、アルモ、今一段ノ改善ヲ加フルノ余地アルヲ認ムルニ依リ、適當ナル施設ヲ奨励シ以テ根本的改善ヲナサントス

端山村 本村ニハ東西ニ岐レ、納稅者ノ全部ハ山間ニ点在シ督勵上最モ困難不尠、為メニ納稅成績ハ頗ル不良ナリシモ、近時督勵方法ニ改善ヲ加ヘ納期日以前予メ注意ヲ与ヘ置キ、尚納期末日ニ於ケル怠慢者ニ對シテハ更ニ周到ナル督勵ヲ加ヘツ、アリテ、成績頗ル良好ナルモ内容ニ於テ多少遺憾ノ点アルヲ認ムルニ依リ、適當ナル施設ヲ奨励シ以テ實質的完納ヲ期セントス

一字村 管内ニ於ケル南端七里余ノ山間ニシテ、地勢上納稅者ノ一般ハ山腹山麓ニ点在シ民度頗ル低位ニシテ、自然納稅上ニ於ケル觀念モ亦乏シキモノ不尠、一面交通上ノ不便等ニ關係シ納稅成績至テ不良ナリシヲ以テ、之ヲ改善策ノ一端トシテ、其交通最モ不便ナル一部ニ限り收入役出張徴収ヲナシ、其他ハ各区長ノ督勵ニ依リ稍良好ノ域ニ向ヒ、當署員ノ督勵ヲモ要セス毎納期完納ヲ持續シ來リツ、アルノ現況ナルモ、之方内容ニ於テハ聊カ遺憾ノ点アルヲ以テ、適當ナル施設ヲ講シ以テ根本的改善ヲ期セントス

穴吹村 三島村口山村ノ各村ニ於テハ前記各村ニ於ケルト同様ニシテ、適當ナル施設ノ必要ヲ認ムルニ依リ勧誘奨励ニ努力シ、以テ實質的完納ヲ期セントス

110 大正5年3月 納税施設に関する件

今治稅務署長申報 大正五年三月一日

納税施設ニ関スル件

一 納税施設及市町村交付金ニ関シ郡長ニ協議ノ結果、郡役所ヨリ各町村ニ発シタル通牒左ノ如シ

大正五年二月二十六日

越智郡役所

越智郡各町村役場宛

納税上改善施設ノ件

曩ニ国税徴収法ヲ改正セラレタル結果、大正三年度以後ハ町村ヘノ交付金従前ニ比シ約倍加スルニ至レリ、然ルニ町村納税上改善施設ヲ要スヘキ向多々有之ニモ不拘、交付金ノ全部ハ基本財産蓄積条例ニ依リ年々蓄積シ、右等ノ費用ヲ予算ニ計上セルモノナシ、納税成績不良ノ町村ニアリテハ徴税上必要ナル各種ノ施設方法ヲ講シ滞納ノ弊ナカラシメ、且ツ国税徴収ニ関スル諸帳簿地図ノ整理ヲ完フシ、税金ノ収納保管送付ニ欠陥ナキヲ期スル様稅務官庁ト熟議ノ上相当措置セラルヘシ、右ニ付役場費、需用費中へ納税改善施設費ノ一目ヲ設ケ、必要ナル費途ヲ計上スルコト

町村ニ於テ經費負担ノ都合上前項ノ費用ヲ計上スルヲ困難トスルニ於テハ、蓄積条例ニ之レヲ認ムヘキ一条項ヲ加ヘ改正スルハ差支ナキ義ニ有之候

右通牒ス

二 納税觀念養成ニ関シ小学校長ニ發シタル照会、左ノ如シ

大正五年二月二十四日

署長名

越智郡各小学校長宛

拝啓、時下余寒難凌候処、愈御清穆ノ段奉賀候、陳ハ納税ト兵役ハ国民ノ二大義務ニシテ、殊ニ納税ノ国家生存上忽ニスヘカラサルコトハ、今更申上クル迄モ無之次第二候処、近時社会ノ進運ト共ニ生存競争愈激烈トナリ、一般国民ノ義務の觀念ハ動モスレハ廢頽セントスルノ傾向有之、軽々看過スヘカラサル義ト存候、幸当署管内ニ於ケル国税ノ徴収成績ハ漸次好成绩ヲ挙げ居候、之畢竟町吏員ニ於テ努力精勵ノ結果ニ外ナラスト被存候、然レトモ其内容ニ至リテハ従前ニ比シ一層困難ヲ感セルノミナラス、県税若ハ町村税ニ至リテハ事実ニ於テ著シク不成績ヲ示シ、町村ノ苦心モ亦少ナカラサル次第第二有之候、租税滞納ノ矯弊方法ニ付テハ町村各部落ニ於テ納税組合ヲ組織シ、或ハ納税貯金組合ヲ設ケ、或ハ町村ニ於テ納税奨励規程ヲ設ケ、又ハ県、郡、町村等ニ於テ納税ニ関スル功勞者及優良団体ヲ表彰スル等種々ナル方法ヲ講シ居候ヘ共、根本的ニ滞納ノ弊ヲ矯正シ完全ナル成績ヲ挙げントスルニハ、国民教育ニ依リ義務心ヲ涵養シ自動的ニ納税スルノ美風ヲ養成セサル可カラサル義ト存候、就テハ児童ニ対シ租税ノ国家生存上重要ナルコトト、租税ノ如何ナルモノナルカヲ充分ニ知得セシメ、以テ漸次ニ義務ノ觀念ヲ養成スルハ国民教育上最も重要ナル事ト被存候、之等ノ点ニ付テハ常ニ御配意相成居候事ト存候ヘ共、尚一層児童ニ対シ納税義務ノ觀念ヲ注入セラル、コトニ御尽力相煩候様希望ニ堪ヘス候、又御繁忙中御手数數ニハ候ヘ共参考ニ資シ度義有之候ニ付、従来貴校ニ於テ租税ニ関スル教授方ハ如何ナル方法ニ拠ラレ居候哉、又将来ノ御方針御腹案等モ有之候ハ、御回示ニ預リ度、尚租税ニ関スル各種ノ教材等御参考ニ要スル事項モ有之候節ハ、時々御遠慮ナク御申越相成度、左スレハ当署ニ於テ出来得ル限り調査ノ上御送付可申上候、孰レ機会ヲ見テ參校ノ上御意見等承リ度存念ニ

候へ共、不取敢以書中右得貴意度、如此御座候、教具

三 納税施設並市町村交付金ニ関シ各町村長ニ発シタル照会、左ノ如シ

大正五年二月二十四日

署 長 名

各町村長宛

国税徴収ノ成績ハ逐年良好ノ域ニ進ミ近時各町村ヲ通シ滞納者ヲ見ルコトナキハ、畢竟町村^{ついで}村吏員諸氏カ成績ノ擧揚ニ努力セラル、ノ結果ニ外ナラサル義ト存候、近時社会ノ進運ト共ニ生存競争愈激烈トナリ、各地ヲ通シ從來ノ美風良俗ハ動モスレハ廢類セントスルノ傾向ニアリ、而モ一般不景氣ノ折柄ナルニ不拘、国税徴収上別ニ不良ノ影響ナキハ国家ノ為メ誠ニ同慶ニ堪ヘサル次第ニ有之候、今後尙一層ノ御尽力ヲ以テ独リ国税ノミニ止ラス、全般ノ租税公課ヲ通シテ良好ノ成績ヲ擧ラレ候様致度、從來御尽力ヲ以テ養成セラレタル美風ヲ永ク持續シ、尙一層良結果ヲ修メラレントスルニハ、相当ノ施設ヲ遂行セラルヘキ必要有之コトト被存候、就テハ既ニ夫々御配意相成居候事ト存候へ共、施設ノ方法ニヨリテハ相当ノ経費ヲモ要スヘク、又国税徴収交付金ノ一部ヲ徴収施設費ニ充當スヘキコトハ、曩ニ内務大蔵両大臣ヨリ御訓示ノ次第モ有之義ニ付、大正五年度予算中ニ納税施設費ヲ計上セラレ、相当御企画相成様御配意相煩度、其筋ヨリ申越ノ次第モ有之、此段得貴意候也

撫養稅務署長申報

大正五年三月十日

納税施設ニ関スル件

納税施設上試ミタル事蹟及成立シタル施設事項、左記ノ通り有之候

一 施設遂行上試ミタル事蹟

(イ) 納税ノ施設及国税金徴収ニ対スル交付金使途ニ関シテハ、特ニ明年度ノ予算ニ施設費計上方ヲ照会シ、一面郡長ニ対シ左記通協商候処、直チニ各町村長ニ対シ左記ノ訓示ヲ為セシ趣ニ有之、施設事項及交付金ノ施設費充当額モ亦從テ漸増ノ傾向ヲ見ルニ至ラン

(ロ) 郡当局者ト納税施設上ニ関スル意見ヲ交換シ、施設勧誘奨励ニ付テハ今後協力其衝ニ当ルコトヲ協定セリ
(ハ) 前二項ノ外、各町村ニ対シテハ直接間接機ヲ得タル毎ニ勸奨シツ、アルヲ以テ、漸次効果ヲ見ルニ至ラン
大正五年二月十八日

撫養稅務署長

板野郡長

拜啓、益々御清栄奉慶賀候、陳ハ甚タ卒然ノ義ニ候得共、当署管内ニ於ケル国税徴収成績ハ多年町村当局ノ熱誠ナル努力ト従来貴庁ノ深甚ナル御援護ニ依リ、数年来各稅ヲ通シテ不絶完納ノ美果ヲ収メ、我丸龜稅務監督局管内ノ成績ニ一般ノ光彩ヲ添へ、常ニ他局ノ模範トシテ其推量ヲ受ケツツ有之、誠ニ国家ノ為メ歡喜措ク能ハサル処ニ有之候然レトモ靜ニ其内容ヲ觀察致候得ハ、尚永々儀ニ安^マンスヘカラサルモノ有之、固ヨリ町村ノ狀況ニ依リ自ラ趣ヲ異ニセルモノ有之候得共、納稅者ノ大部分ハ法定納期日ヲ尊重スルノ觀念深カラス、為メニ数次ノ督勵ヲ重ネテ初メテ納付ヲナスモノ、若クハ町村ノ送納期ニ入り、而モ嚴促ノ結果漸ク納稅ヲ了スルモノ少カラサル実態ニ有之、右等納稅上不良ノ事実ハ啻ニ徴収上多大ノ勞費ト不尠時間ヲ消費セルノミナラス、延テ一般町村事務ニ影響ヲ及ホシ自治機關ノ活動ニ支障ヲ来シ候義トモ可相成、就テハ這般納稅上不良ノ事実ヲ^{要カ}消除シ之カ内容ノ充実ヲ促シ、以テ外形完納ノ美ト相伴ハシメ、納稅事務ヲシテ漸次理想ノ域ニ進マシムヘク、適切ナル納稅施設ヲ樹立シ根本的ニ改善ノ基礎ヲ定ムル喫緊ノ急務タルヲ被信候ト共ニ、近キ将来ニ於テ一般ニ之ヲ實現セシメ度希望ヲ以テ專ラ勸奨ニ努メ、現ニ二三

ノ町村ニ於テハ既ニ近ク新ナル施設ヲ^(フセ)実行ヲ見ントスル場合ニ進ミ居候次第ニ有之、概況以上ノ如クニ候処、凡ソ一定ノ施設ノ実行シ之ヲシテ有効ニ活動セシムルニハ、固ヨリ相当経費ノ必要ハ免ルヘカラサル義ニ有之、恰モ目下町村ニ於テハ明年度予算編成中ノ折柄ニモ有之、旁納税施設費トシテ交付金ヲ充當シ相当予算計上方、本日別途各町村(里浦村ヲ除ク)ニ対シ協商致置候次第ニ有之、要ハ從來贏ヲ得タル国税ノ完納ニ対シ一層内容ヲ善美ナラシムルニ外ナラサル義ニ有之、就テハ御繁務ノ折柄ニハ可有之候得共、前陳ノ趣旨御諒察ノ上一般町村ニ対シ納税施設ノ遂行、既施設ノ活動及明年度予算中施設費計上方ニ関シ可然御訓達相成候様、特ニ御高配相煩度右得貴意候也

板野郡訓示第二号

各町村長

納税上ノ悪弊ヲ^(変カ)芟除シ之レカ成績ヲ向上ナラシムルコトニ関シテハ、從來屢訓示スル所アリ、各町村共ニ大ニ意ヲ用斗種々考案熟慮、漸次良好ノ成績ヲ見ルニ至リシハ誠ニ欣フヘシト雖モ、未タ以テ予期ノ効果ヲ収ムル能ハサルハ最モ遺憾トスル所ナリ、倩々本郡徴税奨励ノ施設ヲ見ルニ、只僅少ナル納税奨励費用ヲ予算ニ計上シアリテ、施設ノ宜シキヲ得タルモノ亦鮮少ナリトス、曩ニ国税徴収法ノ改正ニヨリ町村ニ於テ国税徴収ノ費用トシテ交付金ノ増加セラレタルハ、畢竟徴税上各種ノ施設ヲ講シ納税者ニ利便ヲ図リ、滞納ノ弊ナカラシムル為メニ要スル費用ニ充當セシムルノ意ニ外ナラス、故ニ各町村ニ於テハ今後国税徴収交付金ノ幾分ハ国税徴収奨励施設費用ニ充當シ、以テ益々納税美果ヲ収ムルコトニ相当予算ヲ計上スルコトニ注意スヘシ

右訓示

大正五年二月二十二日

板野郡長 祖川 豊

庶第四三八号 大正五年二月十八日

撫養稅務署長

各町村長

納稅改善施設ノ義ニ関シテハ、客月八日付ヲ以テ得貴意候次第モ有之、厚ク御配意相成候事ト相信候処、凡ソ一定ノ施設ヲ樹立シ之ヲ実行シテ最モ有効ナル活動ヲ期セントスニハ固ヨリ相当經費ノ必要可有之、就テハ目下恰モ明年度予算編成中ノ折柄ニモ有之、從來未タ施設無之向ハ新ニ施設ヲ樹立セラレ、其既ニ施設有之向ハ將來一層普及活動致候様可然御計畫ノ上、之レカ施設費トシテハ嘗テ内務大藏両大臣ヨリ發セラレタル訓示之趣旨ニ基キ交付金ヲ充當シ、相当明年度予算ニ計上シ以テ今後施設ノ普及及活動ニ資セラレ、益々徵収事蹟ノ改善ヲ企画セラレ候様、特ニ御配慮相成候様致

右及照会候也

二 成立シタル施設事項

北島村

從來納稅注意書ヲ配付シ使テ奨励法ヲ設ケ且ツ專担吏員ヲ特設シアルモ、納稅成績甚不良ナルヲ以テ内容改善方及納稅組合設置等ヲ協議シ、且ツ地方有力者ニ就キ再三協商ヲ重ネタル結果、北島村中村ノ一部ニ於テ納稅貯金組合ヲ二

月ヨリ実行スルコト、ナレリ、其規約書左記ノ通り

老門納税貯金組合規約書

第一条 本組合ハ老門納税貯金組合ト称ス

第二条 本組合ハ板野郡北島村中村字老門傍示ノ住民ニテ、一戸ヲ構ヘタルモノヲ以テ組織ス

第三条 本組合ハ老門傍示処有財産ヨリ生スル収入金ヲ積立ツルモノトス

第四条 本組合ノ積立金ハ銀行又ハ信用アルモノニ預入ヲ為スモノトス

第五条 本組合ニハ貯金総額二百円ニ達シタル後ハ、爾後本組合収入金及貯金利子金ハ毎年組合員ヘ均一ヲ以テ配当ス

第六条 本組合ニシテ他ヘ転住シタル時ハ、第五条ノ配当ハ為ササルモノトス

第七条 本組合員中納税ニ差支フル者アル時ハ、本組合貯金ヲ以テ一時納税金ニ充ツルモノトス、但シ貯金ヲ以テ納

税ヲ為シタルモノニハ月一步ノ利子ヲ徴ス

第八条 第七条ニ依ル収入利子ハ第五条ノ規定ニ依ル

第九条 本組合貯金ハ納税ニ差支フルモノアル時ノ外、随時貯金ノ払戻ヲナス事ヲ得ス

第十条 本組合ニハ左ノ役員ヲ置ク

一 組合長 一名

二 副組合長 一名

三 幹事 三名

組合長ハ組合ヲ総理シ組合ノ出納ヲ掌ル

副組合長ハ組合長ヲ補佐シ、組合長事故アル時ハ代理ス

幹事ハ組合員ノ代表シ組合ニ依ル一切ノ事務ヲ議決執行スルモノトス

第十一条 本組合ハ總會ノ決議ニ依リ有価証券ノ購入ヲナスコトヲ得

第十二条 本組合ニハ毎年一回ハ二月ニ於テ總會ヲ開キ、前一ケ年ノ業務ヲ報告スルモノトス

第十三条 本組合ノ役員ハ組合員ノ互選トス

第十四条 本組合ノ役員ノ任期ハ三ケ年トス

第十五条 本組合ニ加入シタル事ヲ証シ、且ツ此規約ヲ確守スル為メ左ニ署名捺印ス

(平 8 高松 21)

111 大正5年3月 納税成績に関する従来ノ手段認否

(朱書)
〔大正五年三月十八日庶務課長會議配付〕

納税成績維持ノ為、從來執り来リタル手段方法認否ニ関スル件

一般経済界ノ不況、市町村徴収事務取扱上ノ注意、不良納税者ノ納税觀念欠乏、及転出又ハ不在ノ場合ニ於ケル手續ノ不履行等、完納ヲ妨クヘキ事故少カラサル今日ニ於テ、優良ナル納税成績ヲ挙クル為各署カ苦心慘憺タルモノアルハ、洵ニ之ヲ諒トスル所ニシテ、亦之カ為ニ種々無理ナル手段方法ヲ執リ居ルコトモ已ムヲ得ストスヘキカ如シ、而シテ従前ニ在リテハ各署カ納税ノ歩調ヲ整一スル為、其手段甚々極端ナラサル限之ヲ默認シタルコトナキニアラサリシモ、永ク不規不穩当ノ手段ヲ以テ外觀ヲ飾ルカ如キ姑息ノ状態ニ安スヘカラサルノミナラス、此ノ如キハ納税ノ

實質的改善ヲ期スル上ニ於テ障碍トナルヘキモノト認メラル、ヲ以テ、今後ハ絶対ニ之ヲ廢セントス、唯今日俄ニ総テ之ヲ廢セントセハ納税昂進ノ趨勢ニ頓挫ヲ見ルヘキノミナラス、絶対ニ完納ヲ維持セントスル市町村ノ根本的觀念ニ動搖ヲ来スノ虞アルヘキヲ以テ、現下ノ狀況ニ於テ之カ手段トシテ認ムヘキモノ及認ムヘカラサルモノヲ、左ノ通一定セントス

(一) 調定ヲ減スヘキ場合ニ関スル件

(イ) 納税者転出ノ場合

新納税地稅務署ヨリ引継事項ノ通報ヲ求メラレタル場合ニ於テハ、引継ト共ニ直ニ減額ノ整理ヲ為スハ当然ナルモ、旧納税地稅務署ヨリ進テ引継ヲ為シ、新納税地稅務署ヨリ引受ノ回報ヲ待テ処理スヘキ場合ニ於テモ、止ムヲ得サルトキハ引継ト共ニ減額整理スルコトハ之ヲ認ムルコトアルヘシ

転出ノ事実ナク又ハ転出ノ事実アリト雖モ、引継ノ手續ヲ為サ、ルモノニ對シ転出トシテ減額ノ整理ヲ為スコトヲ得ス

(ロ) 徴收猶予ヲ為スヘキ場合

所得稅・營業稅等減損又ハ減額更訂ノ申立アル場合、災害地地租免除ノ申請アル場合等ニ於テハ、事實更訂又ハ免除ニ該當セスト認メラル、モノニ付テモ、其申立又ハ申請ノ書面ニ依リ徴收猶予ヲ為シ調定ヲ減スルコトヲ得ヘシ、但シ其申立ノ書面ナキニ拘ラス、徴收猶予トシテ減額スルカ如キハ之ヲ為サ、ルモノトス

納税者非常ノ災害ニ罹リ當該納期ニ於テ税金ノ徴收ヲ為シ難シト認ムルトキハ、徴收猶予ニ関スル稅法ノ規定又ハ國稅徴收法第七條ニ該當スル事實アラサル場合ト雖モ、其事情ヲ具シ徴收猶予方ヲ本局ニ稟議スルコトヲ得

(ハ) 営業税ノ納税者廃業ノ場合

営業税ノ納税者廃業ノ場合ニハ、其未納税金ハ之ヲ即納セシムヘキモノナレハ、法定納期分ヨリ減シ随時収入ニ組替スヘキモノトス、然レトモ其廃業届出又ハ処理力納期限ニ切迫シ随時収入トスルトキハ、却テ其指定期限力法定納期限ノ後トナルヘキ場合ニ於テハ、法定納期分ヨリ其減スヘキ税額ヲ減額整理シ、即チ月割額ヲ法定納期ニ於テ徴収スルヲ相当トスルヲ以テ、此点ニ注意スルヲ要ス

(ニ) 納税告知書送達不能ノ場合

納税告知書ヲ郵便等ニ依リ送達シタルモ、納税者所在不明等ノ事由ニ依リ返戻セラレタル場合ニ於テ、其返戻セラレタル時力既ニ納期日ヲ經過シ居ルモノ、又ハ納期日ヲ經過セストスルモ公示送達有効期日前ニ納期日經過スヘキモノ、及市町村ニ於テ公示送達ヲ遺忘シタル場合ニ於テハ、納期日内納税告知書ノ送達ナカリシモノナレハ、減額ノ上更ニ調定ノ手續ヲ為スハ当然ナリトス、但シ此場合ニ於テハ市町村ノ報告書其他徴証ヲ備ヘ置クヲ要ス

納税義務者死亡シ相続人分明ナラサルモノニシテ財産管理人ナキ場合ニハ、管理人ノ選任ヲ待テ徴税ノ手續ヲ為スヘキモノナレハ、是亦調定ヲ減スヘキモノナリトス、但シ此場合ニ於テモ、相当ノ徴証ヲ具ヘ置クモノトス

徴収困難ト認めラル、者ニ対シ、故ナク納税告知書送達不能ノ事由ヲ付シ減額ノ整理ヲ為シ、甚シキハ市町村ニ通知セシメテ徴収簿ノミニ減額及随時収入調定ノ調理ヲ為シ、滞納報告書ハ法定納期分トシテ之ヲ受理シ、之ニ依テ督促状ヲ発シナカラ随時収入ノ納期日經過後ニ於テ督促状ヲ発シタルカ如ク作為スルカ如キコトハ、絶対之ヲ為スコトヲ得ス

以上ノ外、市町村ノ異動報告ナキニ拘ラス送納ノ過不足額ヲ増減整理スルカ如キ、又滞納トナルヘキ者ヲ単ニ調定誤謬トシテ減額整理スルカ如キコトハ、之ヲ為スコトヲ得ス

(ホ) 繰上徴収ヲ為スヘキ場合

国税徴収法第四条ノ一ノ各号ニ該当シ、納期ニ到リ税金ノ徴収ヲ完ウスルコト能ハスト認ムル者ニ対シテハ、施行規則第八条ノ範圍内ニ於テ税金ノ繰上徴収ヲ為スコトヲ得

但シ繰上徴収ヲ為スニ当リテハ、市町村裁判所等ノ通報催告等ニ依リタルモノハ、其書類ヲ繰上徴収関係書類ニ付シ置キ、又裁判所執達吏役場、市役所、町村役場等ノ掲示、官報、官報新聞雜誌等ノ公告ニ依リタルモノハ、其事由ヲ関係書類ニ明記シ置キ、尚之カ徴収ノ見込等ニ付テハ市町村ノ意見ヲ徴シタル上ニテ繰上徴収ヲ為スコト、シ、之カ濫用ヲ為サ、ル様注意スルヲ要ス

法定要件ヲ具備シ急速繰上徴収ヲ要スル場合ニ於テ、納人ノ納否及納期ニ於ケル徴収ノ見込等不明ナルトキハ、繰上徴収告知書又ハ納期日変更告知書ヲ其通知書ト共ニ市町村ニ送付シ、既ニ納税済又ハ納期ニ於テ徴収ノ見込アラハ之ヲ返付シ、納税未済ニシテ且徴収ノ見込ナキトキハ之ヲ本人ニ交付スル様囑託スルコトヲ得ヘシ、此場合ニ於テ繰上徴収又ハ納期日変更告知書及通知書ノ返付ヲ受ケタルトキハ、繰上徴収取消トシテ調定額ヲ復活スルモノトス

(ニ) 収入額ヲ整理スヘキ場合ニ關スル件

(イ) 市町村カ納期内取纏ヲ為サ、ルモ完納スル旨ヲ申出テ、尙未納人名及金額ヲ提示シ之カ取纏又ハ注意方ヲ囑託シタル場合ニハ、便宜之ヲ承認スルコトヲ得、但未納者ヲシテ速ニ完納セシムルコトニ力メ、町村財務ノ紊乱ヲ立替納ニ藉口セシムルコトナキヲ要ス

未納整理ノ事蹟ハ之ヲ相当書類ニ記載シ置キ、尚便宜未納者ヨリ現金ヲ預リタルトキハ速ニ市町村当務者ニ交付シ、之カ交付ノ事蹟ヲ明ニシ置クヲ要ス

稅務署ヨリ立替納ヲ強要スルカ如キハ、断シテ之ヲ為スコトヲ得ス

立替納及之カ整理ニ関スル書類ハ簿書目録外秘密書類トシテ之ヲ保存シ置クヲ要ス

(ロ) 納期限ノ日カ休日ニ相当スル場合

納期限ノ日カ休日ニ相当スル場合ニハ納期日カ繰下ケラル、ヲ以テ、送納期日モ從テ繰下ケラル、モノナリトシ取扱ヲ為シタル例アリ、是公然承認シタルニアラスト雖モ、從來此慣例ニ依リ來リタル稅務署ニ於テハ、俄ニ之ヲ改ムルコトモ困難ナルヘキニ付、漸次規定ノ通送納期日ノ勵行ニ復帰スルノ趣旨ニ於テ、今暫ク之カ取扱ヲ承認セントス

(ハ) 送納期日後送納アリタル場合

送納期日後送納アリタル金額ヲ送納期日迄ノ収入額ニ加フルコトヲ得ス、但シ市町村ニ於テ不可抗力ニ依リ送納期日内ニ送納シ能ハサル事実アリテ、之ヲ納期日迄ノ収入額ニ加フルヲ相当ト認メタルトキハ、其事實ヲ具シ本局ニ稟議スルヲ要ス

本項ニ関シ金庫又ハ郵便局ノ領收日付ヲ訂正シ、送納期日内ニ送納シタルカ如ク作為スルカ如キコトアルヘカラス、若シ現ニ金庫ニ於テ前日ノ日付ヲ記入シ、又ハ日付ヲ記入セスシテ領收済通知書ヲ發スルカ如キ便宜ノ取扱ヲ為シツ、アルモノアラハ、局ニ於テハ強テ追究セス、但シ斯クノ如キ取扱ヲ金庫ニ要求スルコトヲ得サルハ勿論ナリ

(ニ) 送納期日内稅務署カ領收シタル金額アル場合、市町村カ法定納期限後絶対ニ領收ヲ取扱ハサル等ニ依リ、稅

務署ニ於テ送納期間内現金ノ領収ヲ為シ、之ヲ納期内ノ収入額ニ加算シタルモノハ、事情已ムヲ得サル場合ニ限り当分之ヲ承認セントス、稅務署カ送納期日經過後現金ノ領収ヲ為シ、又ハ金庫郵便局ニ納付セシメタル金額ヲ納期内ノ収入額ニ加算スルコトハ絶対ニ之ヲ為スコトヲ得ス

(平12 仙台 808)

112 大正5年10月 納稅告知書の納期日に付主稅局長通牒

経第一〇七三号

大正五年十月二十八日

稅務署

熊本稅務監督局印

別紙ノ通主稅局長ヨリ通牒有之候ニ付テハ、町村ヨリ發スル納稅告知書ハ其ノ期日ヲ遲延セシメサル様、尚一層督責相成度、又納期限繰上ケ指定ノ件ハ納稅者ニ対シ注意的督勵ノ便宜ニ出テタルモノナレハ、法定期限ヨリ多クノ日數ヲ繰上クルカ如キハ、其ノ必要ナキ義ト認メラレ候條、右様了知相成度、此段及通牒候也

(別紙) 往第一〇四三三五号

徵稅事務ノ円満ナル成績ヲ挙ケンカ為ニハ、納稅者ノ利便ヲ図ルコトヲ要スルハ言フ俟タス、是ヲ以テ納期日前相当ノ余裕ヲ存スル様納稅告知書ヲ發布シ、以テ納人ニ対シ納稅準備ノ期間ヲ与フヘキハ勿論ニ有之、而シテ稅務署ニ於テハ此ノ点ニ關シ注意ヲ怠ラズトスルモ、事實納稅告知書ヲ發布スヘキ市町村ニ於テ其ノ發布ヲ遲延シ、而カモ期日ニ至リテ頻ニ督勵ヲ加フルカ如キハ、徒ニ納稅者ノ苦痛ヲ大ナラシムルモノト謂フヘク、又納期日ノ指定ニ付テハ曾

テ明治三十五年原甲第二二〇号ヲ以テ及通牒候通り、督励上便宜ノ為ニ法定納期日ヨリ多数ノ日子ヲ繰上ケ指定スルハ穩当ナラサル儀ト存候

上記ノ事項ニ関シテハ從來已ニ相当御注意ノ事トハ存シ候へ共、此際更ニ稅務署及市町村ニ対シ一層右ノ趣旨ヲ徹底セシムル様御取計相成度、此段及通牒候也

大正五年十月十八日

松本大藏省主稅局長

多胡熊本稅務監督局長殿

参考

納稅告知書ニ記載スル納期日ノ件

明治三十五年三月原甲第二二〇号主稅局長通牒

市町村ヨリ各納稅人ニ發スル租稅納稅告知書ニ記載スル納期日ノ義ニ付、別紙写ノ通り今般当省大臣ヨリ内務大臣へ照會相成候ニ付テハ、地方長官ヨリ本件訓令アリタルトキハ、尚稅務署長ヨリモ其ノ趣旨徹底実行セシムル様、市町村長ニ協議セシメラルヘク、且又本件実行ト同時ニ滯納者ヲ多カラシメサルコトニ十分注意セシメラレ度、依命此段及通牒候也

追テ、稅務署長ヨリ直ニ納稅人ニ交付スル納稅告知書モ、本文ノ趣旨ニヨリ取扱候様、為念御注意置相成度候

(別紙)

國稅徵收法ニヨリ市町村ニ於テ租稅ヲ徵收スル場合ニ於テ、往々納稅告知書ニ法定納期限ヨリ多クノ日子ヲ早メテ納期日ヲ記載シ、且其ノ期日ニ稅金ヲ納付セサル者ニ対シ、書面ヲ以テ又ハ役場ニ召喚シテ督促ヲ為ス向鈔ナカラサル哉ニ候處、右ハ法律ニ於テ納期限ヲ定メタル趣旨ニ適合セサル義ニ付、自今納期日ヲ指定スルハ可成法定納期限ノ日、

又ハ其ノ日ニ接近シタル日ヲ以テスヘキコトニ訓令スヘキ旨、各地方長官へ御訓令相成候様致度、此段及照会候也

(昭60 熊本 5)

113 大正5年10月 税務協議会に関する調査

市町村ト税務署トヨリ成ル税務協議会ニ関スル調査

大正五年十月末日現在

香 川 県					署 名		規 約 又 ハ 申 合 ノ 要 領		開 催 度 数		開 催 日 月		出 席 欠 席		協 議 事 項		開 催 予 定 時 期		大 正 四 年 三 年	
丸 龜	長 尾	土 庄	高 松	觀 音 寺	組	織	又	ハ	時 期	日	月	市 町 村 数	欠 席	事 項	定 時 期	日 数	日 数	日 数	日 数	
市町村税務主任及署員ニテ組織シ、署長会長トナリ、外ニ幹事三人ヲ選舉ス	町村税務主任ニテ組織シ、津田・松尾・丹生ノ三町村ニテ輪番開催、開催地町村長会長トナル	町村長、町村税務主任、郡役所署員ニテ組織シ、郡長及署長主管事務ニ付会長トナル	税務署員、市町村税務係員ニテ組織シ、署長会長トナリ、外ニ幹事二人ヲ指名ス	郡役所員、税務署員及町村吏員ニテ組織シ、署長及郡長主管事務ニ就キ会長トナリ、外ニ幹事ヲ置ク	又	ハ	毎 年 五 月	十 月 十 八 十 九 日	六 〇	四 三	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	二	二	二	二	
毎 年 三 月 十 一 月	四 月 六 日 七 日	五 月 十 一 日	毎 年 一 回	毎 年 一 回 又 八 二 回	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	

高 知 県					徳 島 県						
安 芸	赤 岡	須 崎	中 村	高 知	池 田	脇 町	川 島	撫 養	那 賀	徳 島	
リ互選ス 税務署員、町村吏員ニテ組織シ、会長ヲ置キ、会員中ヨ	郡役所員、税務署員及町村吏員ニテ組織シ、署長会長トナリ、外ニ幹事三人ヲ置ク	同上、但シ幹事七名ヲ置ク	町村吏員、税務署員ニテ組織シ、署長会長トナリ、外ニ幹事一人ヲ置ク	税務署員、市町村吏員ニテ組織ス、署長会長トナル、外ニ副会長及幹事ヲ置ク	郡役所員、税務署員、町村長、町村収入役、徴税主任ニテ組織シ、郡長会長トナリ、署長副会長トナル	幹事二名ヲ設置ス	町村吏員及税務署員ニテ組織シ、署長会長トナリ、外ニ幹事二名ヲ設置ス	町村吏員及税務署員ニテ組織ス	税務署員及町村税務署員ニテ組織ス、署長会長トナリ、外ニ幹事五人ヲ置ク	郡役所員、町村税務主任及署員ニテ組織ス	市町村吏員及税務署員ニテ組織シ、署長会長トナリ、外ニ幹事四人ヲ置ク
毎年五月	同	毎年春秋	毎年十月	毎年一回以上	毎年二回	毎年一回	毎年八月	毎年春秋	毎年五月	毎年十一月	
	三月十九日、廿日 九月廿六、廿七日		九月十七日	五月十五、十六日		二月廿三、廿四日		四月廿八、廿九日	五月十六、十七日		
	二八 二四		二七	六九		一五		二一	三五		
	四		九	二		一			三		
	二九 三〇		三三	五九		四一		二三	四六		
十一月下旬		十二月上旬			十二月中旬			十一月中旬		十一月下旬	
二		二			一		二	六		二	
二					一			二		二	

愛媛県								
宇和島	卯之町	八幡浜	大洲	久万	三島	新居	今治	松山
税務署員、町村税務主任トシテ組織シ、署長会長トナリ、外ニ幹事ヲ置ク	郡役所員、税務署員及町村役場員ニテ組織シ、署長会長トナリ、外ニ幹事ヲ置ク	町村長、町村税務主任及税務署員ニテ組織ス、郡長会長トナリ、外ニ幹事ヲ置ク	税務署員、町村税務主任ニテ組織シ、署長会長トナリ、外ニ幹事ヲ置ク	税務署員、町村長及町村税務主任ニテ組織ス、署長会長トナリ、外ニ幹事ヲ置ク	町村役場員、税務署員ニテ組織シ、署長会長トナリ、外ニ幹事ヲ置ク	町村吏員、郡役所員及税務署員ニテ組織シ、署長会長トナル	税務署員及町村税務主任ヲ以テ組織シ、署長会長トナル	市町村吏員、郡役所員及税務署員ニテ組織シ、署長会長トナリ、外ニ副会長及幹事ヲ置ク
毎年春秋	毎年三月九月	毎年一回	毎年秋季	毎年一回	同	毎年春秋	同	毎年一回
四月廿一、廿二日		一月廿一、廿二日		五月十七、十八日	六月二十二、二十一日	五月十八、十九日	五月十七、十八日	
四〇		二二		一五	二四	三九	三七	
二		一			一		一	
三九		四七		三七	二七	二四	四二	
十一月下旬			十二月			十二月上旬		十二月上旬
四	二		二		二	二	二	二
四	二						二	

更ニ県別統計ヲ示セハ左ノ如シ
一 協議会組織ノ概況

計	愛媛	高知	徳島	香川	県別	
一六	六	四	四	二	署	市町村ノ吏員トシテ税務署ノ組モ
八	三	一	二	二	署	同郡ノ外、所ノ役所ヘ加メテノタ
一				一	署	町村ノ主催ニテ税務及郡役所ノ員ヲ求ム
二五	九	五	六	五	署	計
一九	九	四	四	二	署	税務長モトナル
一			一		署	郡長會ノ長トシテ、副署長モトナル
三			一	二	署	郡長會ノ事務ニ付テ主事長
一				一	署	開催地ノ町村ノ長モトナル
一		一			署	會員ヨリ互選モスル
二五	九	五	六	五	署	計

組織ノ一

組織ノ二(会長制度)

四 開催稅務署數其他累年比較

大正三年	大正四年	大正五年		計	稅務署數	度数	日數
		自一月至十月	十一月以降				
一一	一六	一〇	二五	二五	一一	二二	二二
		一六	二八	二八	二〇	三九	三九
		一五	二二	二二	一六	三〇	三〇

(平 8 高松 21)

114 大正6年3月 市町村の過誤納金取扱方

市町村カ過誤徵收ヲ為シタル国税金処理方ニ関スル件

経第一八八号 大正六年三月九日 東京稅務監督局照会

市町村ノ徵收シタル過誤金取扱ノ件ニ関シ左記甲乙兩説アリ、当局ハ甲説ヲ可ト認メ候ヘトモ一応貴見承知致度

甲説 市町村ノ国税徵收ハ法律ノ委任ニ因ル權限ニ基ク、委任ハ權限ノ付与ナリ、即國家權能ノ一部ヲ割キテ之ヲ町

村ニ付与シタルモノ也、市町村カ此ノ権限ニ基キ徴収シタル国税金ハ一見直ニ国家ノ有ニ帰スルカ如シト雖、国家カ官吏ヲシテ徴収セシメタルモノトハ異レリ、官吏ノ徴収シタル税金ハ直ニ其ノ金錢ノ所有權ハ国家ニ帰スヘキハ勿論ナレトモ、市町村ニ於テ徴収シタルモノハ法律ノ委任シタル範圍ニ於テ団体自己ノ事務トシテ処理スヘキモノナレハ、其ノ徴収シタル金錢ノ所有權ハ直ニ国家ニ帰セス、市町村カ国库ニ送付スルニ由リテ金錢ノ所有權ヲ国家ニ移転スルモノ也、国库ニ送付ハ所有權移転ノ責ヲ尽サシムルノ手段タルニ外ナラス、而シテ市町村カ国库ニ送付スル責任アルモノハ歳入徴収官ノ徴収命令タル納期通知ノ金額ノ範圍ニ止マリ、其ノ以外ノ金錢ヲ送付スルノ責任ナシ、故ニ市町村カ徴収ニ際シ過誤納金ヲ生スルモ、其ノ過誤納金ハ国库ニ送付スルノ責任ナク、市町村ニ於テ相当処理スヘキモノトス

乙説 市町村ノ国税徴収ハ法律ノ委任ニ因ル権限ニ基キタルモノナルコトハ甲説ノ如シト雖、国家ノ徴収ハ市町村カ国家機關トシテ委任ノ範圍内ニ於テ行動シタルモノナレハ、苟モ国税金トシテ納人ヨリ收納シタル金錢ハ直ニ国家ノ有ニ帰シ、一毫ノ徴ト雖之ヲ保留スルヲ許サス、故ニ徴収シタル金額中ニ仮令過誤納金ヲ含ムモ、其ノ全部ヲ国库ニ送付スル責任アルモノトス

往第二七六〇号 大正六年三月二十八日 本局回答

本月九日付経第一八八号御照会ニ係ル、市町村カ過誤徴収ヲ為シタル国税金処理方ニ関スル件、過誤金ト雖国库ニ送付セシムルヲ相当ト被存候

(平7 高松 25)

115 大正6年5月 市町村国税諸帳簿監督の件

経第四〇一号

大正六年五月四日

稅務署長殿

東京稅務監督局長印

市町村国税諸帳簿ノ監督ハ市町村ノ国税事務整理上過誤ナカラシムヘク、適當ノ時期ニ於テ執行スヘキ筈ノ処、從來ノ監督事蹟報告ニ依テ之ヲ觀ルトキハ、動モスレハ其ノ時期ヲ失シ為メニ追徴還付ノ事故ヲ多カラシメ、又ハ年度末ニ至リ一時ニ多数町村ノ監督ヲ行ヒ、自然形式ニ流ル、カ如キ嫌アル向アリテ、監督事務ノ趣旨ニ副フコトヲ得サルハ甚遺憾トスル所ナリ、将来之レカ監督ハ市町村事務ニ支障ナキ限り、可成納期接近ノ際等適當ノ時期ニ於テ適実ノ監督ヲ遂ケ、以テ市町村ノ国税事務ヲシテ完全ナラシムル様、特ニ留意相成度
右通牒ス

(平12 東京 121)

116 大正9年6月 徴收督励の執行方に付留意

機第五二号

大正九年六月二十三日

熊本稅務監督局

稅務署長殿

納稅督勵及滯納処分ノ執行方ニ関シ、主稅局長ヨリ別紙ノ通牒アリタルニヨリ了知セラルヘク、刻下財界動搖ノ際金融杜塞シ、同情スヘキ窮況ニ陥レル納稅者モ所々ニ有之カ如ク思料セラル、ニヨリ、徵收事務ニ就テハ今後一層細心ノ注意ヲ払ヒ、克ク納稅者ノ事情ヲ稽查シ、真ニ同情ニ値ヒスヘキモノハ多少ノ手加減ヲ加フル等、機宜ノ措置ヲ愆ラサル様留意セラルヘシ

主秘第一一四号

大正九年六月十九日

松本大藏省主稅局長 印

蓮見熊本稅務監督局長

最近經濟界ノ激變ニ依リテ商工業者ノ蒙レル打撃ハ広汎ニシテ、多数營業者ニ涉リ本年度營業稅第一期分ノ徵收ニハ困難尠カラサルヘク、之カ徵收督勵ノ方法ニ関シテハ局署相当ノ計画ニ基キ今ヤ其ノ実行中ニ属スヘク、成ルヘク成績ノ優良ナラムコトヲ希フ次第ニ有之候得共、現下ノ窮狀亦同情スヘキ点有之、此際強硬ノ体度ヲ以テ納稅ヲ督勵シ、又ハ納期経過ノ故ヲ以テ直ニ滯納処分ヲ勵行スルカ如キハ、却テ納稅者ノ反感ヲ挑発シ物議ヲ醸スノ虞モ有之候ニ付、之カ督勵及滯納処分ニ際シテハ能ク是等ノ情況ヲ考察シ寬嚴宜シキヲ計リ、敢テ苛酷ニ失セサルハ勿論、特ニ事情已ムヲ得サル者ノ如キハ、仮ヒ多少ノ納付遅延ヲ生スルモ円満ニ徵收ノ目的ヲ達スルヲ以テ足レリト為ス等、暫ク緩和

ノ方法ヲ以テスルヲ機宜ノ処置ト被存候、其ノ辺篤ト御考慮ノ上、此際徴収上物議ヲ生スルカ如キコトナキ様留意セシメラレ度、尚ホ本月十七日付蔵第七五九三号ヲ以テ照会セシ繰越額整理方ニ就テモ、敢テ事情ノ如何ヲ顧ミス処分ヲ決行セシメムトスルニアラスシテ、従来事務ノ渋滞ニ基ク処分ノ遅延ヲ促進セシムルノ趣旨ニ外ナラス候条、右様御了知相成度、為念此段及通牒候也

(平18 福岡 105)

117 大正10年6月 納税施設促進方の件

訓示第一号

税務署

滞納ノ弊風ヲ矯正シ徴収事務ノ改善ヲ図ルノ急務ナルハ曩ニ訓示スル所アリ、各署亦夫々施為スル所アルカ如キモ概ネ当面応急ノ措置ニ止マリ、其根本的計画ニ至リテハ未タ見ルヘキモノ尠ナシ、若シ斯ノ如クニシテ推移センカ、年々姑息ノ手段ヲ反覆シ徒ニ事務ノ繁瑣ト経費ノ増加ヲ見ルノミニシテ、因襲的弊竇ヲ芟除シ徴収事務ノ理想的成績ヲ収メンコト、真ニ百年河清ヲ待ツノ感ナキニアラス、之カ刷新ノ方法トシテ種々ノ考案ナキニアラサルヘシト雖、従来ノ実例ニ照シ納税組合又ハ出張徴収等自治的納税施設ヲ促スヲ以テ、最有効的確ノ手段ナリト認メラル、ニ依リ、各署ハ此際之ニ対スル根本的方針ヲ確立スルト共ニ、管内市町村ノ状況ヲ参酌シテ其緩急先後ヲ考量シ、向後五ヶ年度以内ニ於テ全管ノ施設ヲ完了スルコトヲ期シ、以テ多年ノ弊風ヲ釐革シ徴収事務ノ一新ヲ図ルコトニ努ムヘシ

右訓示ス

大正十年六月一日

名古屋稅務監督局長 篠崎 昇印

(平12 名古屋 507)

118 大正10年6月 納稅督勵従事員の選擇

局機第三号

大正十年六月二十三日

東京稅務監督局長印

稅務署長殿

納稅督勵ヲ徹底セシメムニハ之方従事員ノ選擇ニ最モ注意セサルヘカラス、若シ其ノ宜シキヲ得サレハ督勵ノ目的ヲ達スルコト能ハサルノミナラス、却テ納稅者ノ反感ヲ挑発スルノ虞モ有之候ニ付、爾今従事員ノ選擇ニ關シテハ左記事項御留意相成度

右及通牒候也

記

- 一 督勵従事員ハ判任官ヲ以テシ、已ムヲ得サル場合ヲ除ク外雇員ヲ使用セサルコト
- 二 督勵従事員ハ納稅者ノ質問ニ対シ少ナクモ大体之力説明ヲ為シ得ヘキ者タルコト
- 三 其他、言語・動作等ノ適當ト認ムルモノ

追テ、從來庶務課以外ノ他課員ヲシテ督励ニ従事セシムル場合ノ人選方、其ノ宜シキヲ得サリシ為、全ク督励ノ効果ヲ見ル能ハサリシカ如キ場合アリシヤニ聞及ヒ候ニ付、將來他課員ヲシテ従事セシムル場合ニ於テハ、特ニ本文ノ趣旨ニ依リ選択セラレ度、尚本期ハ營業稅第一期ノ納期ニ該当シ、之カ督励方ニ関シテハ曩ニ及通牒置候得共、本期ハ徴収上最モ努力ヲ要スヘキ狀況ナルニ付、督励上手不足ナキ限度迄、他課員ヲシテ応援セシメラレ度、此段特ニ申添候也

(昭56 東京
2292)

119 大正10年11月 納稅督励従事員の配置

経第一二二六号

大正十年十一月十五日

東京稅務監督局長

稅務署長

納稅督励ニ付テハ督励従事員ノ選択ニ注意スヘキ旨、本年六月廿三日局機第三号ヲ以テ及通牒置候処、尚督励ノ効果ヲシテ一層有効顯著ナラシムムニハ、人選ト共ニ之カ活用上ニ付秩序ヲ樹テ、従事員ノ意氣ノ緊張ヲ図ルヲ肝要ト認め候ニ付、爾今可成左記方法ニ依リ実行可相成

右及通牒候也

記

- 一 稅務署受持ニ係ル督励区域ヲ數区ニ分ツコト
- 二 各区ニハ督励主任ヲ設ケ、之ニ督励員ヲ相当配置セシムルコト
- 三 各区主任ハ所属督励員ヲ統卒シ、受持区域ノ督励ニ付テハ全責任ヲ負フコト
- 四 署長ハ日々各区ニ於ケル督励狀況ヲ監視シ督励ノ徹底ニ努ムルコト
- 五 区役所ニ於ケル督励モ前各項ニ準シ執行セシムルコトニ協定スルコト

(昭52 東京 11)

120 大正11年1月 田租滞納矯正に関する件

納稅改善ニ関スル件 大正十一年一月 龍ヶ崎署申報

田租第一期滞納者ハ稅額一七一円二〇、人員三二ニシテ、同稅目既往ノ各納期ニ比シ更ニ減退ヲ見サルハ甚々遺憾ニ存候、由来滞納者ノ多クハ水害地ニシテ土地ハ殆ント荒廢ニ属シ、先年財界好景ノ際土地ノ價格暴騰ノ折柄、土地其モノノ実収等ハ之ヲ度外視シ、田ナル地目ヲ利用シ之ヲ転売シテ不当ノ利益ヲ獲得セントスル、所謂投機的觀念ヲ以テ買得シタルモノナルカ故ニ、着美ナル地方農民ハ之ヲ所有セス、東京・横浜・長野、其ノ他県外在住者ニシテ、土地所有ノ目的ハ之ヲ転売シテ不当ノ利得ヲ収メムトスルノ輩ナルヲ以テ、納稅義務ノ觀念ニ乏シキハ勿論、土地所有町村ヲ去ル甚々遠キノ故ヲ以テ、土地所在町村ニ於テハ所有者ニ對シ納期前納稅令書ヲ送達スルノ外、納稅管理人設定方、並ニ所有者在住ノ町村長ニ期限內納入方及納稅管理人ヲ設定スヘク設示方交渉ヲ遂ケル等、有ラユル手段ヲ以テ之カ改善策ニ腐心シツツアルモ、何等ノ効果ナク殆ント施スヘキノ術無キノ現状ニ有之、又當署ニ於テモ當該町

村ニ向テハ毎納期共極力督励ヲ試ミツルアルモ、納稅義務者ハ他府県在住ナルヲ以テ其ノ効果無之、不成績ヲ見ルニ至リシ次第ニ候

右ノ情況ニ徴シ法規ノ定ムル所ニ依リ滞納者ニ対シ稅務署ノ執ルヘキ処置ハ、滞納者予メ之ヲ了知シ、町村ノ滞納報告ニ基キ直ニ督促状ヲ發セハ、其ノ文意ニ応シ郵便為替ヲ以テ當署ヘ送納シ來ルモノ多ク、斯クシテ常ニ法規ノ手續ヲ循環シ、何レノ日カ納稅義務ノ觀念ヲ滞納者ニ徹底セシムル期ナク、毎納期之ヲ繰返スニ外ナラスシテ滞納ヲ矯正シ能ハサルヲ遺憾トスル次第ニ有之候、依ツテ之カ改善ノ一策トシテ一時督促状ノ發布ヲ見合セ、滞納者ヲ出頭セシメ徹底的ニ納稅義務ノ觀念ヲ説示スルト共ニ、將來納稅管理人ノ設定及必ス納期日內ニ納入スルノ件ヲ誓約セシムルハ、滞納矯正ノ一端トモ可相成思量致候ニ付、出署期日ヲ一月二十三日ト定メ、滞納者全部ニ対シ別紙ノ如ク出署方通知ヲ發シ候処、電報ヲ以テ送金ス、寛大ニ頼ムノ打電アリ、後ニ送金アリタルモノ一、電報ヲ以テ二八日送金ス、委細面会トシテ出署方猶予申出ノモノ一、東京ヨリ代理人出頭ノモノ一人、地方県外者代理人ヲ以テ出署ノモノ一人、東京ヨリ旅行中ニ付、出署期日猶予方書面ヲ以テ申出ノモノ一人、単ニ郵便為替ヲ送付シ來リシモノ長野県松本市一人、郵便物受信人不当尋ノ付箋ニテ返戻トナリタルモノ一、右ノ狀況ハ滞納改善ニ付キ幾分共効果ヲ認メ得ヘキモノト被存候ニ付、出署モセス返信モ無キ滞納者ニ対シテハ、本日更ニ出署方通知ヲ發シ候、依テ茲兩三日ノ経過ヲ見タル後ニ於テ督促状ヲ發布ノ見込ニ有之、從テ本月三十日限り提出ヲ要スル田租第一期分徵收狀況報告モ、從テ提出遅延ト可相成候

第二期以後ノ田租滞納者ニ対シテハ、所有者在住所轄稅務署長ニ対シ納期前（一週間前）、滞納常習者ノ住所氏名、稅目稅額、前三ヶ年ノ成績及管理人設定ナキコト、督励上必要ナル事項ヲ記載シ、之ヲ委嘱シ督励ヲ為シタル実績ノ回報ヲ受クルノ計畫ニ有之候

右申報候也

(別紙)

庶第十五号

大正十一年一月十九日

龍ヶ崎稅務署長

何々殿

左記所在貴殿所有ノ土地ニ対スル第一期田租(一月十五日限納期)、所属村長ヨリ滞納報告ニ接シ、尚既往ノ実蹟ヲ見ルニ各納期共滞納ノ常習ニシテ甚々遺憾ニ存候、就テハ国税徴収法ノ規定ニ依リ将来滞納処分ヲ執行シ、土地ヲ公売ニ付スルノ已ムナキ順序ト可相成、右ニ付テハ予メ事前ニ於テ篤ト面議ヲ遂ケ彼是行違フ生セサルコトニ致度候ニ付、来ル一月二十三日午前十一時必ス当署へ出頭相成度

右及通知候也

万一当日御出署無之場合ハ、直ニ法規ノ命スル処ニ依リ万事進行致スヘク、郵便物延着又ハ不着、其ノ他ノ事由ニ依リ貴殿ノ知ラサル間ニ貴重ナル土地所有權喪失ノ憂無之哉ヲ難計候間、為念申添候

田租滞納矯正方ニ関スル件 大正十一年二月 庶第七四号龍ヶ崎署申報

客月二十六日庶第四号ヲ以テ申報致置候田租滞納改善計画ニ付、夫々進行ノ結果別表記述ノ如キ成績ヲ得、第一期滞納総額一七一、二二〇、人員二ノ内、行方不明ノモノ税額二三、九二〇、人員三、出頭方通知ヲ為シタルニ拘ラス出頭セス、通信モ無キ全然納税上ニ関シ誠意ナキモノト認メラルヘキモノ、税額五、一〇〇、人員二ヲ除クノ外(前者ニハ公告中、後者ニ対シテハ公處分着手ノ見込)、税額一五二、二〇〇、人員二六、内出署面議ヲ遂ケ、納稅管理人設置、納期内納入ヲ誓約シタルモ

ノ、税額五二、一〇〇、人員三、出署面議ヲ遂ケ納期一週間前所属村役場へ送金ヲ誓約シタルモノ、税額四七、八二〇、人員一四、納税者ニ誠意アルヲ認メ書面注意及目下呼出中ノモノ、税額五二、二九〇、人員九ニ対シテハ、第二期以後ニ於テ納期内ニ納入ノ曙光ヲ認メ候ニ付、此等滞納者中出頭誓約ヲ為シ納期内ニ納入確實ト認メタルモノヲ除キ、多少懸念アル者ニ対シテハ、本月十六日付ヲ以テ別紙書式ニ依リ、納期一週間前必ス所属町村役場へ送金方ヲ手配可相成旨ノ注意書ヲ発スルト共ニ、同時ニ関係町村へ対シテモ其旨通牒ヲ併セ、第一期滞納者ニ対シテハ納税者本人へ納期十日前納税令書到達ノ見込ヲ以テ發送相成様注意書ヲ発シ候ニ付、第二期以後ハ滞納者著シク減少ノ見込ニ有之候
右申報候也

追テ、第一期滞納額ニ対シテハ全部督促状ヲ發付シ、着々整理中ニ有之候
(別紙)

庶第六九号

大正十一年二月十六日

某 宛

龍ヶ崎稅務署長

當署管内ニ貴殿ノ所有スル土地ニ対スル田租納入方ノ件、左記期日ニハ所属村役場へ送金方被為御手配、納期限内ニ必ス納入相成様致度、為念申進候

土地所在町村	田租第二期	法定納期日	所属役場宛送金ノ期日	摘 要
同	同	二月二十八日	二月二十一日限	納期一週間前送金手配ノコト

尚、田租ノ納期ハ左記ノ通りニ付、必ス実行相成度申添候(土地ニ異動ナキ限りハ税金ニモ増減ナシ)

第一期 一月十五日限 一月八日限り役場へ送金ノコト

第二期 二月二十八日限 二月二十一日限り 上

第三期 三月三十一日限 三月二十四日限り 上

第四期 五月三十一日限 五月二十四日限り 上

〔別表は省略〕

(昭43 東京 70、8)

121 大正11年7月 税務行政執行における官民協調策

局第四号

大正十一年七月十九日

税務署御中

東京税務監督局印

稅務行政執行上ノ円滑ヲ期セムカ為、龜戶稅務署長ハ「親切第一」ト書シタルポスターヲ署内ニ掲揚シ、以テ署員日常ノ反省ニ供スルト共ニ、官民協調ノ実ヲ挙クルノ資ニ供シ居ル旨申報有之候条、ポスター掲揚ニ対スル署員ヘノ訓示事項並施設ニ関スル申報書ノ写為參考相添
右及通信候也

秘第四十号

龜戶稅務署長

七月六日

東京稅務監督局長殿

「親切第一」ポスター掲揚ノ件

小官、当署ニ赴任以來具ニ稅務行政執行ノ實際ヲ視ルニ、其ノ改善ヲ要スルモノ一ニシテ足ラスト雖モ、其ノ最大病根ハ要スルニ不親切ノ一語ニ尽ク、則チ納稅義務者ニ対シ、自個担当ノ事務ニ対シ、又他署關係ノ事務ニ対シ、動モスレバ親切心ヲ忘レ、或ハ傲慢粗暴ニ陥リ、或ハ乱雜粗漏ニ流ル

其結果ハ引イテ外一般民衆ノ不平非難ヲ惹起セシメ、内事務ノ渋滞ヲ生セシムルコト甚大ナリ

因リテ小官ハ此ノ宿弊ヲ矯ムル目的ヲ以テ、七月五日当署々員一同ヲ楼上ニ集メ、午後五時半ヨリ約一時間ニ渡リ別紙項目ニ示ス如キ訓示ヲ試ミ、爾後当署ニ於テハ「親切第一」ノ標語ヲ以テ其ノ旗印ト為シ、此ノ大旗ノ下ニ奮戦ス可キ決心ヲ告ケ、署員ノ了解ト努力ヲ求メ、更ニ其ノ効ヲ一層確實ニスル為メ、本日ヨリ署内ノ人目ノ最モ触レ易キ個所（マ）ニ「親切第一」ト大書シタルポスターヲ掲揚スルコトトセリ、小官ノ希望スル処ハ、之ニ依リ一ハ以ツテ署員日常ノ反省ニヨリ不親切ノ行動ニ陥ルヲ避ケ、一ハ以テ本署ノ真意ノ在ル処ヲ示シテ外来者ニ好感ヲ抱カシメ、斯クシ

テ官民協調ノ実ヲ挙ケムトスルニ外ナラス

右ニ対シ或ハ之レ兇戯ニ類スト為ス者アラムモ、小官ノ信スル処ハ然ラス、數千万卷ノ倫理教化ノ貴書モ之ヲ高楼ニ束ネテ顧ミスバ畢竟之ナキニ等シ、寧ロ低調卑近ニ陥ルモ深遠難解ニ走ルヲ避ケ、日常最モ適切必要ニシテ且簡單明瞭、一読直ニ人ノ心ヲ突キ頭腦ニ印スル底ノ標語ヲ選ミ之ヲ身边ニ掲ケ、以ツテ執務ノ間ニ眺メ以テ出張ノ途上ニ想起シ、恒ニ自ラ省ミ自ラ戒ムルヲ得バ、之レ修養ノ要諦ヲ得ルモノト云フ可キナリ

又之ヲ實際ニ見ルモ現ニ欧米諸官庁、諸会社ニ於テハポスターガ事務能率ノ増進並人格ノ修養上其ノ及ボス処ノ効果頗ル大ナルヲ認識シ、或ハ懸賞ヲ以テ適切ノ標語ヲ募集シ、或ハ美術家ヲ傭ヒ其体裁ニ考案ヲ凝ラシ、各官庁各会社各々其ノポスターノ優秀ヲ誇リ、其ノ内容ノ実現ニ努力スルコトニ、恰モ軍隊力其ノ軍旗ヲ誇リ軍旗ニ從ツテ進退スルノ趣アリ

既ニ諸外国ノ先例斯ノ如ク、又我國ニ於テモ一部官庁並会社ニ於テ之ヲ試ミ好成绩ヲ挙ケタルモノアル以上、当署ニ於テモ之ヲ採用スルノ適當且必要ナルヲ確信シ、今回断行ニ決シタル次第ナリ

而シテ小官ハ唯ニ茲ニ止ラス、進シテ監督局ニ於テモ若干ノ費用ヲ割キ適當ノ標語ヲ選ミポスターニ印刷作製シ、各署ニ配付サルレバ其ノ費用ノ小ナルニ比シ効果ノ大ナルコト、小官ノ信シテ疑ハサル処ニシテ、特ニ今ヤ所得調査ノ時期ニ當リ、調査会ヲ前ニシ其ノ内外ニ与フル影響一層尠カラサルヲ覺ユルヲ以テ、本件御採用ノ儀切願仕り度右及申報候也

別紙

大正十一年七月五日署員ニ対スル訓示項目

一 今後一層積極の方針ヲ採ル可キ旨ノ声明

イ 稅務官吏ノ新使命ヲ説キ一段ノ活氣ト自重ヲ望ム

ロ 綱紀肅正ノ勵行ヲ切言ス

ハ 稅務行政執行上ノ最大病根ヲ矯正セムトス

「親切第一」ノ標語ヲ當署ノ旗印トシ、其ノポスターヲ署内ニ掲揚シ署員ノ軍旗トス

二 事務上ノ注意

a 直稅課 第一係国有財産管理事務ノ増加―期限ノ遵守

第二係小法人保全会社ニ対スル今一層ノ注意

第三係調査會開會後ニ新規ヲ漁ルノ弊ヲ戒ム

b 間稅課 沈滯氣ヲ戒ム、諸帳簿ノ改良整理ニ新案ノ余地ヲ認ム

c 庶務課 提出書類ノ期限勵行、他課トノ協力、滯納処分ノ勵行、督勵ノ成績ト批評

ホ 署員ニ対スル覺悟

a 信賞必罰主義ノ勵行、私曲ヲ交ヘサルノ心

b 署員ノ待遇改善ニ付テハ極力尽力シ内顧ノ憂ヲ絶ツ

ヘ 局出張員ニ対スル覺悟

a 公明正大ニ眞実ヲ開示スヘシ

b 不合理ノ出張態度ニ対シテハ極力之ヲ争ヒ正義ヲ主張ス

二 理想實現ノ為署員ノ協力ヲ求ム

122 大正11年12月 青年團の納稅告知書配付

納稅上ニ關スル施設ノ件 大正十一年十二月 甲府署長申報

近時小作爭議及町村改正戸數割賦課方法ニ對スル不平等ノ為メ、自然納稅事績ニモ影響ヲ及ホス傾向アルヲ以テ、各町村ニ對シテハ之カ納稅上ニ關スル施設改善方奨励致居候処、先般來管内三惠村ニ於テハ、納稅告知書及徵稅令書ノ配付ヲ青年團ニ一任シ、又納期前ニ於ケル注意等モ青年團ニ於テ其任ニ當ルヲ以テ、從來滯納ノ常習者或ハ偶々滯納セムトスルモノニアリテモ、其家族ニ青年アル場合ハ納稅ヲ余義ナクセラレ、爾來一名ノ滯納者ナキニ至リシハ全ク本施設ノ効果ナリト存候條、御參考迄
右通信候也

追テ、從來町村トシテハ青年團ニ對シ種々ナル名儀ノ基ニ補助金ヲ交付致居候処、爾來本文ノ如キ事務ヲ取扱ハシメ、從來ノ補助金ヲ幾分増加交付スルニ至リ、青年團モ其任務ヲ重シ別紙ノ如キ印刷物ヲ一般納稅者ニ交付シ、以テ活動致居候

(別紙)

青年團カ納稅事務ノ一部ヲ執ルニ際シテ

今更申ス迄モナク、納稅ハ国民カ國家ニ對シテ尽スヘキ義務中最モ重大ナモノテ、是カ成績ノ良否ハ直接國家ノ隆替

ニ関シ、国民生活ノ安危ニ係ワルモノデアリマス。サレハ国ヲ泰山ノ安キニ置キ、国民ノ品格ヲ高メ国運ノ振展ヲ企
図スル、政府並ニ憂国識者カ力ヲココニ致サレシノ宜ナルヲ信シマス。今ヤ我国ハ内外真ニ多事危急存亡ノ秋ト云フ
モアナカチ誇張ニ過キタ言葉テハナク、邦家ノ為メ大イニ緊張ヲ要スヘキ時期デアリマシテ、此カ成績向上ハ時代ノ
急務デアリマス。

サテ顧ミテ我郷ノ此カ成果ヲ觀ルニ、概シテ良況ニアルモ未タ現在ノ状態ヲ以テ満足ナリナスノ域ニアラス、尚向上
ノ發展ノ方途ヲ講究セハ多々アルト思ヒマス。今度我等青年団ハ此カ成績向上ヲ主眼トシ、併セテ公民タルノ訓練ヲ
ナシ、兼テ事業ヨリ受クル報酬ヲ以テ、我等青年団本来ノ目的ヲ遂行スルノ經費ニ資シタク、此事業ヲ請負コトニ決
議シマシタ。

(下カ)ソウソ我等カ本事業ヲナスノ真意ヲ御諒察下サレ、直接間接ノ御指導ト御援助ノ程ヲ御願シマス。

大正十一年五月

三 惠 村 青 年 団

○納税期限ヲ厳守シテ下サイ

○他村ノ方ハ本村内ニ代納者ヲ立テ下サイ

(昭43 東京 70、9)

123 大正12年3月 稅務相談部処務規程

訓令第一八号

局 中 一 般

税 務 署

稅務相談部処務規程、左ノ通相定ム

大正十二年三月三十一日

東京稅務監督局長 勝 正憲印

〔^(朱書)當署員ト雖モ外部ニ対シテハ此趣旨ニヨリ取扱フ様致度、尙當管内ニ發生スル事項ト雖モ、直接相談部へ持込ムコト日ニ増スベキヲ以テ、平常其覺悟ニテ執務スベシ〕

稅務相談部処務規程

第一条 本局ニ稅務相談部ヲ置キ、左ノ事務ヲ掌理セシム

一 稅務行政ニ関スル民部ノ不平不滿、質疑等ニ対スル応答又ハ説明

二 稅務ニ関スル申告、申請、請求又ハ救濟手續等ノ指示

三 前各号ノ外稅務行政ニ対スル民意ノ疏通ニ関スル各般ノ施設

第二条 本部ノ事務ハ稅務監督官之ヲ統轄シ、各部員中ヨリ委員ヲ任命シテ之ニ従事セシム

委員中若干名ヲ常務委員トシ、内一名ヲ主任トス

主任ハ本部ノ事務ヲ統整シ、常務委員ハ専ラ本部ノ事務ニ従事スヘシ

第三条 本部ノ事務ハ、必要ニ応シ休日及休暇日ト雖、平日ノ通取扱フヘシ

第四条 本部ノ事務取扱上便宜ト認ムルトキハ、当局管内適當ノ場所ニ本部ノ支所又ハ出張所ヲ設クルコトヲ得

第五条 本部ノ事務ハ最モ懇切丁寧ニ且簡便迅速ヲ旨トシ取扱ヒ、对者ニ好感ヲ与フルコトニ細心ノ注意ヲナスヘシ

第六條 本部ノ応接室、控室等ニハ申告、申請、請求等ノ諸用紙及筆墨ノ類ヲ完備シ、相談者其ノ他来訪者ノ便ニ供スヘシ

第七條 本部又ハ本部ノ支所、出張所ニハ第一号様式ノ日誌ヲ設備シ、本部ノ事務ニ関スル一切ノ事項ヲ毎日記録シ、翌日之ヲ回覧ニ供スヘシ

第八條 本部又ハ本部ノ支所、出張所ニハ第二号様式ニ依リ予メ起ルヘキ不平不満質疑ト、之ニ対スル応答文トヲ印刷シタル稅務相談箋ヲ設備シ、応答、説明又ハ指示ノ統一ヲ計ルト共ニ、相談者ニ対シ応答、説明又ハ指示ヲナシタル上、仍其ノ当該箋ヲ相談者ニ交付シテ相談ノ徹底ヲ計ルヘシ

第九條 他局管内ニ於ケル事件ニ関スルモノト雖、一応之ヲ受理シ、其ノ事情ニ依リテハ当該稅務監督局ニ交渉照覆ヲ遂クヘシ

第十條 相談ニ対スル応答、説明又ハ指示ハ、左記区分ニ依リ簡便迅速ニ之ヲ為スヘシ

左 表

書 面	電 話		相談又ハ 応受ノ形式	事項ノ輕重	応答、説明、指示区分
	口	頭			
四 異例ナル 重大ナル 事項	三 恒例ナル 輕易ナル 事項	二 異例ナル 重大ナル 事項	一 恒例ナル 輕易ナル 事項		
	同 上	主務部長ノ指揮ヲ受ケテ迅速ニ応答、説明又ハ指示スヘシ	常務委員限ニ於テ即時応答、説明又ハ指示スヘシ		
					一般回議ノ手續ニ依リ關係部係ニ合議シ決裁ヲ受ケテ処理スヘシ

書面ヲ以テ応答、説明又ハ指示ヲナス場合ニ於テ、特殊ノ事由ナキ限り即日其ノ起案ヲナスヘシ

第十一条 電話又ハ口頭ヲ以テ相談ヲ受理シタルトキハ、其ノ相談、応答ノ顛末ヲ第三号様式ノ稅務相談処理箋二簡明ニ記録スヘシ

前条第一項第一号乃至第三号ノ場合ニ於ケル相談処理箋ハ、翌日当該部ヲ經由シテ回覽ニ供シ、又第四号ノ場合ニ於ケル相談処理箋ハ一ヶ月分ヲ取纏メ、翌月初旬關係書類ト共ニ稅務監督官ニ一括提出シテ其ノ檢印ヲ受クヘシ

第十二条 相談ヲ受ケタル事項ニシテ、当該稅務署又ハ他ノ稅務監督局ニ問合セノ要アルトキハ、遲滞ナク第四号様式ニ依リ照会スヘシ

前項ノ場合ニ於テ、其ノ照覆ニ三日以上ヲ要スト認メラルルトキハ、相談者ニ對シ一応第五号様式ニ依リ通知スヘシ

第十三条 相談ヲ受ケタル場合ニ於テ、左記各号ノ一ニ該当スルトキハ、申告、申請、請求又ハ救済手續等ノ指示ヲナシ、仍必要アリト認ムルトキハ当該稅務署又ハ実地ニ就キ調査スル等、其ノ処理ノ迅速ヲ期スヘシ

一 相談者ニ於テ申告、申請、請求書類ヲ調理シ、又ハ救済手續等ヲナスコト困難ナリト認ムルトキ

二 相談事項力当該稅務署又ハ調査官吏ノ甚シキ過失怠慢等ニ基因スルモノナルトキ

三 前各号ノ外、指示ヲナシ又ハ出張調査ヲ適當ト認ムルトキ

第十四条 稅務署長前二条ニ依ル照会又ハ協議、其ノ他本部ノ事務ニ關シ照会協議等ヲ受ケタルトキハ、特ニ簡便迅速ヲ旨トシ回答又ハ協力ヲナス等、本部設立ノ目的ヲ達成スルニ充分努力スヘシ

第十五条 本部ニ關スル收受文書ハ最モ迅速ニ配付スヘシ

收受文書ノ配付ヲ受ケタルトキハ、其ノ文書ノ余白ニ「タイムスタンプ」ヲ押捺シ、配付ヲ受ケタル時刻ヲ明確ナ

ラシムヘシ

第十六条 本部ヨリ発スル文書ハ第六号様式ノ例ニ依リ成ルヘク口語体ノ文辞ヲ用ヒ、且一ツ書キ式ニナス等平明ナルヲ旨トスヘシ

第十七条 本部ヨリ発スル文書ニハ「相」ノ符字ヲ、又機密ニ亘ル文書ニハ「相機」ノ符字ヲ冠記シタル番号ヲ付シ、且稅務相談部ノ名称ヲ用ヒ第七号様式ノ印ヲ押捺スヘシ

第十八条 本部ニ於テ使用スル諸用紙類ニハ成ルヘク稅務相談部ノ名称、及其ノ余白欄外等ニハ稅務行政ニ対スル民意ノ疏通、其ノ他納稅思想ノ向上ニ資スヘキ標語ノ類ヲ印刷スヘシ

附 則

第十九条 本規程ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔様式は省略〕

(昭 56 東京 2331)

124 大正12年4月 稅務署の稅務相談部開設

相第六号

大正十二年四月十四日

稅務署長殿

東京稅務監督局内 稅務相談部

稅務相談部設置ニ關スル件

別途通達ノ如ク本月一日ヨリ当局内ニ稅務相談部ヲ設置シ、稅務ニ對スル不平不滿意等ニ對シ懇切ナル応答指示ヲナシ、以テ稅務ニ於ケル一ノ緩衝機關トナシ居候処、今般別紙ノ如ク高崎署長ヨリ同署内ニモ同種ノ相談部ヲ開設シタル旨申報有之、洵ニ機宜ニ適シタル施設ト認メラレ候、只此ノ施設ヲナスニ付最モ戒心セサル可ラサルハ、其ノ當務者ノ人選如何ニシテ、其ノ宜シキヲ得サレハ諸弊百出、真ニ測リ知ル可ラサルモノアラン、即チ

イ 最モ人格ノ高潔ナルコトヲ第一ノ要件トシ

ロ 且所謂福徳円満、對者ヲシテ親和ノ感ヲ抱カシムル風格ヲ持シ

ハ 言語態度ノ細ニ至ル迄能ク謙抑ナル者ニシテ

ニ 真ニ心カラ懇切ニ処務スルコトヲ得ル寛厚ナル精神ヲ持チ

ホ 大体上各般ノ稅務ニ通曉シ

ヘ 法規ニ拘泥スルカ如キ説明ヲ避け、極メテ通俗ニ常識的ニ情理ヲ尽シタル説明ヲナシ得ル者
ナラサル可カラス、從テ現今署ニ於テ之カ施設ヲナス場合ハ、可成署長自ラ之ニ当ルヲ要スト認メラレ、此ノ点ニ於テ高崎署ノ施設ハ當ヲ得タルモノト認メラレ候、不取敢別紙相添
右通信候也

庶第三三一号

大正十二年三月二十一日

高崎稅務署長

東京稅務監督局長殿

稅務取扱方改善ニ関スル件

國稅ノ賦課其ノ他ニ関シテハ、御訓達ノ主旨ニ基キ平素公平ト親切トヲ第一義トナシ、且ツ一般人ニ対スル稅法知識ノ普及方法ニ就テモ從來夫々施設実行致居、尚進シテ稅務相談部の施設ヲ試ミ度存意ナルモ、多少憚ル点モ有之躊躇致居リ候処、本日東京刊行新聞ノ報スル所ニヨレハ、本局ニ於テハ四月一日ヨリ稅務相談部開設ノ由ニ有之候ニ付、当署ニ於テモ之ニ倣ヒ左記ノ揭示ヲナシ、且管内各市町村ニ其旨通達シ、以テ國稅賦課徵收ニ関スル一切ノ不平實疑ニ対シ署長親ヲ説明ヲナシ、以テ稅法知識ノ普及ヲ計リ、且ツ取扱上ノ指針トナス見込ニ有之、署員ニ対シテハ一層納稅者ニ対シ親切第一ヲ標語トナシ、徹底的民衆化ノ覺悟ヲ以テ懇切叮嚀ナル応接ヲナスヘキ様訓示致候
右申報候也

(揭示文案)

納稅上ニ関シ不明ノ点アル方、若クハ課稅上ニ付不服アル方ハ、御遠慮ナク当署ニ御出ノ上、直接署長ニ御相談下サイ、親切ニ御答致シマス

(昭56 東京 2331)

125 大正12年6月 雜誌『税』の刊行

経第一五九四号

大正拾貳年六月式拾五日

稅務署長殿

東京稅務監督局長閣

宣傳雜誌ノ刊行ニ關スル件

稅務行政ノ民衆化ヲ助長シ併セテ納稅觀念ノ向上ヲ計ルカ爲、一ノ稅務宣傳雜誌ヲ刊行シテ一般ニ之ヲ頒布普及スルコトハ目今ノ急務ナリト信ジ、先般來其ノ実行方ニ付計畫致居候處、漸ク其ノ成算ヲ得タルヲ以テ、來ル七月一日ヨリ月刊雜誌『稅』ヲ刊行スルコトト致候、付テハ左記各項御含ミノ上充分此レヲ利用援助セラルルト共ニ、其ノ頒布普及方ニ付尽力相成度
右通牒候也

左記

刊行要領

一 刊行形式

所謂「管理發行」ノ形式ヲ選ヒ、即チ巖松堂書店内ニ「國民租稅協會」ナルモノヲ設立シ、該會ニ於テ發行スルノ形式ヲ採リ、雜誌ノ記事及其ノ編輯等、會計以外ノ事項ハ一切当局ニ於テ管理スルコトトセリ、蓋シ本誌ハ「國民本位」ヲ標榜スルモノナルカ故ニ、当局又ハ主稅局等官庁内發行ニテハ所謂「親シミ」ヲ減殺スルノ虞アルノミナラス、本誌ハ單リ当局ノ宣傳雜誌トセス、全國稅界ノ共同管理誌タラシメムトノ希望モアリ、旁々本形式ニ依ルヲ妥當ト信シタルヲ以テナリ

二 發行期

七月一日第一号ヲ発行シ、爾後毎月一日一回発行トセリ

三 誌質

新聞紙法ニ依ル刊行物トナス見込ナルヲ以テ、時事問題ニ関スル記事ヲ登載シテ懼ラス、而シテ每号菊版^(判)百頁内
外ノ予定

四 購読料

本部定価金参拾五銭、外ニ郵税壹銭

若シ該協会ニ入会ノ形式ヲ採ル場合ハ、一年分会費四円(前項) 郵税当方負担ニテ該誌ヲ配付ス

五 申込所

東京市神田区仲猿樂町 巖松堂書店内(振替口座東京六五五六番) 国民租税協会

配慮ヲ乞フ事項

六 頒布普及

本誌ヲ一般ニ普及頒布スルコトニ付充分力セラレタキコト

(イ) 近ク広告紙、封筒、切手及其ノ發送等ニ関スル実費ヲ添へ送付セシムヘキニ付、各会社、大納税者、官公衙

町村役場、同業組合、租税委員、公職者等適當ナルモノニ該広告送付方ニ付、何分ノ御配慮相成度シ

(ロ) 第一号誌ハ各局ニ教部宛及全国各稅務署ニ一部宛寄贈ノ見込ナルヲ以テ、各職員中ニモ購読方御勧誘ヲ煩度
シ

(ハ) 機会ノアル毎ニ新聞等ヲ通シ本誌ノ刊行ヲ宣伝願ヒタシ

七 原稿供給

(イ) 貴官及各署員並一般納税者側ヨリ数多原稿ヲ供給セラルルヤウ御配慮煩ハシタキコト

(ロ) 就中納税者側ヨリノ投稿ヲ御勸奨願度、貴署ニ対スル投書陳情ノ類モ匿名等ヲ用ヒ雜誌原稿トシテ御送致願度

(ハ) 原稿ハ成ルヘク平明ニシテ、理ニ偏セス、俗ニ墮セサルモノヲ可トスルコト

(ニ) 稅務ニ関スル時事写真ノ類ヲ御送付ヲ得タシ

(ホ) 原稿ハ前記ノ協会内又ハ左記宛ニセラレタシ

当局内「稅」編輯係

(ハ) 登載原稿等ニ対シテハ相当謝儀ヲ送ルヘキ見込

八 貴見回答

本誌ノ運用改善方ニ関スル貴見ハ細大トナク御回示ヲ得タキコト

(昭56 東京 2331)

126 大正13年1月 震災減免申請等に付新聞折込配布

宣伝ビラ配付ノ件

(大正十三、一、二八直第八二号通牒 東京市内市附近及横浜各署長宛)

震災減免申請及悪代弁人跳梁ニ関シ、別紙ノ如キ注意書三十万枚ヲ都下各新聞紙ニ折込配布致候条、了知相成度
右通牒候也

同 上 (大正十三、一、二八直第八三号主税局長宛)

震災減免税申請期限切迫シタルト、近時悪代弁人ノ跳梁弥々甚シキニ鑑ミ、別紙ノ如キ宣伝ビラ三十万枚ヲ印刷シ、
今日日ニカケテ京浜各新聞紙ニ折込配布可致見込ニ有之候、而シテ本朝東京下町方面ニ約十三万枚ヲ配付シタルニ、
其ノ効果顯著ナルモノアリ、午前中当局相談部ノミニテモ七十余件ヲ取扱ヒ候様ノ状況ニ有之、不取敢別紙相添
右申報候也

意注御に著税納

▼減免税の申請期限が切迫しました

震災に因つて損害を受けた人の減免税申請は、この一月三十一日限です。被害を受けた人は、一刻も早く申請書をお出し下さい。用紙は最寄税務署又は當相談部にお求め下さい。御請求次第及び手續等も書面にて御話し其の他何の方法でも御問合下さるべし。懇切に答へ申上げます(一切無料)

▼悪代辯人の甘言に乗るな

この頃悪代辯人がしきりにばびりゝ(な甘言を用ひて納税者をつらくとし居ります。現にそのワナにかゝり無用な報酬をとられず、非常に迷惑されたり少なくありませぬ。當相談部又は最寄税務署に御問合になれば一切無料であらう。要らざらば親切にお取り扱ひたしますから、御注意下さる手数料なんか拂はぬやう御注意下さい

▼税金のことなら當相談部へ

減免税のことに限らず、苟くも税金の事となら何なりと御相談下さい。書面でも電話でもさし支へありませぬ。尙この月末までには次の通り出張所を設け減免申請の御便宜を計ることにしてあります。

- 日本橋區役所内 上野公園前坂下
- 板橋町(板橋税務署内) 京橋税務署跡
- 浅草觀香境内 澁橋町(澁橋税務署内)
- 芝増上寺(幸橋税務署内) 本所區役所内
- 品川町(品川税務署内) 四谷見附(四谷税務署内)
- 深川區役所内 濱濱公園(濱濱税務署内)
- 春日町(水道橋税務署内) 龜戸町(龜戸税務署内)

部談相務税

前大 尚ハ文 橋山 神車 電 隣南 臺象 氣央 中内ノ 九)

局督監務税京東

127 大正13年12月 貯金會設立に關する件

直第一四七〇号

大正十三年十二月十日

東京稅務監督局

稅務署長殿

貯金會設立ニ關スル件

内閣ノ方針主務省ヨリ指示ノ次第モ有之、勤儉貯蓄ノ実ヲ挙ケルト共ニ、納稅ノ簡便ヲ期スル目的ノ下ニ、当局ニ於テ別紙規約ノ通貯金會ヲ設立シ、本月ヨリ実施致候ニ付テハ、貴署ニ於テモ之ニ準シ貯金會ヲ設立スルコトニ御配慮相成度、若シ既ニ設立シタルモノ有之候ハ、一層發達スルコトニ努力相成度、而シテ今回新設シタルモノハ設立後五日以内ニ、既ニ設立済ノモノニ付テハ折返其ノ現況申報相成度
右及通牒候也

甲子貯金會規約(案)

第一条 本會ハ甲子貯金會ト称シ、會員相互ニ奢侈ヲ抑制シ消費ヲ節約シ、以テ勤儉貯蓄ノ美風ヲ養成シ、同時ニ納稅ノ簡便ヲ計ルヲ以テ目的トス

第二条 東京稅務監督局ニ在勤スル判任官以上ノ者ハ、本會ニ入會スル義務アルモノトス

- 一、会長 一名
- 二、副会長 一名
- 三、評議員 若干名
- 四、幹事 若干名

幹事ノ内一名ハ會計係トス

第四条 会長ハ東京稅務監督局長、副会長ハ稅務監督官、評議員ハ各部長ニ委嘱シ、幹事ハ各部各係主任ヲ以テ之ニ充ツ、幹事中心計係トナルヘキ者一名ヲ幹事中ヨリ互選シ、會長ノ承認ヲ得ルモノトス

第五条 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄ス

會長事故アルトキハ副會長其ノ職務ヲ代行ス

副會長及評議員ハ會長ヲ補佐シ本會ノ重要事項ヲ審議ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ処理ス、但シ會計係タル幹事ハ主トシテ會計事務ヲ処理ス

第六条 會員ハ毎月俸給月額百分ノ一以上及納稅年額ヲ見積リ、其ノ十二分ノ一以上ヲ貯金スルモノトス、仍ホ賞与ノ收入アリタルトキハ其ノ百分ノ三以上ヲ貯金スルモノトス

前項ノ金額中俸給ヨリ貯金スルモノハ、俸給額ニ異動ヲ生セサル現リ之ヲ一定シ、毎月其ノ金額ヲ変更セサルモノトシ、且ツ十錢未滿ノ端數ハ之ヲ付セサルモノトス

第七条 前条ノ貯金ハ俸給又ハ賞与等ノ支給ヲ受ケタル当日、各部ノ關係幹事ニ払込ムヘキモノトス

第八条 關係幹事ハ前条ノ払込ヲ受ケタルトキハ、其ノ氏名金額表ヲ添ヘ之ヲ會計係タル幹事ニ送付シ、會計係タル幹事ハ會員各自ノ名義ヲ以テ郵便貯金又ハ確実ト認ムル貯蓄銀行ニ預入レ、其ノ通帳ヲ調査シ會長ニ提出シ、會長之ヲ保管スルモノトス

前項ノ確実ト認ムル貯蓄銀行ハ役員ノ協議ニ依リ之ヲ定ム

第九條 會員ノ貯金額三百円以上ニ達シタルトキハ、其ノ希望ニ依リ會長ノ承認ヲ得テ特別ノ預入ヲ為スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テモ其ノ預入ノ通帳ハ、之ヲ會計幹事ヲ經テ會長ニ提出シ、會長之ヲ保管スルモノトス

第十條 貯金ハ左記各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ、會長ノ承認ヲ得テ之ヲ払戻シ又ハ停止スルコトヲ得

一 復興貯蓄債券ニ振り替フルトキ

二 所得税及同附加税ノ納付ヲ為ストキ

三 転任又ハ退官退職シタルトキ、但シ東京市内市附近各署ニ転任シタルトキハ此限ニアラス

四 其他本人又ハ家族ノ長期ニ亘ル疾病アリタル場合等、評議員及幹事ニ於テ時ニ必要止ムヲ得スト認メタルト

キ

前項第二号ノ場合ニ於テハ其ノ納税額ヲ限度トシ、且十銭未満ノ端数ハ之ヲ払戻スコトヲ得ス

第一項第三号ニ該当ノ場合ニ於テハ、其ノ貯金通帳ヲ転任先ニ於テ設立セル貯金会ニ送付シ、同会ノ貯金ニ振替フ

ルモノトス

第十一條 貯金ノ払戻又ハ停止ヲ要スルトキハ、其ノ事由金額停止期間等ヲ記載シ、關係幹事及評議員ヲ經テ會長ニ

申出ツルモノトス

第十二條 會計係タル幹事ハ第一号様式ノ元簿ヲ作成シ、會員ノ貯金受払ヲ登載シ、毎年六月十二月ノ二回ニ會員別

貯金現在高表ヲ作成シ、會員ノ回覽ニ供スルモノトス

第十三條 會員ハ自己ノ貯金通帳又ハ前條及第十四條ノ元簿ノ閲覽ヲ、會計係タル幹事ニ要求スルコトヲ得

第十四條 貯金ヲ復興貯蓄債券ニ振替ヘタルトキハ、其ノ債券ハ本会ノ名義ヲ以テ取扱銀行ニ保護預ケヲナスモノト

ス

前項ノ場合ニ於テハ會計係タル幹事ハ、第二号様式ノ帳簿ヲ作成シテ之ヲ登載シ、毎年六月十二月ノ二回ニ會員別
債券現在高表ヲ作成シ、會員ノ回覽ニ供スルモノトス

第十五条 會計係タル幹事ハ會員ノ申出ニ依リ、貯金額ヨリ復興貯蓄債券ノ振替へ、若クハ納税ノ申出アリタルトキ
ハ之カ手續ヲ為スモノトス、但シ納税ノ場合ニ於テハ郵便局ニ於テ受領スルモノ以外ハ、此限ニアラス

前項納税手續ヲ依嘱セントスル者ハ、其ノ納税告知書ヲ指定期限ノ三日以前ニ會計係タル幹事ニ提出スルモノトス
第十六条 本規約ハ會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニ非サレハ、之カ改廢ヲ為スコトヲ得ス

第十七条 本規約施行ニ必要ナル細則ハ役員ノ協議ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ得

第十八条 本規約ハ大正十三年十二月分俸給日ヨリ之ヲ実施ス

〔第一号・第二号様式は省略〕

(平 19 東京 1121、2)

128 大正 14 年 4 月 納税美談映画の使用

経第一一六号

大正十四年四月六日

東京稅務監督局印

稅務署長殿

納税思想鼓吹ニ關スル活動写真「フィルム」使用方ノ件

今回当局ニ於テ納税思想宣伝ノ一端トシテ、文部省作製ニ係ル「納税美談、北国の少年」ト題スル、全一卷一〇〇尺ノ活動写真「フィルム」ノ頒布ヲ受ケ候ニ付テハ、当局ニ於テモ時々使用致スヘク候得共、各署ニ於テモ集会其ノ他適當ト認ムル会合有之候場合ニハ之ヲ使用相成度、而シテ使用ノ場合ニハ、映写機械及映写幕ハ当局ニ無之候ニ付、予メ之ヲ準備スルノ要アルノミナラス、映写技術者ノ適否ヲ調査シ適當ト認メタル者有之候ハハ、施行十日以前ニ集会ノ目的、場所、日時、映写技術者ノ氏名及経歴ノ概略等ヲ記載シ貸付方申出相成度
右及通牒候也

追テ、右「フィルム」ノ梗概ハ別冊「孝子芳松」ノ通ニ候条、一部送付候ニ付了知相成度申添候也

(昭56 東京 231)

129 大正14年5月 納税美談「孝子芳松」頒布方

納税美談「孝子芳松」頒布状況通信 大正十四年五月四日 中村稅務署通信

客月三十日付ヲ以テ、仙台局管轄下ニ於ケル納税美談トシテ伝ヘラレタル「孝子芳松」ノ小冊子一部御送付ニ接シ、之レカ内容ヲ閲読スルニ、其行為ノ頗ル感スヘキモノアリ、特ニ小学児童ニ対シ一読セシムルハ納税思想普及上効果ノ顯著ナルモノアルヘキヲ認め、本月二十四日管内町村稅務協議会ノ際ニ於テ、本冊子ノ普及ト納税思想涵養上ニ付協議ヲ遂クルト共ニ、予メ出版所ヨリ送本セシメ置キタル前記小冊子ヲ実費配付シテ其内容ヲ閲覽セシメ、一面各町

村長ニ対シ町村費ヲ以テ講求方ヲ懇懇シタル結果、客月三十日迄ノ購入申込部数千七百四十五部(十九ヶ町村ニ対シ)、尚其他ニ目下講求ニ付詮議中ノモノモ数ヶ町村有之哉ノ状況ニ有之、本冊子ヲ広く兒童ニ普及閱読セシムルト共ニ、小学教師ヲシテ更ニ之ヲ深刻ニ敷衍教授セシムルニ於テハ、将来納税思想改善上貢獻スル処不尠ヘキヲ信シ候右通信候也

(平 8 高松 70)

130 大正14年7月 「孝子芳松」の上演

大正十四年七月十八日発案

署長[㊤]

立案

課

主任[㊤]

課長

課員

年月日 署長

郡役所及ヒ各町村長宛

拜啓、時下益々御清適ノ趣奉賀候、陳ハ山形県西郷村ニ居住セル孝子芳松少年ノ納税美談ニ係ル小冊子、曩ニ各町村各小学校ニ教育資料参考書トシテ及送付置候処、本書ハ単ニ教育資料参考書トシテ有益ナルノミナラズ、一般納税思想涵養ノ一端トシテ之ヲ俳優ニ依頼シ納税劇ヲ開演シ、一般ニ觀覽セシムルハ納税思想涵養上多大ノ効果アルベク、本計画ハ既ニ鹿兒島稅務署管内東市來村ニ於テ開演シ一般ニ觀覽セシメタル処、七百ニ余ル觀衆ハ何レモ其孝心美舉ニ感泣セサルハナク、多大ノ効果ヲ収メタル趣ニテ、之レガ為メ附近町村ハ続々開演ヲ計画シツ、アル旨通牒ニ接候

処、納税思想日ヲ趁ツテ悪化セントスル傾向アル今日ニ於テハ、最モ機宜ヲ得タル施設ナリト被認候条、本郡各町村ニ於テモ可成之レガ実現ヲ期シ度、然ルニ該劇ノ既施設又ハ問合せ等ニヨリ調査シタル其ノ筋書・費用等ハ左記ノ通りナル旨、本局ヨリ通牒ノ次第モ有之、其ノ実行敢テ困難ニアラサルモノ、如ク思料セラル、ニ付キ、此際之レガ実行ヲ期セラル、様致度、尚本施設御計画ニ付テハ何分ノ義可成速ニ御協議ニ接度候

追テ、納税美談（左記ハ別冊ノ分写）孝子芳松ト題スル小冊子、□□□□□□、各小学校ニ送付ノ分持参□□ニ付、御購読相成□□様致度候

経第一六六七号

「熊本稅務監督局印 14・7・15」

稅務署長殿

鹿児島稅務署管内東市來村ハ納税思想涵養ノ一端トシテ、曩ニ各中等学校及小学校ニ配付セシ納税美談孝子芳松ノ善行ヲ俳優ニ依頼シテ劇ニ仕組ミ、納税劇トシテ去ル五月二十四日同村公会堂ニ於テ開演シ一般ニ觀覽セシメタル処、七百ニ余ル觀衆ハ何レモ其ノ孝心美挙ニ感泣セサルハナク、多大ノ効果ヲ収メタル趣ニテ、之カ為メ附近町村ハ続々開演ヲ計画シツ、アル由ナルカ、惟フニ納税思想日ヲ趁ツテ悪化セントスル傾向アル今日ニ於テハ、最モ機宜ヲ得タル施設ナリト認メラルニ付、今回該劇ノ筋書、費用等ヲ問合せタルニ、左記ノ通りニテ実行敢テ困難ニアラサルモノ、如ク思料セラル、ニ就テハ、此際郡衙トモ協議ノ上可成其署管内普ク開催スル様、各市町村理事者ニ対シ勧誘セラルヘシ

右通牒ス

左記

一 俳優数 十三、四名

一 一夜宛俳優ニ対スル謝金、其他ノ費途別金額

一 一夜謝金ハ物価高キ土地ハ三十五円乃至四拾円、物価安キ土地ハ三十円乃至三十五円、其他汽車馬車賃ノ実費額
一 劇ノ幕毎ノ筋書

観衆集合ノ目的ヲ以テ第一幕ニ於テ簡單ナル喜劇ヲ演セシム（喜劇ハ仲悪シキ兄弟ヲシテ仲直リノ訓戒の場面）

本劇タル精神作興孝子ノ誉ト題スル芳松劇ノ筋書ハ、大体左記五幕ノ通りニシテ、筑前琵琶ヲ彈唱調和セシム、尚
ホ琵琶歌ニ納稅義務尊重、納稅思想普及ノ文句ヲ挿入ス

第一幕 芳松家庭ノ狀況

祖父ハ病床ニアリ、祖母ハ糸繰リニ従事シ、貧家ノ模様宜シク芳松ノ父及母ハ地垆端ニテ、芳松其ノ他ノ子女ヲ適
当ノ場所ニ配列セシム、次ニ收入役入り来リ、先ツ祖父ノ病氣ヲ慰メ、次ニ芳松ノ父ニ向ヒ挨拶ノ上、納稅方ニ就
キ同情アル談話ヲナス、收入役辞去後芳松ハ父ノ側ニ行キ、只今鏡旦那様ノ御話ニナツタ表彰式ノ由来ヲ尋ネ、父
ニ表彰式ニ臨席スルヤ否ヤヲ問フ処

第二幕 芳松通学ノ場

芳松ハ常ニ同窓生哲男ヲ誘ヒ学校ニ行ク、或日哲男ノ家ニ於テ新シキ立派ナ御盆ヲ見タルニヨリ、哲男ニ向ヒ右御
盆ハ買ヒタルヤ否ヤヲ尋ネタルニ、哲男ハ自分ノ父カ役場ノ納稅表彰式ニ於テモラヒタリ、芳松ノ処テモモラヒタ
リヤト尋ネラレタリ、芳松ハ途々今見セラレタ御盆ノ事、其レニ此ノ間ノ父ノ御話ノ事ナト思出サレ、羨望ノ表情
ト同時ニ絶望沈黙ニ陥ル状態ヲ示ス、此時哲男少年ハ芳松ノ沈黙ヲ見テ其ノ何故ナルヤヲ知ラス、芳松ヲ慰メツツ
学校ニ行ク処

此ノ処、貧家ノ悲シミト名誉ノ表彰ヲ受ケタク、觀衆ノ同情ヲヒク

学校ニ於テ朝礼ノ場

此ノ日学校ニ於テ校長先生ノ御話ニ付キ、更ニ受持井上先生ヨリ高知県ニアツタ某少年ノ納税美談講話ヲナス、納税義務ノ尊重スヘキ觀念ヲ普及鼓吹ス、芳松ハ沈黙ノマ、哲男少年ト帰宅ノ途中、悲シサニ堪ヘス時々ス、リ泣ク、哲男少年ハ心配ノ余リ芳松ニ其ノ故ヲ問フ、僕ハ今日カラ鱈取りヲ仕様ト思ツタヨ(言少クシテ決心実行ノ表情ヲ示ス)

第三幕 芳松少年努力ノ場

芳松ハ雪ノ日モ厭ヒナク學業ノ傍ヲ鱈取りニ従事シ居ルモ、同窓生カ井上先生ニツレラレ郊外散歩等ヲ見テハ、子供心ニ羨ラヤマシキ表情ヲナスモ、直ニ反省シタルカ如ク自分カ働カナケレハ税金カ納マラス、税金納マラナケレハ父ヲ悪イ人ニシナケレハナラヌト心ヲ翻シ、氣ヲ取り直シテ寒氣ヲ厭ハス鱈取りニ従事シ居ル場面

此処、子供ノ遊ヒタキ心情ト初志ヲ貫徹セムトスルノ心カ入り交レテ小サイ胸ヲ痛メ居ル表情ヲナシ、觀客ノ同情ヲヒク場面

第四幕 芳松努力ノ結果税金納付ノ場

或日収入役入り来リ、例ノ通り納税ノ督促ヲナス、芳松鱈ヲ取り之ヲ売ツテ帰宅ス、親切ナル収入役ハ芳松ヲ見テ僅カ九歳ノ子供トシテ父ヲ助ケル其ノ努力ト心根ニ感シ、芳松寒イダロウ早ク来イト招ク、芳松ハ収入役ト父トノ税金ニ就テノ話ヲ聞キ、自分カ鱈ヲ取り其ノ幾分ヲ予テ貯蓄シアル金子ヲ収入役ノ面前ニ取り出シ、収入役ニ向ヒ未タ税金全部ニハ不足スルモ今日ハ之レダケ納付シ、来年三月ニハ全部期日内ニ納付スル旨ヲ話シタルニ、父ハ之ヲ聞キ僅カ九歳ノ芳松カスル大金ヲ所持シ居ルハ、父カ納税ニ苦シミ居ルヲ見テ芳松カ悪イ事テモナシタルモノト

思ヒ、芳松ヲ詰問シタルニ、芳松ハ其ノ苦心ト努力ヲ收入役及両親ニ打明ケタルニ、何レモ芳松ノ孝心ト其ノ心根ニ感動シ、両親ハ自己ノ足ラサルヲ恥チ益々奮勵ノ決心ヲ表シ、收入役ハ芳松善行美談未頼モシキ其ノ心根ニ感シ、自己ノ給料ヲ割キ金一封ヲ芳松ニ与ヘ、将来共其ノ心得ヲ忘レス努力スル様懇切同情アル言葉ヲ残シテ帰ル
(此処、芳松ノ孝心美談ニ対シ觀客ハ同情ノ涙禁スル能ハス、納税觀念ヲ喚起セシムル場面)

第五幕 芳松少年表彰ノ場

芳松奮勵努力ノ効空シカラス、三月ニハ村中第一番ニ全部ノ納税ヲ果シ、芳松一家ハ春ノ如キ団欒ノ日ヲ過コシ居ルヲ村民カ見、且ツ芳松少年ノ善行美談ヲ聞キ吾レ劣ラスト家業ヲ勵ミ、納税ヲ怠ラサリシ結果、他村ニ勝ル納税成績ヲ挙げタルヲ以テ、村ニテハ傾倒セル学校舎ノ建築ヲナシ、破損セル橋ヲ修繕シ、一村ヲ春ノ如キ平和ナ村トナシタリ、之レ皆芳松少年ノ善行美談ノ結果ナルヲ以テ、之カ表彰ヲ学校長ト協議シ、同時ニ上司ニ報告シテ学校ニ於テ表彰式舉行村民一同喜ヒノ場面

表彰式ニテハ仙台稅務監督局長及村長其他ノ表彰狀並ニ無名氏ヨリノ書狀ヲ朗讀シ、觀客ニ感動ヲ与ヘテ幕トナル

柳税第五〇二号

大正十四年七月廿一日

柳田村長 印

武生水稅務署長 殿

本月十八日付、納税思想涵養ニ関スル納税劇開演ノ件御照會ノ処、右ハ失費多端ノ折柄、乍遺憾矣施方不可能ニ付、此段及御回答候也

(平 5 福岡 3)

131 大正14年8月 稅務相談部取扱狀況

稅務相談部狀況

当局稅務相談部ハ大正十二年三月、開始ニ先チ本部開設ノ趣旨ヲ都下著名新聞紙上ニ發表シテ相談部設置ノ趣旨ヲ広く一般ニ周知セシメ、同年四月一日開始以來応接ハ懇切丁寧ニ処理ハ最モ迅速ヲ旨トシ、以テ所期ノ目的ヲ達成セムコトニ努メタル結果、本部ノ開設ト其ノ趣旨トハ漸ク一般ニ認識セラルルニ至リ、之ヲ利用スルモノ漸次多キヲ加フルニ至レリ、而シテ本部ノ開設ハ社会的ニ極メテ良好ナル反響ヲ与ヘタルモノノ如ク、各種階級ノ人々皆口ヲ極メテ其ノ適切ナル施設タルコトヲ賞讚スルニ至リ、相談ノ為メ來訪セル者モ書面ニテ相談セル者モ、等シク其ノ懇切ナル取扱振ニ満足セルモノ、如ク見受ラル、而シテ本部ノ開設ハ単ニ納稅者ヲシテ満足セシメタルニ止マラス、其ノ副産的効果トモ称スヘキハ稅務行政執行ノ実状カ如美ニ反影スルコト、ナリ、^(反映)一般稅務ノ施設上ノ参考トナリタル点亦尠カラサル実状ニシテ、取扱件数モ開設以來漸次増加ノ趨ヲ示シ、殊ニ大正十二年震災後ニ於ケル租稅減免ノ申請其ノ他ノ手續等ニ関スル取扱ニ付テハ、特ニ東京市内横浜等ノ枢要地点十四ヶ所ニ臨時出張所ヲ設ケテ、震災被害者ノ諸稅減免ノ申請手續其ノ他ノ取扱ヲナシ、自大正十三年十一月
至大正十三年一月ノ期間ニ於ケル取扱件数ハ実ニ五万件ヲ突破スルニ至レリ、爾後震災減免稅事務ノ一段落ヲ告クルト共ニ取扱件数モ漸次平常ニ復シ、本年ニ入りテハ營業稅ノ申告時期及決定後、第三種所得稅ノ申告時期及決定後等、相談件数モ相当數ニ上リ、将来本部ヲ利用セムトスル者次第ニ増加スヘキ見込ナリ

最近取扱件数等別表ノ通

										大正十四年 五月 島月		
												稅務相談部取扱件数表
印紙稅	含酒精飲料稅	酒及酒精稅	砂糖消費稅	鈹業稅	相續稅	營業稅	所得稅	所得稅	所得稅	地租	区用分件	
				一	一五	七二		一				
五	一	一	二	一九	二九	四三	三	二	六	口頭		
		一		二	二五	五〇	一			書面		
五	一	二	二	二二	一六九	五四四	四	一三	六	計		
						計	其他	府稅	徵收	骨牌稅	区用分件	電話
						八九						
						六一	二	四	四	一	口頭	
						八一		二			書面	
						七八一	二	六	四	一	計	

132 大正15年6月 納税施設奨励計画樹立の件

内訓第五号

稅務署

納税施設ノ奨励ニ付テハ、大正十年六月訓示第一号ヲ以テ其ノ方針ヲ示達シ五ヶ年計画ヲ樹テ、促進ヲ期シタリ、爾來本局ノ計画ト相呼応セル各署ノ努力ニ依リ漸次進捗ヲ遂ケ面目ヲ一新スルニ至リ、顧ミテ隔世ノ感アルハ最モ欣快トスル所ナリ

然ルニ既定計画ニ依レハ大正十四年度ヲ以テ促進計画ハ一段落ヲ告ケタルニ拘ラス、其ノ普及狀況ハ未タ半行程ニ達セサルヲ遺憾トス、納税施設ノ普及カ稅務ノ自治的施設若ハ社会化施設トシテ必要ナルハ、茲ニ贅言ヲ要セスト雖能ク之ヲ短期間ニ速成セシメ得ヘキニ非ス、而カモ之ヲ自然ノ推移ニ委ネムカ、其ノ發達ハ得テ望ムヘカラス、茲ニ於テカ從來ノ計画ヲ繼續スルノ最モ緊要ナルヲ痛感スト雖、彼行政整理ニ依ル人員經費ノ緊縮、稅制整理ニ依ル事業ノ開始等之ヲ繼續スルノ事情許サ、ルモノアルヲ認め、茲ニ已ムナク馬謖ヲ斬ルノ慨ヲ以テ年度割計画ノ延長ヲ止メムトス、然リト雖、目下ノ促進程度ト納税成績トニ鑑ミ、爾今益不斷ノ慇懃ニ依リ健全ナル施設普及ノ機運ヲ促進セシメサルヘカラス、各署ハ宜シク右趣旨ニ基キ今後一層意氣ヲ新ニシテ、適実ナル方法ト計画トヲ樹テ隨時之カ普及發達促進ニ努ムルコトヲ要ス

右内訓ス

大正十五年六月七日

名古屋稅務監督局長 近藤春台印

(平
12
名古屋
507)